

第Ⅱ編 一般災害予防計画

第1章 防災基盤の強化

～基本方針～

近年の自然災害は大規模かつ広域化が顕著であり、毎年多数の尊い人命や貴重な財産が失われている。我が国は国土の約7割を急峻な山地が占め地質構造も複雑であり、もともと自然災害を被りやすい環境にあり、かつ社会環境面でも人口減少や少子高齢化が加速しつつあるため地域の防災力は相対的に低下しつつあり、幼児や高齢者等の被災が多くを占めつつある。こうした状況から国・都道府県・市町村は、自助・共助・公助といった防災の基本に立ち返り、大規模化、広域化並びに複合化しつつある諸災害に対し、その被害を最小限に食い止めるため、ソフト・ハード両面で連携を図りつつ防災基盤の強化を図る。

これらより本町は、国や県等と密接な連携を図りつつ平常時から町の防災基盤の強化に努めるとともに災害予防あるいは減災に努めるものとする。

第1節 菟田町防災会議・菟田町災害対策本部運用計画

【体制】

| 計画項目 | 主な担当課など | 支援課など |
|---------------------|-----------------------------------|-----------------------------|
| 第1 菟田町防災会議運用計画 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 | <input type="checkbox"/> 全課 |
| 第2 菟田町災害対策本部組織・運用計画 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 | <input type="checkbox"/> 全課 |

菟田町防災会議並びに菟田町災害対策本部における運用計画については、次のように定める。町は、町域で発生する災害による被害を最小限に留め、かつ住民の生命、身体および財産を災害から守るため、町組織の全力を挙げて防災対策を推進する。

第1項 菟田町防災会議運用計画

第1. 菟田町防災会議運用計画

1. 基本方針

菟田町防災会議は、災害対策基本法第16条に基づき、町長を会長として設置し、地域防災計画の作成並びにその実施に向けた推進を図る。

なお、その組織や所掌事務等については、「菟田町防災会議条例(改正平成24年9月28日条例第20号)」に基づくものとする。

2. 所掌事務

町防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 苜田町地域防災計画を作成し、およびその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務

3. 組織

町防災会議は、会長および委員をもって組織する。

- (1) 会長は、町長をもってあてる。
- (2) 会長は、会務を総理する。
- (3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- (4) 委員は次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、または任命する。
 - 1) 指定地方行政機関の職員
 - 2) 福岡県の知事の部内の職員
 - 3) 福岡県警察の警察官
 - 4) 町長の部内の職員
 - 5) 教育長
 - 6) 消防団長
 - 7) 指定公共機関または指定公共機関の職員
 - 8) 自主防災組織を構成する者または学識経験のある者
 - 9) その他町長が特に必要と認める者

なお、委員定数は25人以内とし、上記の第7)、8)および9)の委員の任期は2年とする。ただし補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。また、第7)、8)および9)の委員は再任されることができる。

- (5) 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。この専門委員は関係地方行政機関の職員、福岡県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員および学識経験者のうちから、町長が任命する。なお、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

4. 議事その他会議の運営

町防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は会長が防災会議に諮って定める。

第2項 菟田町災害対策本部組織・運用計画

第1. 現況

1. 町災害対策本部組織

町災害対策本部は、「菟田町災害対策本部条例（改正平成24年9月28日条例第20号）」に基づき、町域において災害が発生し、または発生するおそれがある場合において町長が菟田町役場庁舎にこれを設置する。

(1) 組織

町災害対策本部は、町災害対策本部長、副本部長のもとに班長、班員を配備し、消防本部、消防団、警察、指定地方行政機関、指定公共機関並びに指定地方公共機関等から協力を得ながら災害予防および災害応急対策を遅滞なく実施する。町災害対策本部長は町長をもってあて、町災害対策本部の事務を総括し職員を指揮監督する。また、副本部長は副町長をもってあて、本部長を助け本部長が不在または連絡不能の場合においてはその職務を代理する。町災害対策本部長は、必要と認める時は町災害対策本部に部を設置することができる。

町災害対策本部員は、町災害対策本部長が指名し、町災害対策本部長の命を受け町災害対策本部の事務に従事する。町災害対策本部には次のような対策班や機構を置くものとするが本部長が必要と認めるときには、これ以外の班を置くことができる。

- 1) 総合指令班（教育長、消防長）
- 2) 資材物資班
- 3) 復旧対策班
- 4) 要配慮者支援班
- 5) 避難誘導班
- 6) 医療防疫班
- 7) 消防本部、消防団

※教育長並びに消防長は町災害対策本部に直属し、総合指令班とともに災害対策の指揮にあたる。

(2) 部

本部長は、必要と認めるときは町災害対策本部に部を置くことができる。部に属すべき町災害対策本部員は本部長が指名する。部に部長を置き、本部長の指名する町災害対策本部員がこれにあたる。部長は部の事務を掌理する。

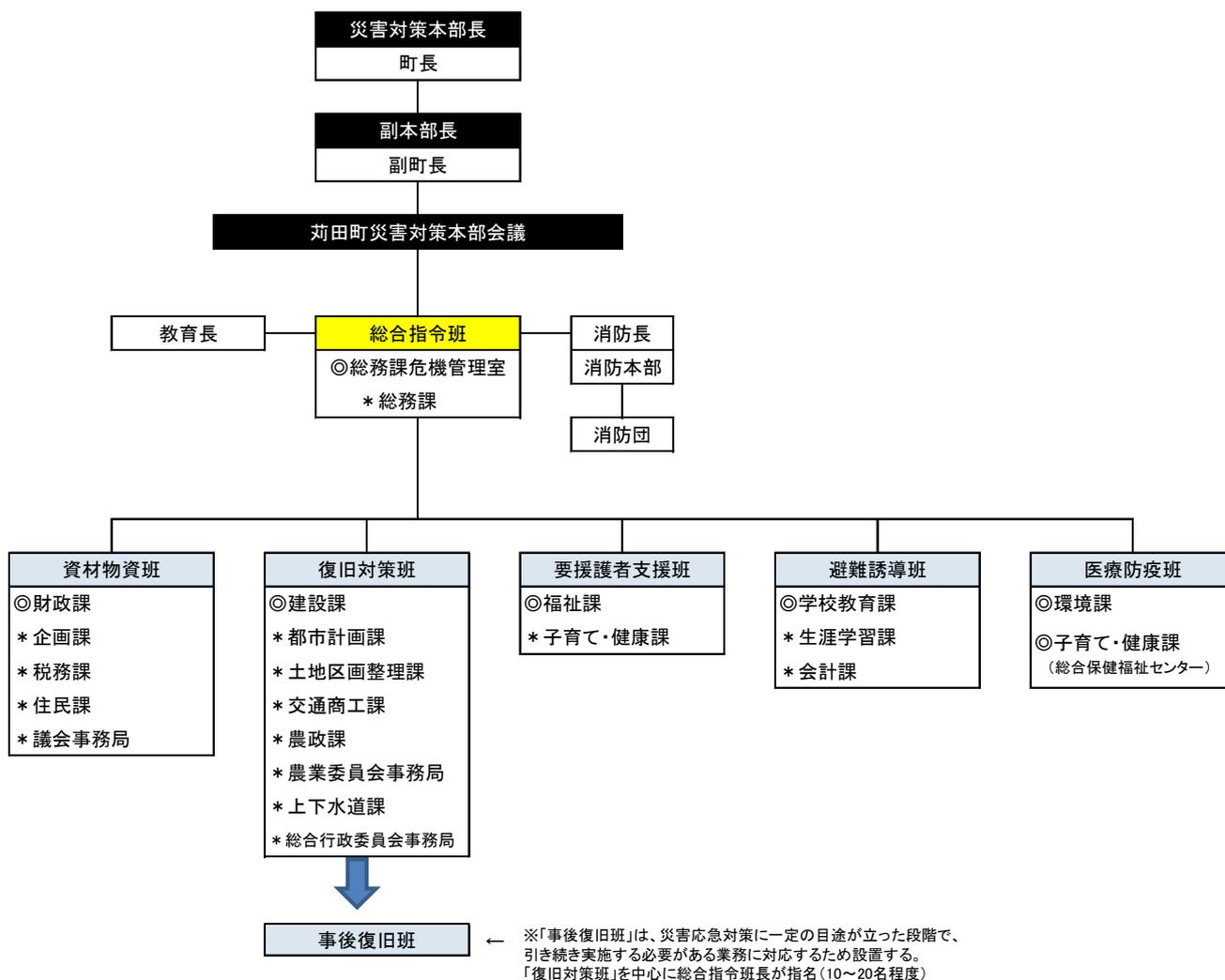
(3) 現地災害対策本部

災害の態様により、現地災害対策本部の設置が必要と判断される場合には、本部長は現地災害対策本部長および現地災害対策本部員その他の職員をおき、町災害対策副本部長、町災害対策本部員その他の職員のうちから町災害対策本部長が指名する者をもってあてる。現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

具体的な組織計画については、第Ⅲ編第1章第1節「菟田町災害対策本部等の組織体制の確立」に記載する。

菟田町災害対策本部編成図

令和4年4月現在



2. 動員・配備の方法

災害発生のおそれのあるとき、あるいは災害が発生した際の町災害対策本部の動員については、原則として本部長の指示により総合指令班長である総務課危機管理室長から、各班長を経由して町災害対策本部班員の動員配備を行う。この職員配備が完了したときには総合指令長に対して電話等で配備完了報告がなされる。

配備基準については、災害発生まで時間的余裕のある場合や非常に軽微な災害であり、町災害対策本部設置までには至らない段階としての「町災害警戒本部【警戒配備体制、災害警戒体制(第1配備)】」と、災害が発生した段階の「町災害対策本部【非常配備体制(第2配備)、特別非常配備体制(第3配備)】」とに区分し、それぞれの状況に応じた配備人員数などを定める。

なお、動員要領、参集要領等の詳細については、別途定める「菟田町災害時初動マニュアル」によるものとする。

第2. 計画目標

町の動員配備体制については、一般的な行政機関等でも汎用的に用いられるものであり、基本的に大きな問題はないものと考えられる。しかし、東日本大震災の災害教訓および本町特有の社会環境、すなわち中山間地を有し、北九州地域との重要な交通結節機能を担う都市型の市街地や大規模な臨海工業地域を併せもつ特性などから、今後は次のような動員配備体制の改善を計画していく。

- (1) 別途に町災害警戒本部または町災害対策本部の設置基準や配備内容に関する詳細を定め、これを平常時から職員へ周知徹底する。
- (2) 平常時または夜間・休日等における動員連絡網や連絡系統の多重化、さらに具体的な動員者や員数がただちにわかるよう、詳細な動員体制について「菟田町災害時職員初動マニュアル」などにより定めて体制構築並びに運用を推進する。また、これらの動員に対するバックアップ体制についても考慮検討していく。
- (3) 災害発生時には通信の輻輳（ふくそう）等による連絡手段の途絶等が起きやすい。このため、自主参集体制について参集時に要する時間や限られた時間内での参集可能人員数の把握など平常時から防災訓練等を通じて把握し、体制を確立する。
- (4) 各災害対策班の分掌事務について、より具体的な役割や行動等がわかるよう体制や分掌事務の内容等について詳細を検討し、適宜これを修正しつつ職員へ周知・徹底する。
- (5) 町災害対策本部を立ち上げる前提となる災害関連情報の入手経路の多重化や、入手情報の統括や分析を行う専従体制について、より効率的な運用を検討する。
- (6) 情報入手並びに伝達の基本となる移動通信機器（例として携帯電話やスマートフォン等）について、災害時の回線輻輳（ふくそう）による連絡途絶を回避するための代替策をあらかじめ構築しておく。
- (7) 職員参集状況や職員や家族安否情報の確認（チェックリスト）、さらには参集途上で得た被害情報や情報連絡等に関する防災初動行動リスト等の様式の整備による災害情報に関する正確性の担保や情報の共有化を図る。
- (8) 災害に適切に対処するためには、班員同士での情報共有化および情報の逐次更新（情報の鮮度）が防災初動対応を行ううえで重要な要素となる。このためパソコンのEメールや携帯メール等を活用した「庁内防災情報システム」の構築や試行運用などについて検討を進めていく。また、現在使用している紙ベース情報や掲示板を用いた情報の整理方法並びにホワイトボードの活用方法等について、防災訓練等を通じたより効果的な使用方法を検討していく。

「表Ⅱ.1.1 （参考）情報共有化のための町災害対策本部での情報ボード記載例」は資料編参照

第2節 治水・治山計画

【体制】

| 計画項目 | 主な担当課など | 支援課など |
|----------|------------------------------|--|
| 第1 治水対策 | <input type="checkbox"/> 建設課 | <input type="checkbox"/> 農政課 <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 <input type="checkbox"/> 上下水道課 |
| 第2 ため池対策 | <input type="checkbox"/> 建設課 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 |
| 第3 治山対策 | <input type="checkbox"/> 農政課 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 |

～基本方針～

本町には小波瀬川や長峡川（町南端の一部）が白川、片島、与原の各地区を流れている。2河川は町の中心市街地からはやや離れて東流しているが、白川、片島、与原地区の住宅地や田畑は河川沿いの底平地部に当たり、河川はん濫等による浸水被害を受けやすい地勢となっている。この他の河川についてはほとんどが小規模河川であり、町北西部の山地が源頭部となり山地斜面内を急勾配で流下した後に市街地を横切り周防灘に注いでいる。

本町では、地形条件として町西部地域では主に土砂災害が、町中央部から南部にかけては河川のはん濫や内水はん濫などによる浸水被害を、港湾地域等では高潮による浸水被害を受けやすく、重要水防箇所や災害危険河川区域なども多数指定されている。また、ため池については大半が老朽ため池であるため防災面での注意が必要なものが多い。

町は、このような河川のはん濫または内水はん濫、高潮浸水、老朽ため池の決壊、さらに斜面崩壊や土石流等による土砂災害等を未然に防止し、治水並びに治山の総合的対策を推進するため危険箇所の実態を把握し、これらを住民へ周知するとともに県および関係機関と協力して危険区域指定や災害防止事業の推進に努める。

第1項 治水対策

第1. 現況

町内には、重要水防箇所としては河川で2箇所、海岸で1箇所がそれぞれ指定され、災害危険河川区域としては14箇所が指定されている。災害危険河川区域は河道断面や堤防の強度が不足している、あるいは護岸部が脆弱であるまたは水衝部で護岸や河床が洗掘されやすいといった理由などから、破堤や溢水等による洪水災害が発生する危険性がある区間を示している。

県洪水浸水想定成果（想定最大規模）では小波瀬川、長峡川による洪水により与原、片島、白川の各地区が洪水浸水想定区域として示されている。この洪水浸水想定区域の大半は全体的には3.0m未満の浸水想定深であり、土地利用も耕作地を主体としているため、被害は浸水面積と比べると相対的に小さいが、宅地地域では一部地域にて想定浸水深が3.0m未満と

なる地域も局所的に存在している。

また、想定される最大降雨（153mm/h）により浸水する区域（内水浸水想定区域）は、主に小波瀬川・長峽川沿いや沿岸の低地部などにおいて広範囲にわたって見られる。この内水浸水想定区域の大半は、浸水想定深が 2.0m 未満であるが、一部地域では 2.0m 超となる区域も存在する。

なお、過去の浸水実績による浸水危険箇所では苅田小学校区で過去 10 年間に床下、床上浸水および道路溜水等のいわゆる内水はん濫による浸水被害が多く発生しており、総じて町域の低平地では浸水や冠水に伴った被害について注意が必要な環境にある。

また、令和元年 12 月、「想定される最大規模の高潮」を前提とした豊前豊後沿岸部の高潮浸水想定区域が県により公表され、本町も港湾地域や市街地を含む沿岸部が当該区域に指定された。

第2. 計画目標

1. 洪水浸水・内水浸水等の把握および住民等への周知

町は、住民に対して、次のような河川はん濫、内水はん濫、高潮浸水に関する情報提供、避難措置等の周知・啓発を行う。

- (1) 町は、洪水浸水・内水浸水の想定区域に指定される小波瀬川、長峽川流域や、高潮浸水想定区域に指定される沿岸部などについて、洪水浸水・内水浸水等の想定範囲や想定浸水深に関する情報、洪水・浸水等の警報・注意報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時・浸水時等における円滑で迅速な避難行動を確保するため、必要な事項を定めた洪水・内水・高潮ハザードマップを作成配布し、住民説明会、避難訓練、防災学習等の場において利用方法を説明するなど、継続的な住民への分かりやすい周知を図る。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。
- (2) 浸水想定区域内の高齢者等の要配慮者が利用する施設については、当該施設の利用者が洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図れるよう、洪水予警報等の伝達方法を定めることや避難体制などの防災体制の確立に努めていく。
- (3) 町は、災害発生を未然に防止し、または被害の拡大を防止するため、浸水、低地冠水その他異常気象により水害が発生するおそれがある危険箇所について、国や県と連携を図りつつ、その実態把握に努める。なお、町長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。
- (4) 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、食料、飲料水を備蓄するこ

と、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

2. 浸水想定区域に位置する要配慮者利用施設における浸水対策

洪水・内水・高潮による浸水想定区域に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等、並びに避難訓練の実施結果について町長に報告する。

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

「表 I.5.20 災害危険区域内にある各種施設」は資料編参照

3. 災害防止事業の推進

町は、次のような治山・治水対策について、国・県と連携して災害防止事業の推進に向けた取組みを行う。

- (1) 主要河川改修は県事業として計画的に進められている。町は、これらの事業の早期完成に向け、協力および連携を図っていくとともに、開発進行が著しい地区、重要水防箇所、改修未計画区間等における河川改修事業の積極的な推進について、関係機関に対し要請を行う。
- (2) 宅地開発等の進行や短時間豪雨の頻発に伴う雨水流出量の急増を考慮した主要河川や小河川に対する浚渫、堤防補強または護岸改修、内水はん濫が多発する地区に対する雨水排水路や雨水幹線等の整備計画の立案をはじめとして、各施設機能の見直しの必要性等について検討していく。
- (3) 護岸や橋脚の残存流木や塵芥の排除および施設の老朽化部に対する補修並びに橋台や石積護岸基礎の洗掘箇所への補強等、河川施設管理の充実を図る。
- (4) 道路側溝の整備および機能維持のための日常防災点検等、災害誘発の未然防止に努める。
- (5) 河川の水質汚染防止を図るほか、河川清掃や浄化に対する全町的活動を通じ住民参加型の水辺環境、景観形成等、環境に配慮した河川整備計画を推進する。
- (6) 中山間地における森林保全事業等の展開により、山地における保水能力を高め、急激かつ大量の出水を未然に抑制または防止する環境づくりを推進する。
- (7) 山地からの流出土砂により河川区間に異常な土砂堆積を誘発し、河川はん濫や洪水を起こす危険性の高い溪流や山地斜面に対して土砂流出抑制を目的とした治山や砂防事業の推進を関係機関に要請し、その円滑な実施について協力する。

- (8) 下水道や雨水幹線に対する計画的な施設整備の推進により、町域全体として雨水排水機能を向上させる。
- (9) 海岸部や河川沿いの低平地など豪雨や高潮により冠水が懸念される地区並びに内水はん濫の常態化が著しい地区に対しては排水機場（ポンプ場）の整備や調整池の整備等を計画的に検討していく。
- (10) 地区防災訓練等で自主防災組織による土のう作りや土のう積みの訓練等を計画・実施し、浸水を未然に防止するための地域の緊急初動体制を確立する。

4. 水災に備えた連携体制の構築

町は、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「福岡県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、県、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

第2項 ため池対策

第1. 現況

本町が台地や丘陵地等に富んだ地形を有することから、町内各所には多くのため池が築造されている。本町域のため池はため池台帳によると全部で44箇所が確認されており、このうち決壊すると重大な被害となる防災重点農業用ため池は38箇所である。それらのほとんどは江戸時代や明治時代に築造されたため池であると考えられている。

町は、これらのため池に対して、今後施設の点検調査を計画的に実施していくことにより、施設の適切な維持管理を推進していく必要がある。

第2. 計画目標

- (1) 管理者は、防災重点農業用ため池のうち、老朽化が顕著なため池から優先して堤体や樋管の状況、堤体からの異常な漏水の有無等について施設点検を計画的に行う。特に、防災重点農業用ため池については、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に係る推進計画に基づき、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、防災工事を計画的に実施する。
- (2) 町は、施設点検の結果に基づき、必要に応じてボーリング調査等の詳細調査を計画し、堤体補強、漏水防止、余水吐き並びに取水施設等の改修整備計画を検討する。
- (3) 老朽化等により施設機能の低下が著しいため池については、緊急性の高い順に受益者と相互協議のうえで補修・点検等に関する検討を行う。
- (4) 毎年、出水期前には築堤年が古く施設の老朽化や部分的な損傷が著しい、あるいは豪雨時等において、外力に耐え得る構造になっておらず、災害発生の危険性が高いと考

えられるため池を中心として、その都度管理者にて点検パトロールを実施するよう努める。

また、大雨前や台風前には、管理者にて町内の農業用ため池の事前放流による低水位管理を行い、ため池の決壊防止及び下流域への水害軽減を図るなどの対応を実施するよう努める。

- (5) 防災重点農業用ため池については、県から提供された浸水想定区域図を公表するとともに、町ハザードマップを作成・公表するなど、住民への周知を進める。ハザードマップの作成に当たっては、ワークショップを開催するなど十分に地域と連携するとともに、作成後においては、説明会や防災学習等の場等を通じて継続的な住民への分かりやすい周知に努める。

第3項 治山対策

第1. 現況

本町では町の西から北東地域にかけて中山間地が分布し、山林が町総面積の約 1/3 の 1,663ha(令和 4)を占めている。このうち保安林は 221ha(R3 年 4 月末現在)が指定されており、そのほとんどが民有の土砂流出防備保安林としての扱いとなっている。

第2. 計画目標

町は、次のような治山対策の推進について、関係機関と連携して推進に努める。

- (1) 町は、平常時から関係機関（環境省や森林管理局、県部局等）と連絡・連携を密にしつつ、森林のもつ公益的機能の維持向上を図るため適正な施業への誘導に努める。また、所有者に対しては、計画的な造林に向けた対応等について助言をしていく。
- (2) 土砂流出防備保安林を中心に水土保全機能の発揮および山地災害を防止するため、治山事業や砂防事業の推進並びに自然公園やレクリエーション森林における適正な山林管理による山地荒廃防止等について、事業の円滑な実施について協力する。
- (3) 山腹崩壊、崩壊土砂流出、地すべり等の対策については、本章第3節「土砂災害防止計画」に準じる。

第3節 土砂災害防止計画

【体制】

| 計 画 項 目 | 主な担当課など | 支援課など |
|----------------|---|---|
| 第1 急傾斜地・地すべり対策 | <input type="checkbox"/> 建設課 | <input type="checkbox"/> 農政課 <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 <input type="checkbox"/> 都市計画課 <input type="checkbox"/> 土地区画整理課 |
| 第2 土石流対策 | <input type="checkbox"/> 建設課 | <input type="checkbox"/> 農政課 <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 |
| 第3 山地災害対策 | <input type="checkbox"/> 農政課 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 |
| 第4 土砂災害防止法の推進 | <input type="checkbox"/> 建設課 <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 | |

～基本方針～

本町北西部はカルスト台地（石灰岩台地）である平尾台に連なる山塊が分布し、町の中央部には高城山（標高 416m）を中心とする稜線が南北に連なっている。この稜線東側は緩傾斜の台地または平坦地になっており、ここに町市街地が形成され、この平坦地の東側に周防灘に接する海岸部が形成されている。

集落や市街地は山麓部や小波瀬川沿いの低平地内に形成されるが、近年の土地の高度利用により山麓斜面直下へ向けた開発も進みつつあり、全般に一部の市街地を除いて土砂災害を受けやすい地形条件となりつつある。また、本町を構成する地盤は花崗岩類や変成岩類（片岩類）を主体としているため、これらの強風化部の分布域では脆弱で地すべりなどの土砂災害を起こしやすい地質環境となっている。

従って、本町では「急傾斜地崩壊」、「地すべり」、「土石流」、さらに「山地災害」に対する防止対策を促進していく必要がある。

なお、これらの防止対策は県の整備事業として実施されるものが多く、町はこれら諸事業の円滑な進行に協力するとともに積極的な対策事業推進を関係機関に対し要請する。

ただし、緊急性を要するような場合においては、町は緊急的な警戒避難体制をただちに確立し、可能な限りの応急対策を実施する。

また、町域における土砂災害環境について住民に正しく情報を周知するためハザードマップ配布等による災害危険箇所の周知や防災知識の普及・啓発を図りつつ、あわせて防災情報の収集・伝達体制を確立し、避難情報や災害に関する情報をより迅速に地域住民に提供できるように努める。

特に、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定箇所で、指定区域内に高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合等においては、当該施設管理者による円滑で迅速な警戒避難行動が行われるように、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

第1項 急傾斜地・地すべり対策

第1. 現況

本町のがけ崩れ危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所）は、町全域に広く分布している。また、苅田、馬場、南原、与原校区では地区の山地・丘陵部にてがけ崩れ危険箇所が多く存在している。町西側の片島、白川校区においてもがけ崩れ危険箇所が存在している。

「表 I.5.2 急傾斜地崩壊危険区域（県砂防課所管）」は資料編参照

「表 I.5.3 がけ崩れ危険個所数の校區別総括表」は資料編参照

「表 I.5.4～表 I.5.7 急傾斜地崩壊危険箇所（県砂防課所管）」は資料編参照

「表 I.5.8 山腹崩壊危険地区（民有林）（県農林事務所所管）」は資料編参照

「表 I.5.9 土砂災害（特別）警戒区域指定一覧表（急傾斜地の崩壊）（県砂防課所管）」
は資料編参照

「図 I.5.1 土砂災害危険箇所位置図」は資料編参照

第2. 計画目標

1. 未指定危険箇所の実態調査および県指定の促進

- (1) 急傾斜地崩壊や地すべりの危険性がある箇所については、町職員や専門技術者による実態調査を迅速に行ったうえで現況を把握し、指定様式の調査カルテに整理するとともに、これらの資料をもとに今後の対策などについて県などの関係機関を交えて検討する。
- (2) より危険性が高いと考えられる箇所に対しては関係機関や地元関係者と調整して緊急措置として警戒避難体制を構築し、国または県の支援を得て緊急調査を行い、区域指定を受けたうえで防止対策事業が実施できるように地元関係者や地権者との調整を行う。
- (3) 町は、防止対策事業完了迄の期間は継続した追跡調査が実施できるよう、危険斜面や地すべり等のカルテや台帳を作成し、危険箇所情報として管理するとともに、梅雨期、台風期等の豪雨発生期前には必要に応じて町職員等による巡視・点検を行うなど危険箇所の実態把握に努める。

2. 警戒避難体制等の整備

町は、関係住民を安全な避難場所に誘導するため、次の項目について措置する。

- (1) 急傾斜地崩壊および地すべりの土砂災害警戒区域の周知

住民が安全な避難を行えるように、町地域防災計画に急傾斜地崩壊および地すべりの土砂災害（特別）警戒区域に関する情報を掲載し、あわせて町ホームページやハザードマップ等で住民に公開または配布する。

(2) 自主防災組織の育成

災害情報の収集および伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるように、関係住民の協力を得て危険区域が位置する自治会長等を責任者とする自主的な防災組織の育成に努める。

なお、詳細は本編第2章第2節「自主防災体制の整備計画」に準じる。

(3) 避難に係る警報装置等の整備

関係住民の避難が自主的かつ円滑に実施されるように、簡易雨量計や警報装置等の校区等の単位での整備に向けた検討や、県管理雨量観測所に対する補助的な地域支援の位置づけとして観測機器の維持管理に関する対応について検討を進める。

(4) 急傾斜地崩壊および地すべり危険箇所の防災パトロール

警察署や消防団等と連携して、斜面崩壊や地すべりによる危険箇所災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため管轄区域内にて梅雨期、台風期または集中豪雨が予想されるときには随時危険箇所に対する防災パトロールを検討する。

(5) 情報の収集および伝達体制の整備

1) 情報の収集

過去の災害経験等をもとに、どの程度の降雨であれば急傾斜地崩壊や地すべりの危険性が高まるかどうかを地域情報として把握するように努め、それらの資料を平常時から検討および整備しておき、気象予警報等の情報として活用を図る。

2) 情報の伝達

急傾斜地崩壊および地すべり発生に関する動態観測機器並びに機器稼働に必要な動力源が伝達不能にならないよう機器の設置箇所に留意する。また、関係住民に対する気象予警報等情報の伝達が円滑かつ迅速に実施できるように、伝達体制を整備するとともに危険箇所周辺における簡易雨量計等の観測者および防災パトロール実行者による緊急情報等の伝達方法について、平常時から多重性をもたせて構築しておく。

(6) 避難体制の整備

土砂災害に対応した形で避難所（指定一般避難所、指定福祉避難所等。以下同じ。）の指定と整備を推進する。小・中学校、校区公民館、学習等供用施設その他公共施設等の避難所としての確保とあわせて、平常時から施設の維持管理、避難誘導および避難者受入れ体制等を含めた総合的な避難体制充実を図っていくものとする。

なお、避難路・避難所の整備等については、本編第3章第8節「避難体制等整備計画」に準じるが、これらは基本的には警戒区域ごとに定めるものとする。

(7) 警戒避難基準雨量の設定

警戒または避難を行うべき基準については、県が定める雨量（がけ崩れ警戒・避難基準雨量）等を参考に避難基準雨量を検討して警戒・避難体制の整備を図る。

3. 行為の制限

県は、町内の急傾斜地崩壊危険区域においては「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第7条に基づいて崩壊を助長もしくは誘発する原因行為を制限する。また、崩壊現象を防止するために整備された対策施設機能の低下をもたらす行為も同様とする。

地すべり防止区域については急傾斜地崩壊危険区域における行為制限と同様に、地下水を増加させる行為、あるいは地表水の浸透を助長する行為並びにのり切、切土、工作物設置など地すべりの誘発原因となる行為が制限されている。

町は、これらの危険区域やその周辺での行為について住民に法規制情報などを周知し、危険区域の保全に協力する。

4. 宅地開発における防災指導の強化

町は、斜面崩壊や地すべり等が発生しやすい町域での宅地開発について、宅地造成等規制法、土砂災害防止法、建築基準法並びに都市計画法等に基づいた災害防止処置について開発行為者に対して指導や監督を強化する。

また、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

5. 防止対策工事の推進

緊急度の高い箇所や地域住民からの要望が強い危険箇所等について、町は急傾斜地崩壊対策工事や地すべり対策工事の促進について県へ要請するとともに、その実施に際して地元調整等に協力することで対策事業の円滑な推進を図る。

6. 排水対策、がけ面・すべり面对策等の実施

町は、必要に応じ、次のような排水対策やがけ崩れ防止対策並びに地すべり対策工事等の実施について検討を進める。

- (1) 地表水が急傾斜面や地すべり地内に流入しないよう、表面排水溝を設置または既設擁壁や石垣背後の排水状況を調査して改修するなど排水対策を実施する。
- (2) がけ地や斜面上端にあり、強風等による揺らぎで地山を不安定化させるおそれがある大木については選別したうえで伐採する。
- (3) 亀裂や割れ目が生じている斜面や浮石が散在している不安定な箇所については、ビニールシートによる斜面の被覆やコンクリート吹付工等の対策工事により斜面の補強や整備を進める。
- (4) 二次災害防止のための防水シート、杭等を平常時より購入・保管しておき、住民から要望があった場合にはシートを緊急設置するなどの応急対策を行う。

7. 住宅移転事業の推進

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、建築基準法第39条や土砂災害防止法第9条の規定により県が指定した災害危険区域について、「がけ地近接等危険住宅移転事業」による区域内の住宅移転を推進する。

第2項 土石流対策

第1. 現況

本町には、県により調査・公表された砂防課所管の土石流危険溪流Ⅰ(人家5戸以上もしくは公共施設等に流入する溪流)や土石流危険溪流Ⅱ(人家1戸以上5戸未満に流入する溪流)があり、土石流危険溪流ⅠあるいはⅡの分布域については白川校区に多い傾向が伺える。また、県農林事務所所管の崩壊土砂流出危険地区もあるが、県土整備事務所所管の土石流危険溪流と一部に重複しているものもある。

なお、崩壊土砂流出危険地区の分布については、町中央から西部にかけての山地部に集中している。

「表Ⅰ.5.10 土石流危険箇所数の校區別総括表」は資料編参照

「表Ⅰ.5.11 土石流危険溪流一覧表(県砂防課所管)」は資料編参照

「表Ⅰ.5.12 崩壊土砂流出危険地区一覧表(県農林事務所所管)」は資料編参照

本町での土石流対策事業は著しい土砂流出等によって土石流や洪水の発生のおそれのある河川や溪流について、砂防指定地に指定して対策事業を推進している。

本町では、殿川、一口川、白川、弁入川、浄土院川、新津谷川の8河川に指定がかけられている。

「表Ⅰ.5.13 砂防指定一覧表(県砂防課所管)」は資料編参照

第2. 計画目標

1. 危険溪流等の実態調査および砂防指定地の推進

- (1) 町は、危険溪流について保全対象の有無や多少にかかわらず、国や県の支援を得て、溪流の実態調査や溪流内のパトロールを定期的実施するよう心がけ、現状の把握に努める。
- (2) 町は、災害の危険性が高いと判断される未指定の溪流について、土地利用の状況や保全対象の状況さらに土地所有者等の諸情報を整理しつつ、県や国の関係部署と調整して危険溪流としての指定を受け、防災対策事業が円滑に展開できるよう努める。
- (3) 町は、溪流内の既設工作物点検を定期的実施するよう努め、拡大性の亀裂や基礎部の洗堀等を発見した場合には、早期の補修対応について施設管理者へ通報して施設改修に向けた調整を行うほか、緊急時においては町単独で対処することも検討しておく。

2. 警戒避難体制等の整備

関係住民を安全な避難所に誘導するため、次の項目について措置するものとする。

(1) 土石流危険渓流の周知

住民が安全な避難を行えるよう町地域防災計画書に土石流危険渓流を明示するとともに、町ホームページや防災マップに掲載し住民に配布することにより、土石流危険渓流の周知を徹底する。さらに各危険渓流の谷出口等に県が設置する危険渓流標識等に関する周知も同時に行い、現地での土石流の危険性に関する周知を徹底する。

(2) 自主防災組織の育成

災害情報の収集および伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、住民の協力を得て区域内の自治会長等を責任者とする自主防災組織等の育成に努める。なお、詳細は本編第2章第2節「自主防災体制の整備計画」に準じる。

(3) 避難に係る警報装置等の整備

関係住民の避難が自主的かつ円滑に実施されるように急傾斜地崩壊、地すべりと同様に簡易雨量計や簡易警報装置等の自治会単位での整備や県が設置管理する雨量観測所に対する補助的な維持管理支援に向けた対応を検討していく。

(4) 情報の収集および伝達体制の整備

1) 情報の収集

過去の災害経験等をもとに、どの程度以上の降雨量があれば土石流発生の危険性が高まるかなどを地域情報として把握し、それらの資料を平常時から整備することで気象予警報などの防災情報としても活用を図っていく。

2) 情報の伝達

土石流の発生に関する伝達機器並びに機器稼働に必要な動力源が伝達不能にならないよう機器の設置箇所には留意する。また、関係住民に対する気象予警報など情報伝達が円滑かつ迅速に実施できるよう、その伝達体制を整備・確立するとともに、危険渓流周辺における簡易雨量計等の観測者および防災パトロール実行者による緊急情報等の伝達方法について平常時から国、県との協働体制を構築するなど、多重性をもたせて整備しておくものとする。

(5) 避難体制の整備

土石流災害に対応した避難所や避難経路の指定と整備を推進していく。小・中学校、公民館、学習等供用施設その他公共施設等の避難所確保と管理並びに土石流のはん濫危険区域を迂回する避難経路の選定による避難誘導および避難者受入れ体制等を含めた避難体制について総合的な観点から充実を図っていく。

なお、避難路・避難所の整備等については本編第3章第8節「避難体制等整備計画」に準じる。

(6) 警戒避難雨量の設定

警戒または避難を行うべき基準については、県が定める雨量（土石流警戒・避難基準雨量）等を参考にしつつ、避難基準雨量を検討して警戒・避難体制の整備に努める。

3. 防災知識の普及

町は、関係住民に対し、日頃から次の事項をはじめとする防災知識の普及を図るとともに、特に土石流による災害が発生するおそれのある梅雨期・台風期等の直前時期、または全国的に実施される土砂災害防止月間などにて各種講習会開催や防災訓練の実施等に努める。

(1) 土石流災害の特性

(2) 警戒避難すべき土石流の前兆現象

- 1) 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の衝突するような流下音が聞こえる場合
- 2) 溪流の流水が急激に濁りだした場合や流木等がまざりはじめた場合
- 3) 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少しはじめた場合
(上流に崩壊が発生し、溪流が閉塞されて天然ダム化している危険があるため)
- 4) 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- 5) 溪流付近の斜面にて落石や斜面崩壊が発生しはじめた場合や、その前兆が出はじめた場合

(3) 災害時の心得

- 1) 気象予警報等の聴取方法
- 2) 避難の時期、方法、場所
- 3) 飲料水、非常食料の準備
- 4) その他災害特性に応じた措置

4. 宅地開発における防災指導の強化

土石流が発生しやすい地域における宅地開発に際しては、砂防法や土砂災害防止法並びに森林法等に基づき開発行為者に対し災害防止処置についての指導・監督を強化する。

5. 砂防・治山事業の推進

町は、県の砂防事業が円滑に進むように次の事項について協力する。また砂防指定区域内における各種制限行為について、住民への周知や法規制遵守等について指導していく。

(1) 砂防指定地の指定

国土交通大臣は、砂防法第2条により、「治水上砂防のため一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地」を砂防指定地として、土石流の発生を助長する行為を制限するために指定を行う。

(2) 砂防・治山事業の実施

県は、土石流危険溪流における既設堰堤（えん堤）や溪間工等の有無、保全対象の状況および堰堤（えん堤）等の対策工事など、事業推進の必要性等を総合的に考慮して、砂防・治山事業を適宜計画的に推進するものとする。

第3項 山地災害対策

第1. 現況

山地災害危険地区とは、地形・地質特性等から判断して山地災害が発生するおそれの高い、あるいは発生した箇所で保全対象（人家や公共施設等）の状況から見て危険であると判断された地区を指し、林野庁が定める調査要領に基づいて判定されたものである。

山地災害危険地区には「山腹崩壊危険箇所」、「地すべり危険箇所」、「崩壊土砂流出危険箇所」があり、それぞれ国土交通省が災害の形態として示している急傾斜地の崩壊、地すべり、土石流に相当する。

本町には、山腹崩壊危険地区(民有林)、崩壊土砂流出危険地区(民有林)、地すべり危険地区（民有林）の危険地区が存在する。ただし、これらは急傾斜地崩壊危険箇所や区域および土石流危険渓流と重複しているものが存在する。

「表 I.5.8 山腹崩壊危険地区（民有林）（県農林事務所所管）」は資料編参照

「表 I.5.12 崩壊土砂流出危険地区一覧表（県農林事務所所管）」は資料編参照

「表 I.5.15 地すべり防止区域（県砂防課所管）」は資料編参照

「表 I.5.16 地すべり危険箇所一覧（県砂防課所管）」は資料編参照

「図 I.5.1 土砂災害危険箇所位置図」は資料編参照

第2. 計画目標

1. 山地災害危険地区の周知

町地域防災計画書に山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区および地すべり危険地区などの山地災害危険地区を掲載し、災害危険箇所とあわせて住民へ周知を図る。

2. 防災意識の普及

山地災害が増加する梅雨期前に「山地災害防止キャンペーン」期間として関係機関での山地防災ポスターの掲示、パンフレットの配布などを住民に対して実施するように努め、住民の山地災害防止意識の向上に努める。

3. 点検パトロールの実施

梅雨時期前等において町や消防団並びに行橋農林事務所等による山地災害危険地区のパトロールや施設の点検等を検討し、災害の未然防止に努めるなど適切な対策を講じる。

4. 治山事業の実施

山地の荒廃進行あるいは集中豪雨等により、山地災害が発生または発生するおそれが高い地区等に対して、山地災害の実態や緊急性並びに対策の必要性等を総合的に検討し、治山事業の実施に際しては地元調整等に協力するなどして事業の円滑な推進を図る。

第4項 土砂災害防止法の推進

第1. 現況

平成13年4月に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号、以下「土砂災害防止法」という。))」が施行され、県は「土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針」に基づいた基礎調査の実施および関係市町村長の意見を聴き、土砂災害(急傾斜地の崩壊・土石流・地すべり)のおそれのある区域を土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域として法指定を進めている。

また、平成22年11月には新潟県中越地震や岩手・宮城内陸地震等の大規模広域災害の教訓を取り入れ、大規模な土砂災害が急迫している状況においては市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については都道府県が、被害が想定される区域・時期に関する情報を提供することができるように法改正がなされている(平成23年施行)。

本法律では土砂災害から住民の生命を守るため、あらかじめ土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、その中でも特に著しい土砂災害が発生するおそれがある区域においては一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造規制等を行うことが定められている。

第2. 計画目標

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域は、一定の開発行為の制限および居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域であり、町はこれらの土地に対し次のような処置を講じる。

【参考】土砂災害防止法 警戒区域および特別警戒区域について

「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に被害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制を整備する必要のある土地の区域。

「土砂災害特別警戒区域」とは、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。

1. 警戒避難体制の整備

- (1) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等が指定された場合には、町地域防災計画において警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他の必要な措置を講じるものとする。
- (2) 指定を受けた区域内に、主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には当該施設での円滑な警戒避難が行われるように、町および施設管理者にて土砂災害に関する情報等の伝達方法について、あらかじめ定めておく。

2. 土砂災害警戒区域の指定に係る必要事項の周知

土砂災害警戒区域等については町地域防災計画に基づいて土砂災害に関する情報伝達方法、指定緊急避難場所に関する事項その他円滑な警戒避難を確保するうえで必要となる事項について、町ホームページに掲載する他、印刷物(ハザードマップ)等を作成し、住民説明会、避難訓練、防災学習等の場において利用方法を説明するなど、継続的な住民への分かりやすい周知に努める。

【参考】土砂災害防止法 警戒避難体制の整備等

第7条 町防災会議は、警戒区域の指定があったときは、町地域防災計画(基本法による町地域防災計画をいう)において、当該警戒区域毎に、土砂災害に関する情報の収集および伝達、予報又は警報の発令および伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるものとする。

2 警戒区域をその区域に含む町長は、前項に規定する町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれのある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知させるよう努めるものとする。

「表 I.5.9 土砂災害(特別)警戒区域指定一覧表(急傾斜地の崩壊)(県砂防課所管)」は資料編参照

「表 I.5.14 土砂災害(特別)警戒区域指定一覧表(土石流)(県砂防課所管)」は資料編参照

「表 I.5.18 土砂災害(特別)警戒区域指定一覧表(地すべり)(県砂防課所管)」は資料編参照

「図 I.5.1 土砂災害危険箇所位置図」は資料編参照

3. 土砂災害警戒区域に位置する要配慮者利用施設における土砂災害対策

土砂災害警戒区域に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、土砂災害が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等、並びに避難訓練の実施結果について町長に報告する。

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

「表 I.5.20 災害危険区域内にある各種施設」は資料編参照

第4節 火災予防計画

【体制】

| 計 画 項 目 | 主な担当課など | 支援課など |
|-------------------------|-------------------------------|---|
| 第1 消防力・消防施設等の 整備強化対策 | <input type="checkbox"/> 消防本部 | <input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 |
| 第2 火災危険箇所等の防火対策 | <input type="checkbox"/> 消防本部 | <input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 都市計画課 |
| 第3 林野火災予防対策 | <input type="checkbox"/> 農政課 | <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 京都森林組合 |
| 第4 防火管理体制の強化対策 | <input type="checkbox"/> 消防本部 | <input type="checkbox"/> 都市計画課 <input type="checkbox"/> 上下水道課 |
| 第5 予防指導・査察計画 | <input type="checkbox"/> 消防本部 | |

～基本方針～

本町には消防車両の進入が困難、あるいは老朽化した木造建物が多く延焼の危険性が高い等の理由から指定される火災防御困難地域や特定消防区域は存在しない。また、幸いにも町域では過去に大規模火災による災害は発生していない。しかし、町域の家屋密集率および木造建物率では苅田・馬場・南原の各校区で建物密集率が高く、これらに次いで与原校区が高くなっている。木造建物率についても町建物全体の約7割が木造であり、建物密集地帯になっている南原校区では74.4%と高くなっているほか、中山間地である片島・白川校区では平均値より8割弱の木造率となっている。

町は、これらの社会環境に対応した消防活動と効率的な火災防止対策が行えるよう、次の方針のもとに火災予防施策を推進するものとする。

1. 消防力、消防設備の整備強化
2. 火災危険箇所等における防火対策の強化
3. 林野火災の防止
4. 防火管理体制の強化
5. 予防、査察制度の活用

「表Ⅰ.4.13 校区別の木造建物率および建物密集率」は資料編参照

第1項 消防力・消防施設等の整備強化対策

第1. 現況

火災発生状況については建物火災として毎年 10 件程度発生しており、特に市街地で人家が密集する荻田、馬場、南原、与原校区周辺での出火件数がやや多い状況となっている。また、林野火災も年 1～2 件程度が発生している。

本町には消防組織法に基づき常備消防機関として荻田町消防本部（荻田町消防署）が設置されている。また、非常備消防機関として荻田町消防団がそれぞれの校區別に組織化されている。消防団員の数は定員 123 人で、構成は第 1 分団から第 6 分団までの 6 分団体制となっており、年齢的には全国消防団の動向とほぼ同様に団員の高齢化が徐々に進みつつある。

本町における消防水利は消火栓が 1,525 箇所（令和 3 年度末時点）、防火水槽が 57 箇所、（うち私設 14 箇所）の計 1,582 箇所が設置されている。この消防水利の整備率については、町全域をほぼ網羅するように設置されており、家屋が密集し工場等による危険物施設が多い町市街地では消火栓が多く配置され、家屋密集率の低い片島、白川の両校区では防火水槽の整備が多くなっている傾向が伺える。

消防施設の中の消防ポンプ車は消防署に 5 台（うち 1 台は化学消防車、1 台ははしご付き消防ポンプ車）、各消防団に 1 台の計 6 台がそれぞれ配備されている。その他設備として救急自動車 2 台、救助工作車が 1 台、指令車等その他車両が 5 台の計 8 台が消防署に配備されている。

消防機構や消防水利等に関する課題としては、「消防団員の高齢化」や「消防水利未設置地区の解消」、「工場火災や船舶火災など大規模事故に伴う火災や化学薬品の爆発等を伴う火災への対処能力の向上」並びに「消防資機材の多様化や更新」等が挙げられる。

第2. 計画目標

1. 消防施設の強化・保全

- (1) 町は、消防本部と連携し「消防力の整備指針」に基づいて年次計画により消防施設・機械等の整備、更新を行っていくとともに、消防設備の新鋭化・多機能化を図る。
- (2) 多様化する火災態様に対処するため地域実情に応じ、はしご付消防自動車および消防ポンプ自動車、化学消防自動車、救助工作車等の更新・整備を推進する。特に本町では荻田港の重要港湾に該当する地域を擁しているため、港湾地域の工業地帯における大規模な火災事故への対処能力の向上を検討する。
- (3) 消火の初動および活動体制を確保するため、消防署等の施設整備および個人装備等の拡充整備を進める。
- (4) 消防施設等の保全

火災発生の場合の初期消防活動、火災その他の災害の場合の救急行動を迅速に行うため、現有消防ポンプ自動車等の性能点検並びに設備整備を確実に実施することにより、常にその性能の維持と向上を図り、有事の際の即応体制を確立する。

2. 消防水利施設の整備

- (1) 火災の延焼拡大の危険性が高い地域や迅速な消防活動が困難な地域等を中心に、防火水槽や耐震性貯水槽の整備、ビル保有水の活用、河川やプール等の自然水利の活用や確保をより一層推進していくものとする。
- (2) 現有水利の保全に努めるとともに消防水利の未整備区域を中心として「消防水利の基準」に基づいた消防水利の整備を、年次計画を策定しつつ着実に整備していく。
 - 1) 消火栓については水道管理設時に随時設置を進める。
 - 2) 防火水槽については用地確保面での問題があるため、公共用地（公園・空地等）を中心とした設置を考慮しつつ整備を推進していく。
 - 3) 消防水利の不足または道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の防災体制強化を図る。

3. 消防団の強化

- (1) 消防団組織の整備と防災資機材格納庫、可搬式動力ポンプ等の施設・装備および活動資機材の充実・強化を図り、「消防団協力事業所表示制度」等を活用しつつ、事業所との連携体制を整備する。また、消防団の各分団相互間における消防活動の協力体制の強化を図る。
- (2) 消防団員確保については、基本団員(全ての活動に参加)の確保を基本とするが、基本団員の確保が困難な場合には特定の活動や大規模な災害等に限定して参加する「機能別団員・分団制度」等により、地域実情に適した入団促進を行う。また、公務員への働きかけ、女性や大学生の入団促進等、幅広い層への働きかけに努める。
- (3) 召集伝達網を通じての召集、参集実施訓練等並びに消防団員に対する訓練を強化する。
- (4) 消防団の活性化対策の推進
消防団を魅力あるものとし団員の確保を図るため、ソフト面、ハード面の両面からの活性化に向けた計画を推進する。
 - 1) 消防団拠点施設、安全装備(防火衣等)の整備拡充
 - 2) 報酬、出動手当額の適正な算定と支払い
 - 3) 退職報償金や公務災害補償の充実についての要望
 - 4) 消防団PR用の映画、ポスター、リーフレットの積極的な活用
 - 5) 教養研修、レクリエーション活動の整備充実
 - 6) 地域ごとの女性消防団等の設置に向けた検討
- (5) 消防団と自主防災組織の合同訓練の推進
消防団は、地域に密着し、地域に関する豊富な知識と経験を有しており、町の防災体制の中核として、また中心的な実働部隊として大きな役割をもつ組織である。従って、町は消防団員や消防団経験者が地域の自主防災組織の牽引的存在となり、その立場を活かした消防訓練等を積極的に指導することができるように、自主防災組織との合同研修等を積極的に推進していくこととする。

(6) 消防団員の教育訓練

町は、消防団員の知識および技能の向上を図るため、県消防学校等へ必要に応じて派遣するほか、一般教養訓練計画等を策定し、継続的に実施するものとする。

4. 避難道路周辺等の防護

町は、避難計画の策定に当たり、避難道路周辺等の防護に必要な消防体制を強化するため、施設、車両および防火水槽等の整備に努める。

5. 総合的な消防計画の策定

- (1) 町は、消防計画を策定し、毎年検討を加え必要に応じて修正するものとする。
- (2) 町は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合における消防機関の組織、消防隊の編成、運用およびその他活動体制等について年次消防計画を定めておく。

6. 市町村相互の応援体制の強化

町は、災害時における消防活動の万全を期するため、消防相互応援協定に基づき、消防に関し相互に応援するように努めるとともに、消防相互応援体制の整備を推進し、広域消防体制を確立する。

7. 火災予防活動の強化

(1) 住民に対する啓発

町は、災害発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、住宅防火診断等を通じ災害発生時の火気使用設備・火気器具の適切な取扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、震災時における火災防止と初期消火の徹底を図り、住宅用防災機器(住警器)の設置・普及並びに促進に努める。特に、住宅火災により被災する可能性が高い寝たきりの高齢者、一人暮らしの高齢者または障がいのある人等の避難行動要支援者が居住する住宅を優先して住宅防火診断等を実施する。

また、火災予防の広報を積極的に行うとともに、消防訓練や避難訓練を通じ住民の防火意識の高揚を図る。

(2) 文化財に対する防火体制の強化

文化財施設における防火体制を強化するため、自衛消防組織の編成を推進するとともに文化財保護思想の向上のため住民への啓発等を行う。

(3) 車両火災予防の推進

消防機関は、車両火災における人命救助の方法、避難誘導、付近建物への延焼防止、火災現場周辺(積載物を含む)の危険物対策並びに関係機関との連絡等について計画を策定するものとする。

(4) 火災予防運動の推進

消防機関は、次の事項について火災予防運動を推進する。

- 1) 春季・秋季火災予防運動の普及啓発
- 2) 報道機関による防災思想の普及
- 3) 講習会、講演会等による一般啓発

(5) 民間防火組織の育成・強化

地域社会においては、住民一人ひとりが常に防火防災に関心を持ち、日ごろから出火防止、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要である。

そのため、町は、地域住民の防火防災意識の高揚および知識の普及並びに地域防災力の向上を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した幼年消防クラブ、少年消防クラブ、女性（婦人）防火クラブの組織づくりと育成強化に努める。

なお、民間防災組織の育成・強化に併せて、小・中学校区単位での地域防災力を強化する核づくりのため、コミュニティ防災センターの整備について検討する。

第2項 火災危険箇所等の防火対策

第1. 現況

本町の市街地では道路交通網の発達とともに、都市機能が高度化し土地利用も中高層ビル化やニュータウン化が進みはじめるなど、徐々に変貌を遂げつつある。また同時に、海岸部では大規模な地震発生時に想定を上回る津波による浸水災害や工場地帯での大規模な火災や危険物取扱い施設等での火災や爆発事故等も懸念される。

従って、ここでは火災危険箇所等として防火対策を計画する。

第2. 計画目標

1. 火災危険箇所等の防火対策

(1) 防火対策

- 1) 各地区に適合した消防水利整備を図る。
- 2) 延焼を抑止するため町都市計画に基づく道路整備計画や市街地開発計画について大規模火災に対処する防火機能導入を含めた検討を推進する。また建築物の不燃化推進に向けた広報活動を積極的に行う。
- 3) 延焼拡大のおそれのある地域指定について検討し、出動部隊数、消防機関からの発出順路、使用予定水利、爆発物件、引火物件その他危険物件の所在並びに避難誘導等の人命救助の方法等について、あらかじめ策定しておく。
- 4) 建物や道路現況を把握し総合的、系統的な火災危険箇所や延焼危険区域を想定し、それに対応した防災対策を検討する。
- 5) 迅速な消防車進入が困難と考えられる地区においては自衛消防隊等の自主防災組織整備を促進し、防火意識の普及高揚を図り、消火訓練等を積極的に実施する。
- 6) 防火訓練や講習会等により、住民に対する火災予防意識の一層の普及を図る。
- 7) 文化財防火設備を充実させるとともに自衛消防組織の編成を推進する。

(2) 住民への啓発

1) 地域防災体制の確立

講習会や防災訓練により住民の防火意識の高揚を図るとともに、自主防災組織等を育成指導し、自主的な地域防災体制の確立を図る。

2) 火災予防意識の普及

火災多発期である11月から3月にわたり、秋季全国火災予防運動(11月9日～11月15日)、春季全国火災予防運動(3月1日～3月7日)等をとおして定期的な火災予防意識の普及や技量向上に努める。

3) 初期消火の徹底

地域住民に対し初期消火に関する知識、技術普及を図るとともに、各家庭および職場での火災に対する初期消火の徹底を図るため消火器等の設置を指導する。

4) 住宅用防災機器の設置

住宅における火災発生を未然に防止あるいは早期に感知・報告するため住宅用火災警報器の設置を推進する。

2. 特殊建築物火災予防対策

特殊建築物とは学校、体育館、病院、集会場、展示場、市場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、大規模小売店舗その他これらに類する用途に供する建築物である。

(1) 特殊建築物の安全性を確保し災害を防止するため、定期的な検査の実施、保守状況の報告を促進または指導する。

(2) 特殊建築物のうち学校、病院、工場、事業所その他多数の人が出入りし、勤務し、または居住する建築物については、必要な消防用設備等の整備、防火管理者の選任について指導を促進し、あわせて予防査察を実施し火災予防の徹底を図る。また、防災性能を有するカーテン、暗幕、じゅうたん等の使用について指導し、火災が発生した場合の火災拡大の危険性を排除するように助言する。

第3項 林野火災予防対策

第1. 現況

本町では年 1～2 件程度の林野火災が発生している。町西部山地はカルスト台地と野焼きで有名な平尾台に連坦しており、多くのハイカーや観光客等が訪れタバコ等の火の不始末による林野火災の発生が懸念される。また、近年の林業不振に伴う山林荒廃状況は、林内の適正管理や計画的施行が十分に行き届かなくなりつつあり、林野火災発生時の火災規模の拡大も懸念される。

第2. 計画目標

1. 監視体制等の強化

(1) 町

町は、町域における林野火災発生の監視、連絡通報等の職務にあたらせるため、県が指示する森林保全巡視員と協力して林野火災予防と監視を強化する。

1) 森林保全巡視員の配置

林野火災発生危険区域および森林面積等必要に応じ、県より配置される森林保全巡視員と協力して巡視活動を行う。

2) 森林保全巡視員の職務

森林保全巡視員の職務については「福岡県地域防災計画」並びに「福岡県森林保全巡視事業実施要領」の定めるところによる。その概要は次のとおりである。

- ① 林野火災を防止するため入山者等に対し火気取扱いを適正に行うよう指導し、森林所有者等が行う森林火入れについて森林法第 21 条および第 22 条を遵守するように指導する。また特に必要がある場合においては、たき火および火入れの中止を勧告するなど、火気の取り扱いについて適正な指導を行う。
- ② 林野火災の早期発見に努め、特に火災発生時には最寄りの消防署および警察署に急報するなど被害を最小限に止めるよう適切な措置を講じる。
- ③ 林野火災その他重大な森林被害を発見し、その旨の報告を受けたときには、ただちに事故発生報告により行橋農林事務所を経由して県知事へ報告する。
- ④ 春期、秋期の火災発生危険期においては重点巡視等により火災発生の未然防止に努める。
- ⑤ 防火標識の維持管理に努める。

3) 緑化推進事業の展開により森林の保全を図る。

(2) 消防本部

消防本部は、林野火災発生のおそれがあるときには、山林に対する巡視、監視を強化するとともに次の事項を実施する。

1) 火災警報の発令等

気象状況等が火災予防上危険であると認めるときには、火災に関する警報発令、地

区住民および入山者への周知等について必要な措置を講じる。

2) 火災警報の周知徹底

火災警報の住民や入山者への周知は打鐘、サイレン等消防信号を活用するほか、広報車による巡回広報等により警報の周知・徹底を図る。

3) 火入れの協議

火入れによる出火延焼を防止するため森林法（昭和26年法律第249号）第21条および第22条に基づく町長許可については、時期、許可条件等について事前に消防本部と十分な調整を図る。また、火入れ場所が隣接市町村に近接する場合には、関係市町村に対して通知するなどして相互調整を図る。

4) 火入れ等の制限

① 気象条件によっては入山者等に火を使用しないよう指導する。

② 町長は特に必要と認めるときには「苅田町火入れに関する条例」に基づいて期間を限定し、一定区域内の火入れの差し止め等の行為制限を行う。

(3) 国（福岡森林監視署）

国有林野事業実施中における失火の防止、一般入山者によるタバコの不始末や焼畑等からの類焼を防止するため監視を強化する。

2. 林野予防施設等の整備

関係機関は、林野火災の危険性の高い民有林が所在する地域に対して簡易防火用水等の火災予防用設備を重点配備するなどの検討を行う。また、秋口から春にかけての11月～3月までの空気が乾燥する火災多発期間においては火災予防対策を強化する。

(1) 町

1) 防火水槽の増強

2) 自然水利用施設の増強

3) ヘリポートまたは消火用水の補給基地整備（山口ダム、殿川ダムのダム湖や町内の調整池等での消火用水の補給ポイントの整備検討）

(2) 国（福岡森林管理署）

国有林にかかる防火線並びに林道の整備保全を要請する。

(3) 関係機関（管理者等）

1) 休憩所等にドラム缶等を利用した防火用水の整備

2) 防火線、防火帯林、防火管理道等延焼防止のための防火施設の整備

3. 林野火災対策用資機材の整備

消防機関は、消防力強化のため、空中消火用資機材、小型動力ポンプ・送水装置、ジェットシューター、チェーンソー、消火作業用機器等の計画的な整備を推進する。

4. 防火意識の普及

消防機関は、火災発生期を中心に、予防広報を積極的に推進する。

(1) 啓発活動

予防標識、警報旗等による入山者や林野周辺の住民に対する火災予防措置に関する周知徹底を図る。また、林野火災予防運動推進により、広報活動等で住民の林野火災に関する防止意識向上に努める。

(2) 山火事予防運動の設定

消防機関は山火事予防週間を設け、町の広報紙等を活用しつつ、住民や入山者に対して林野火災予防に関する周知や徹底を図る。

第4項 防火管理体制の強化対策

第1. 現況

本町における防火対象物については共同住宅や工場または作業所、倉庫・事業所等の1,330箇所を中心に計1,767箇所が存在する(令和3年中)。また防火対象物に該当する地下街はない。

消防本部は火災に対処できるように、消防法(昭和23年法律第186号)等に基づく消防体制の強化を図り、防災活動の万全を期することを主眼に防火管理および消防同意について指導を行っている。

第2. 計画目標

1. 防火管理体制の強化対策

町は、防火管理者を選任しなければならない防火対象物および消防用設備を設置することを義務づけられている防火対象物の関係者に対し、次の処置をとる。

- (1) 政令で定める防火対象物には必ず防火管理者を選任し、また告示で定める防火管理者に対しては再講習を受講させ、その資質向上を図るようにする。
- (2) 防火対象物の防火管理者に対して消防計画の作成、消防計画に基づく消火、通報および避難訓練の実施、消防設備等の点検、火気使用等の監督、収容人員の管理、自衛消防組織の充実、促進並びにその他防火管理上必要な業務を適切に実施するように指導し、防火管理者制度の推進を図る。
- (3) 消防用設備等点検結果報告の際に不備があれば管理権限者に必要な指導を行う。

2. 消防同意制度の効果的な運用

建築物の規模、構造、用途に応じてそれぞれ適応した消防用の施設設備等をはじめ、防火に関する規定に違反していない条件として建築主事が行う建築確認の同意を行い、完成後の検査と維持管理の指導を実施するなどして都市防災の強化を推進する。

3. 火災予防条例の運用

消防本部は火気の使用制限、少量危険物等の取扱いおよび避難管理等について規定した「火災予防条例」の効果的な運用により、火災発生を未然に防止する。また、不特定多数の者が出入りする施設については、火気を使用する設備の維持管理や避難施設等の適切な管理を確保するために予防査察や各種広報手段によって啓発や指導を行う。

第5項 予防指導・査察計画

第1. 現況

消防本部は、消防法等に基づいて教育施設、病院、事業所等の多数の者が出入り、勤務または居住する防火対象物について、防火管理の徹底を期するため立入検査を実施している。このほか消防通報・避難・消火等の訓練実施および消防計画作成指導を計画的に実施している。

第2. 計画目標

1. 予防指導、査察計画

(1) 予防査察の実施

町は、消防法に規定する予防査察を消防対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握し、火災発生の危険がある箇所を発見に努めるとともに予防対策の指導を強化する。

(2) 立入検査

町および消防本部は、消防法等に基づき、学校、病院、事業所等多数の者が出入り、勤務または居住する防火対象物について、防火管理の徹底を期するため立入検査を実施するとともに、火災通報、避難、消火等の訓練実施および消防計画作成の指導を行う。また、危険物施設の立入検査を適宜実施するなどして必要な行政指導を行う。

(3) 特別予防査察

火災予防上必要な場合、適宜特別予防査察を行う。

(4) 火災警報発令中には、火気使用施設や設備に対する指導・査察を重点実施する。

2. 消防業務計画の見直し

町は、火災予防に関する事項、火災以外の防御、被害の軽減に関する事項および救急業務に関する事項等について、必要に応じて計画の見直しを検討し、実施する。

第5節 都市防災化計画

【体制】

| 計画項目 | 主な担当課など | 支援課など |
|-----------------------------|----------------------------------|---|
| 第1 土地利用計画 | <input type="checkbox"/> 都市計画課 | <input type="checkbox"/> 企画課 <input type="checkbox"/> 土地区画整理課 <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 <input type="checkbox"/> 交通商工課 |
| 第2 建築物不燃化の推進 | <input type="checkbox"/> 都市計画課 | <input type="checkbox"/> 建設課 <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 |
| 第3 公園・緑地等の防災空間整備 | <input type="checkbox"/> 都市計画課 | <input type="checkbox"/> 建設課 <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 <input type="checkbox"/> 環境課 |
| 第4 市街地再開発事業・ 土地区画整理事業の推進 | <input type="checkbox"/> 土地区画整理課 | <input type="checkbox"/> 都市計画課 <input type="checkbox"/> 上下水道課 |

～基本方針～

災害を予防するには個々の災害危険箇所等への対策と同時に、土地利用の規制、土地区画整理並びに都市計画道路整備等の総合的な都市基盤整備事業を通じて防災対策を進めていく必要がある。従って、本町では次の施策により「災害に強いまちづくり」を推進する。

1. 防災を考慮した適正な土地利用の誘導
2. 建築物不燃化による防災
3. 公園・緑地等の防災空間整備による防災
4. 市街地再開発事業や土地区画整理事業による防災
5. 宅地造成規制による防災

第1項 土地利用計画

第1. 現況

本町の土地利用面積は、山林が全体の約 1/3 を占め、次いで宅地が約 1/5 を占めている。これは昭和 30 年代より埋め立て工事を推進し、積極的に工場誘致をしたためである（工業専用地域の町面積に占める割合は約 18%）。田畑の耕地利用面積は徐々に減りつつあり、その一方で人口増に伴う宅地利用が増えている。

土地利用変遷については、海岸部では昭和 34 年頃から工業用地としての埋立て造成工事が開始され、国道 10 号線と JR 日豊本線間で開発が進み宅地化が進行した。

昭和 50 年以降は埋立て造成工事がさらに拡大して臨海工業地帯が形成され、宅地開発についても JR 日豊本線の西側あるいは町南側の小波瀬地区にまで広がりを見せている。

一方で町西部域の片島校区、白川校区では顕著な土地利用変化は認められていない。

町は平成4年に白川・山口地区を除いた概ね2,018haが都市計画法による都市計画区域に指定されたほか、平成20年には白川地区の山林地域を除く地域が準都市計画区域として指定されており町全域で建築物や土地開発等に関して諸規制がかけられるようになっている。

町は「第5次苜田町総合計画」、「苜田町国土利用計画」さらに「苜田町都市計画マスタープラン」等の都市計画に基づきつつ、都市的土地利用と自然的土地利用の適切な配置と組み合わせによる調和ある土地利用を推進していく。

第2. 計画目標

土地利用に関して、町は都市計画法をはじめとして建築基準法、国土利用計画法、農地法、森林法、道路法、河川法、文化財保護法、砂防法並びに環境保全法などの関連法を総合的に勘案または準拠しながら、より安全で快適な住環境と自然と調和した機能的な都市活動ができるきめ細かい土地利用計画を確立し、整備・開発・保全の方針を定め、次のように対応していく。

- (1) 町の都市計画その他関連事業について防災まちづくりの思想をもって推進する。
- (2) 高速交通体系の整備や産業誘致に伴う人口増加の受け皿となる利便性が高い良好な住環境を整備するとともに、風水害による土砂災害や浸水、地震・津波による家屋倒壊や津波浸水並びに火災による延焼が少ない防災軸をもった環境整備を推進する。
- (3) 苜田・松山地区、馬場・南原・本港地区、与原・二崎・南港地区、片島・高城山地区、白川・山口地区の5つの地区ごとに地域に望ましい土地利用のあり方を検討し、都市整備のための具体的な指針とするとともに安全・安心を前提とした開発規制や土地利用の指導を行っていく。
- (4) 「都市計画法」に基づく開発許可制度により、一定規模以上の開发行為に対して県の開発許可基準に基づく適切な開发行為について指導を強化し、自然災害に対して危険性を有する土地の利用を抑制する。
- (5) 都市防災の推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置づける。

第2項 建築物不燃化の推進

第1. 現況

本町における防火地域指定はないが準防火地域として142.0haが指定されている。

第2. 計画目標

都市計画法により防火、準防火地域を設定するとともに、建築基準法第22条に基づき屋根の不燃化および外壁の延焼防止対策等を行う地域指定を積極的に行い、都市防災対策を推進する。

1. 防火地域の指定

本町では防火地域指定はなされていないが、今後、用途地域の変更等があった場合には地域の特性を踏まえつつ必要に応じて防火地域として指定に向けた検討を進める。

2. 建築基準法第22条に基づく指定区域の設定

現行の用途地域のうち準防火地域に定められた地域以外の区域については、建築基準法第22条に基づく屋根の不燃化等を行う区域として指定を促進している。町は将来的に用途地域の変更等が生じた場合においては指定追加等の検討を行うものとする。

3. 公営住宅の不燃化推進

町は、地域性や建築物の老朽度等を考慮しつつ、木造や簡易耐火構造の公営住宅については逐次耐火構造への建替えを計画的に推進する。また、2方向避難（居室の出入口等から2以上の異なった経路（廊下、階段、バルコニーまたはこれに準ずるものにより、地上に至ることができる経路）が困難な既設住宅については、防災改修等を推進するとともに、新築住宅についても不燃建築物化の推進に努め、オープンスペースとの一体的な整備等により防災空間の創出に努めるものとする。

第3項 公園・緑地等の防災空間整備

第1. 現況

町が管理する公園としては、近隣公園・緑地公園・街区公園の3種類がある。都市公園以外の公園も含めると、総数は100箇所近くになるが、街区公園や都市緑地はその面積が2,000m²以下のものがほとんどであり、地震災害時の避難場所としてはあまり適さないと考えられるものも多い。

なお、都市公園法では、市街地における都市公園の面積を住民1人当たり5m²以上としている。本町における住民1人当たりの都市公園及び緑地面積は、5.71m²（令和3年度末時点）であり、その基準を満たしている。

第2. 計画目標

災害時の避難地あるいは防火帯、応援隊集結地・野営地、被災によるごみ・がれきの一時仮置場、ヘリコプター臨時発着場、応急仮設住宅の建設地、災害用仮設トイレ設置場所等のさまざまな機能をもつことが期待できる都市公園の整備について、国の社会資本整備重点計画の基本方針に基づきつつ積極的に施設整備を推進する。

1. 公園機能維持・機能向上のための整備推進

町は、既存の公園機能維持のための補修や、より利便性のある公共施設としての設備改善および住民ニーズに応じた自然との調和を考慮した公園規模の拡大、公園未整備地

区の解消等を目的とした公園整備について、積極的に計画し、これを推進する。

- (1) 公園は火災延焼および建物倒壊等から避難者の生命を保護する機能を有するため、災害時の指定緊急避難場所として利用できるように維持・管理を行う。
- (2) 防災拠点や避難地となる緑地等の整備を推進する。
- (3) 公園の未整備地区では、その整備促進に努める。

2. 自然環境保護や緑化推進に関する住民意識の高揚

町広報やパンフレット等により、自然環境の保護や緑化の推進について、住民意識の高揚を平常時から図っていく。

3. 住民参加型の公園緑化の推進

町は、地震時に倒壊被害が懸念される無筋ブロック塀等に変わる軽量フェンス等による公園整備を推進する。また、地域が自主的に日々管理する前提で低木植栽を主体とした生垣コンクールや記念植樹等、住民が町全体の緑化や避難場所としての公園環境の維持にかかわることができるイベント等の実施について検討し、住民参加型の公園緑化の推進に努める。

なお、公園緑化の推進に際しては植樹による公園隣接家屋等への樹木からの落葉等の支障または植樹による見通し、視界が遮られることによる防犯面での課題も同時に検討していくこととする。

4. 緑化の推進

緑化推進条例の制定や緑化基金制度の創設を図り、住民参加による緑の保全と育成を通じた総合的な緑化推進に努める。

5. 住民の平常時からの活動拠点としての積極的な公園整備と利用推進

公園は、日々の住民の憩いの場であると同時に地域コミュニティの場としての機能をあわせもつ。このため、町は各自治会とも連携しつつ、公園を各地区における自治活動の拠点として積極的に活用するよう支援しつつ、備蓄倉庫や防火・防災施設の整備について必要に応じて検討していく。

6. 延焼遮断帯としての機能強化

- (1) 災害による住民避難時の安全性の確保と延焼遮断帯となる樹木特性等を利用し、木造密集地域や公共施設等の立地する地域では樹木の耐火性、配植等から熱遮断効率を考慮した樹林帯、街路樹、生垣や庭木等の緑化推進を検討する。
- (2) 延焼遮断緑地や道路、公園等を確保するため、街路樹整備と狭い幅員道路の拡幅、建築物のセットバック等による総合的な面的防火機能が高い公園整備を促進する。

第4項 土地区画整理事業等の推進

第1. 計画目標

1. 土地区画整理事業の推進

町は、市街地および周辺地域にて土地区画整理事業等の推進を検討し、木造住宅が密集した市街地等、防災上危険な地域の解消に向けた計画の検討を推進する。このほか医療、福祉、行政、避難、備蓄等の防災上重要な機能を有する公共・公益施設との相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する公園・空き地等を都市防災基盤施設として整備を進めていく。

また、必要に応じて、延焼阻止能力をもつ幹線道路、公園、広場等のオープンスペース確保と公共施設とを関連づけて整備するなど、市街地の合理的かつ健全な利用と都市機能更新や向上に向けた検討を行っていく。

2. 都市災害の防止

町は、既成市街地およびその周辺地域において、土地区画・形質の変更および公共施設の新設・変更等を行う際において、道路・公園・上下水道等の公共施設を計画的かつ一体的に整備することにより、良好な住宅用地の供給並びに生活環境の整備改善とあわせた都市災害の防止に努めていく。

第6節 建築物および文化財等災害予防計画

【体制】

| 計 画 項 目 | 主な担当課など | 支援課など |
|-----------------|-----------------------------------|--|
| 第1 一般建築物等災害予防対策 | <input type="checkbox"/> 都市計画課 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 総務課 |
| 第2 特殊建築物災害予防対策 | <input type="checkbox"/> 総務課 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 <input type="checkbox"/> 都市計画課 |
| 第3 公共施設等災害予防対策 | <input type="checkbox"/> 財政課施設管理室 | <input type="checkbox"/> 建設課 <input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 各施設所管課 |
| 第4 文化財災害予防対策 | <input type="checkbox"/> 生涯学習課 | <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 学校機関 <input type="checkbox"/> 総務課 |

～基本方針～

町は、町が所管する施設について、災害時に被害発生が予想される箇所に対する点検や施設の整備を強化するとともに、施設の耐震性、耐火性を保つよう配慮するものとする。

特に学校等の公共建築物については、耐震化や不燃化を推進するとともに、老朽施設の更新並びに補強による施設の改善を進めるものとする。また民間施設および一般建築物等については、防災対策の重要性の周知徹底に努め、平常時から施設や建築物点検を指導し、耐震性強化等を促進するものとする。

なお、町はこれらの施策を推進するため、荻田町耐震改修促進計画に基づき、必要な措置を講じていくものとする。

第1項 一般建築物等災害予防対策

第1. 現況

一般建築物は多種多様であり、建築基準に適合はしているものの、正確な建築構造や詳細な防災性については不明確な点も多いのが実情である。近年の町市街地の高密度・多様化に伴う建造物は高層化または大型化されつつあり、その用途や設備も一層多様化・複雑化しつつある。このため、災害発生時には火災による延焼や建築物の倒壊等の被害が拡大することが予想される。

第2. 計画目標

町は、県等の関係機関と協力して、一般建築物に対して次のような予防対策の実施や指導並びに防災知識の普及に努める。

1. 一般建築物対策

町は、家屋密集度の高い市街地等の特定の地域について、建築物の不燃化、市街地再開発等による火災延焼防止のための緩衝帯や緑地帯、避難地等の防災空間の設置および道路の拡幅等について計画を検討していく。

2. 建築物等に対する指導

(1) 老朽建築物対策

町は、老朽建築物について、建築構造、敷地形状、建築物の倒壊または火災危険度等を消防本部や町職員並びに建築技術者とともに定期的に調査するように努め、保安上危険である、または衛生上有害であると認められた場合には、補修等の必要措置に関する指導や建築物の窓ガラス、外装材等の落下物予防措置、ブロック塀等の倒壊防止等について所有者に是正指導を行う。

建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

(2) 災害危険区域の指定等

急傾斜地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、町は建築基準法第39条や土砂災害防止法の規定による災害危険区域の指定を促進し、住宅等についての建築制限指導を行う。

3. 既存建築物における耐震性向上の促進

(1) 一般建築物

町は、耐震性能の劣った既存建築物について、耐震改修相談や耐震性向上に向けた知識の啓発・普及等の諸施策を関係機関と連携して推進する。

(2) その他の建造物

町は、ブロック塀や家屋付帯構造物等の倒壊、煙突や看板折損等の未然防止について所有者へ安全確保対策を指導し、その安全性を確保する。

4. 工事中の建築物に対する指導

落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等の工事中の現場の危険防止措置について、町は関係機関とともに指導することにより安全確保を図る。

5. 住民に対する防災知識の普及および啓発

町は、空気の乾燥に伴う火災発生危険時期(冬季～春季または初秋～冬季)および風水害時期である台風期や梅雨期等において、住民に対して建築物の災害予防知識の普及徹底を図るため、関係機関と連携して災害予防ポスター等の掲示、講習会の開催、建築物に係る防災相談所の開設等について検討し、防災知識の普及啓発を推進する。

6. 空き家に対する防災措置等

町は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるとともに、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第2項 特殊建築物災害予防対策

第1. 現況

特殊建築物とは建築基準法第2条第2項で定められた「学校（専修学校および各種学校を含む）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舍、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物」を指し、本町における特殊建築物の現況については、資料編に示すとおりである。

なお、「神社、寺院、教会その他類するもの」については建築基準法で定める特殊建築物には指定されていないため、その実数としては1,649件（令和3年3月末現在）となる。

「表Ⅱ.1.2 特殊建築物の現況」は資料編参照

第2. 計画目標

県が実施する次のような特殊建築物等災害予防対策について、町はこれに協力し、特殊建築物の安全を確保する。あわせて消防本部や都市計画課は特殊建築物の設計から使用開始まで書類審査や検査を徹底し、適切な施工並びに防火指導を行うことで特殊建築物の災害予防対策を図るほか、消防用設備等の知識や建築技術修得等を目的とする各種団体が主催する建築設計・施工または防火講習会等への事業者への参画や寄与を通じ、建築指導を充実させる。

1. 特殊建築物の調査・指導
2. 不特定多数が使用する特殊建築物の査察
3. 特定建築設備等の調査

第3項 公共施設等災害予防対策

第1. 現況

町域には、町が所管する小学校が6校と中学校が2校あり、県立高等学校が1校、私立専門学校が3校並びに私立大学が1校ある。また、町立の公民館・福祉会館・総合保健福祉センター（6箇所）や地元自治会が管理する公民館があり、その他公共施設としては、文化会館や図書館、歴史資料館等の文化施設、体育館やプール等の体育施設並びに公営住宅等の諸施設がある。

これらの公共施設の中には洪水浸水想定区域や土砂災害危険区域のエリアの内に位置するものがあるため、該当する施設に関しては危険区域との関係等の諸情報を再精査のうえ抽出しつつ、施設の使用条件等を含めた避難施設としての適性等を必要に応じて評価していく必要がある。

「表Ⅱ.1.3 学校施設一覧表」は資料編参照

「表Ⅱ.1.4 その他の公共施設一覧表(1)」は資料編参照

「表Ⅱ.1.5 その他の公共施設一覧表(2)」は資料編参照

第2. 計画目標

1. 重要建築物の指定

町は、所管する公共諸施設の中で住民の安全確保を最優先にしたうえで、町の災害応急対策を実施する観点からその重要性や地域特性等を考慮しつつ、防災上の重要建築物を指定するように検討する。

2. 耐震診断

防災上重要な建築物に指定された施設等について、町は耐震診断を実施し、必要と認められたものについては当該建築物の重要度を考慮しつつ、順次耐震改修工事を計画し、改修工事を推進する。また、必要に応じて消防本部その他の関係協力団体と連携して個々の建築物に対する防災診断を実施していく。

3. 既存建築物の耐震性の向上の促進

町は、町が所管する既存建築物について、次のように耐震性の向上に努める。

(1) 庁舎等

- 1) 対象建築物の特性に応じて耐震性の強化を検討する。
- 2) 既存の木造建物の不燃堅ろう化を検討する。

(2) 公営住宅

老朽化した公営住宅については、防災、土地の高度利用並びに生活環境改善のために策定される荻田町公営住宅長寿命化計画等に基づき建替事業の推進に努める。

4. 防災管理体制の確立

町は、次のような防災管理体制を構築し、その体制を確立するよう努める。

- (1) 防火管理者（正・副）の設置
- (2) 災害予防および災害発生時の責任、役割区分の明確化（防災活動組織の確立）
- (3) 避難体制の確立

職員および施設入所者に対しては避難路を周知徹底し、定期的に避難訓練を実施するなど自主防災体制の整備に努める。さらに関係機関との連絡や協働体制についてもこれを整備し、確立する。

- (4) 防災施設、設備の整備

- 1) 耐火、耐震化の促進
- 2) 防災拠点となる施設の災害時におけるバックアップ用電源、通信手段等の整備
- 3) 消火器、消火栓、警報装置等の整備
- 4) 防災施設、設備の点検整備
- 5) 防火用備蓄資機材の保管場所等の整備

5. 避難所と公共施設の建設

町は、町庁舎や町が所管する施設、公民館、小・中学校等など、不特定多数の避難者等を受け入れる公共施設の建設に当たっては、災害時に有効な避難救護施設となりえるように本館のみならず学校施設体育館などの付帯施設も含めた防災機能を有する施設の整備について検討し、公共施設における防災機能の向上を図る。

6. 夜間の防火安全対策

町は、夜間における防災管理体制を確立し、避難誘導措置に関する整備を各施設単位にて検討するなどして夜間における防火安全対策を確立する。

第4項 文化財災害予防対策

第1. 現況

本町には国、県および町の指定による文化財（有形文化財（考古資料、彫刻、工芸品）、民俗（無形）、天然記念物）がある。

なお、一部の文化財については河川はん濫による想定浸水区域や土砂災害危険箇所内に位置しているものがある。

「表Ⅱ.1.7 荻田町における文化財総括表」は資料編参照

「表Ⅱ.1.8 荻田町の文化財一覧表」は資料編参照

第2. 計画目標

町は、文化財を災害から保護するため、住民や関係者の防災意識高揚を図るとともに、防災施設の整備を推進する。また、国・県が指定する文化財については必要に応じて所管する機関へ防災対策に関する整備について要請する。

1. 広報活動等の推進

文化財に対する住民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー（毎年1月26日）」等を活用した広報活動を行う。

また、施設管理者や所有者等を対象とする文化財の防災対策に関する講習会等を計画し、積極的に実施する。

2. 防災管理体制の確立

町は、文化財の所有者または管理者に対して、次のような文化財の防災対策に関する指導を行う。

- (1) 災害予防および災害発生時の責任、役割区分の明確化
- (2) 自主防災組織の編成
- (3) 倒壊および落下物による破損防止対策
- (4) 防災対策を基礎とした史跡等の管理・点検整備
- (5) 避難体制の確立
 - 1) 文化財の避難計画（避難所、避難路、責任者等）の作成
 - 2) 見学者、来館者等の避難誘導計画作成
 - 3) 避難訓練の実施
- (6) 防火管理体制の整備
 - 1) 火気の使用制限
 - 2) 出火危険箇所の早期発見と改善及び火災警戒の実施
 - 3) 火災発生時にとるべき初期消火等の訓練実施
 - 4) 指定物件周辺の火気禁止地帯設定

(7) 防災施設、設備の整備

- 1) 消火設備の整備促進
- 2) 避雷針、警報装置、防火用水池の整備促進
- 3) ドレンチャー、スプリンクラー等の取付工事
- 4) 電灯線、消火栓等の点検整備

3. 災害危険箇所の把握と対策

町は、文化財が位置する地域において想定される災害と、それにより引き起こされる被害について調査または検討し、災害態様を予測しておき、これらに基づいた災害防止対策をあらかじめ検討しておくものとする。

第7節 中高層建築物災害予防計画

【体制】

| 計 画 項 目 | 主な担当課など | 支援課など |
|-----------------|---------|---|
| 第1 中高層建築物災害予防計画 | □消防本部 | □行橋警察署(苅田交番) □都市計画課 □交通商工課 □ガス事業者など |

～基本方針～

中高層建築物の所有者、管理者並びに占有者(以下「所有者等」という)、町および消防本部および警察等は、次に掲げる各事項の推進を図り、もって高層建築物等における災害を未然に防止するように努めるものとする。なお、高層建築物とは、高さが 31m を超える建築物をいう(消防法第 8 条の 2)。

第1. 現況

本町における中高層建築物は本町の交通利便性の良さを反映し、町中央部を概ね南北に縦断する JR 日豊本線や国道 10 号沿いの苅田、馬場、南原、与原(新津)校区に多く、総数は 332 棟におよぶ。このうち、内陸側の片島、白川校区では 6 棟と少ない。

中高層建築物のうち 3 階～5 階の中層建築物は 276 棟と全体の 83.13%を占めており、特に 11 階以上の高い建築物は苅田、馬場校区に 9 棟が集中する形となっている。

なお、中高層建築物の用途としては共同住宅等が 189 棟と最多であり、これに続き特定防火対象物の複合が 44 棟、小学校等が 31 棟と続いている。

これらの建築物の用途は、苅田町が北九州空港や苅田港を拠点に海岸部に臨海工業地帯に自動車産業等の大規模産業の積極的な誘致を進めている施策を反映しているものと考えられ、町の市街地がこれらの産業労働者の居住地域の受け皿として機能していることを伺わせている。

「表Ⅱ.1.9 苅田町における中高層建築物の校區別数」は資料編参照

「表Ⅱ.1.10 苅田町における中高層建築物の用途」は資料編参照

第2. 計画目標

1. 関係機関の対策

町および関係機関が行う予防対策については、次のとおりである。

(1) 町

町は、県が主体となり行う次の予防対策措置に協力することにより、中高層建築物等における災害を未然に防止するように努める。

- 1) 防火避難施設の点検整備並びに内装等建築材料の不燃化等に関する所有者への指導強化
- 2) 建築基準法に基づく査察により、中高層建築物の構造や施設設備等の設置状況、および施設の維持状況等を点検するとともに違法状態にあるものについては、所有者に対し必要な改善を行わせ、またはその施設や設備の使用禁止等の必要な措置を命じることにより災害予防に万全を期する。

(2) 消防本部

1) 所有者等に対する指導の強化

次に掲げる事項について、重点的な指導を行う（詳細は、後出(5)の2)～4)を参照）。

- ① 防火管理体制の強化および消防用設備等の点検整備
- ② 非常用通信設備の整備充実
- ③ 所有者・管理者の利用者に対する責務

2) 査察の強化

消防法の規定に基づく査察を強化し、消防用設備等の設置や施設維持状況および防火管理体制の適否について検査を行い、消防関係法令規定に適合しないものや火災が発生した場合に人命に危険があると認められるものについては、その所有者等に対して必要な改善を行わせ、あるいはその施設の使用停止等の必要な措置を命じることで災害予防に万全を期する。

3) ガス事業者との連携強化

町および消防本部は、ガス事業者との連絡通報体制、緊急出動体制並びに現場における連携体制等の確立に努める。

4) 消防施設の整備、充実

消防本部は、中高層建築物等の災害に対処するため、「消防力の整備指針」および地域の実情に基づいて消防施設整備の充足に努める。

(3) 警察（行橋警察署(苅田交番)）

警察（行橋警察署(苅田交番)）は、中高層建築物等における災害の特殊性に鑑み、消防本部と緊密な連携を図りつつ、災害防止の観点から、所有者等に対して指導や助言を行う。

(4) ガス事業者（西部ガス（株））

ガス事業者は、中高層建築物等については次のような安全設備の普及促進を図る。

- 1) 緊急時には操作が容易な位置にガス遮断装置を設置する。
 - 2) ガスメーターは異常時自動遮断機能を有するマイコンメーターを取り付ける。
 - 3) ガス栓はヒューズガス栓またはねじガス栓を使用する。
 - 4) 燃焼器は金属可とう管、両端に迅速継手の付いたゴム管または強化ガスホースでガス栓と接続する。
- (5) 所有者等
- 所有者等は、町および消防本部や関係機関からの指導に基づき、次の事項について積極的に施設整備を推進する。
- 1) 防火避難施設の点検整備
 - ① 耐火構造、防火構造および防火区画の点検整備
 - ② 内装等建築材料の不燃化および内装制限
 - ③ 避難施設等（階段、通路、避難橋、出入口、排煙設備、非常用の照明装置および非常用の進入口）の点検整備
 - ④ 非常用昇降機の点検整備
 - 2) 防火管理体制の強化および消防用設備等の点検整備
 - ① 消防計画の整備充実
 - ② 自衛消防組織の整備充実
 - ③ 防火管理者、火元責任者等の防災に関する知識向上
 - ④ 統括防火管理体制の確立
 - ⑤ 消防用設備等、火気使用設備および器具の点検整備
 - ⑥ 工事従事者への監督強化と防災のための計画協議
 - ⑦ 収容人員の管理
 - ⑧ 非常用進入口の確保
 - ⑨ 照明設備等の落下、倒壊の防止措置の徹底
 - ⑩ その他防災上必要な事項
 - 3) 非常用通信設備の整備充実
施設内の非常通信設備および消防機関等への通信設備の整備充実を図る。
 - 4) 利用者に対する責務
利用者に対しては、平常時から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の広報活動に努め、非常時に利用者が迅速かつ効果的に避難できる情報およびそれらの伝達方法の確立に努め、従業員に対しては、消防計画の周知徹底や所要訓練を行い、施設利用者の避難誘導體制について万全を期する。
 - 5) 安全性の確保
高層建築物の特殊性、危険性に鑑み、次のような構造の改善、規模適正化等の施設自体の安全性向上に努める。
 - ① バルコニーの設置
 - ② 防火区画の適正化
 - ③ 全体規模の限定

- ④ 外壁材、外装材、窓ガラス等の落下防止装置
- ⑤ その他安全性を高める措置

2. 各種研究の実施

町、消防本部、警察（行橋警察署（荏田交番））その他の防災関係機関並びに所有者等は、中高層建築物の災害発生防止および被害の軽減を図るため、実態調査結果および過去における災害経験等をもとに、各機関がそれぞれの立場で次の事項について研究を実施するように努め、もって中高層建築物の総合的、計画的な防災体制の整備充実を図る。

- (1) 建築防災技術、建築構造設備に関すること
- (2) 消防技術、消防用施設および消防用設備に関すること
- (3) 避難計画および誘導體制に関すること
- (4) 災害時における群集心理に関すること
- (5) 排煙技術その他災害の防止に関すること

第8節 一般通信施設・放送施設および 電気・ガス施設災害予防計画

【体制】

| 計 画 項 目 | 主 な 担 当 機 関 | 支 援 課 |
|-----------------|--|---|
| 第1 一般通信施設災害予防対策 | <input type="checkbox"/> 西日本電信電話(株) <input type="checkbox"/> NTTコミュニケーションズ(株) <input type="checkbox"/> NTTドコモ(株) <input type="checkbox"/> KDDI(株) <input type="checkbox"/> ソフトバンク(株) <input type="checkbox"/> 楽天モバイル(株) | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 <input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 建設課 |
| 第2 放送施設災害予防対策 | <input type="checkbox"/> 日本放送協会 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 <input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 建設課 |
| 第3 電気施設災害予防対策 | <input type="checkbox"/> 九州電力(株) <input type="checkbox"/> 九州電力送配電(株) | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 <input type="checkbox"/> 総務課 |
| 第4 ガス施設災害予防対策 | <input type="checkbox"/> 西部ガス(株) <input type="checkbox"/> LPガス事業者 | <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 建設課 <input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 |

～基本方針～

通信、放送、電気並びにガス等のライフライン施設は、日々の住民生活に直結するものである。ライフライン事業者は、所管設備等に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、当該施設を災害から防御し、サービスを確保するための予防措置を講じるものとする。また、ライフライン事業者は、台風等の非常時の施設被害を防止し、または被害が発生した場合には迅速に復旧し、ライフラインの安定供給を期するよう災害発生原因の除去と災害に強い施設整備等に傾注するものとする。

町は、平常時からライフライン事業者の防災部署と緊急連絡体制等を確立しておき、町総合防災訓練や各事業者が実施する防災訓練への相互参画等について、協議または調整を図りつつ、災害の未然防止に向けた協働体制の確立に努める。

なお、ライフライン各事業者は、以下の対策を講ずるものとする。

第1項 一般通信施設災害予防対策

第1. 現況

西日本電信電話(株)、NTT コミュニケーション(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)の各社(以下「通信事業者」という。)は、自らが定める防災業務計画、災害等対策規定等に基づいて具体的な措置を定め、災害等異常時の電気通信サービス確保を図るため電気通信設備について予防措置を講じている。

第2. 計画目標

1. 災害予防対策

通信事業者は、自ら次のような災害予防対策を実施する。町は、これらの災害予防対策措置に対して必要に応じ協力する。

(1) 電気通信設備等の高信頼化

災害の発生を未然に防止するために次のような電気通信設備および付帯設備(建物を含む)に対する防災設計を実施する。

- 1) 豪雨、洪水等のおそれがある地域に設置する電気通信設備等についての耐水構造化や万一の設備機能停止に備えた多重化を行う。
- 2) 暴風または豪雪のおそれがある地域に設置する電気通信設備等について耐風または耐雪構造化を行う。
- 3) 火災に備え、主要な電気通信設備等について耐火構造化を行う。

(2) 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても円滑な通信機能を確保するため、次による通信網の整備を行う。

- 1) 主要な伝送路をマルチルート構成あるいはループ構成とするなどして通信網のリダンダンシー(冗長性)を確保する。
- 2) 風水害や地震に対し損傷確率が小さい通信ケーブル地中化の整備を推進する。
- 3) 主要な電気通信設備について必要な予備電源を追加設置する。
- 4) 防災上重要な加入者に対しては当該加入者と協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため2ルート化を推進する。
- 5) 主要な中継交換機の分散設置を行う。

(3) 災害時措置計画

災害時等において重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置およびネットワーク網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。

(4) 通信の利用制限

大規模災害等が発生したとき、または災害の発生が予知されたときには、これらの地域に対する重要な通信を確保するため、必要により一般の通話制限を検討する。

2. 災害対策用機器および車両の配備

通信事業者は、災害発生時に早期に通信を確保し、または災害による被害を迅速に復旧するため、次に掲げる機器、機材および車両等をあらかじめ所定の場所に配備しておき、災害に備える。

- (1) 非常用衛星通信装置
- (2) 非常用無線装置
- (3) 非常用交換装置
- (4) 非常用伝送装置

- (5) 非常用電源装置
- (6) 移動電源車および可搬形発電機
- (7) 応急ケーブル
- (8) その他の応急復旧用諸装置

3. 災害対策用資機材の確保と整備

(1) 災害対策用資機材の確保

災害応急対策および災害復旧を実施するため、通信事業者は平常時から復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。

(2) 災害対策用資機材の輸送

災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、災害対策用の各種機器、資機材および物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の機器搬送手段やその数量並びに輸送を依頼する場合における連絡方法等の輸送計画を定め、輸送力の確保に努める。

(3) 災害対策用資機材の整備点検

災害対策用の資機材等は、常時その数量や機能を把握しておくとともに、平常時には必要な整備点検を行うことで非常事態に備える。

(4) 食料、医薬品等の生活必需品の備蓄

通信事業者は、非常事態に備え食料、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めてその確保を図る。

(5) 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場については、非常事態下での借用交渉の難航が予想されることから、あらかじめ公共用地等の仮置場の候補地について町防災会議等の協力を得て、用地確保の円滑化を図っておく。

4. 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、通信事業者は次に掲げる訓練を積極的に実施する。

(1) 訓練の種類

- 1) 災害予報および警報の伝達
- 2) 災害における通信疎通確保
- 3) 各種災害対策用機器の操作
- 4) 電気通信設備等の災害応急復旧

(2) 訓練の方法

- 1) 会社規模における総合訓練
- 2) 各自治体主催の総合防災訓練
- 3) 他防災機関における総合訓練

5. 防災に関する防災機関との協調

通信事業者は、防災業務が円滑かつ効率的に行われるよう、平常時から関係機関と密接な連絡調整を行う。

(1) 防災関係機関との連絡調整

通信事業者は、町防災会議および関係防災機関と防災計画に関する連絡調整を図る。

(2) 防災関係機関との連携

平常時には通信事業者は町防災会議および災害時には町災害対策本部との緊密な連携体制を保ちつつ、自らの防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。

(3) ライフライン事業者との協調

通信事業者は、電力・燃料・水道・輸送等のライフライン事業者と協調し防災対策を推進する。具体的には商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料および冷却水等の確保並びに緊急輸送に関する協力体制等を協議しておき、あらかじめ連携体制を整備しておく。

(4) 事前伐採等

県および通信事業者は、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、町との協力を努めるものとする。

第2項 放送施設災害予防対策

第1. 現況

放送施設の防災対策については、日本放送協会により平常時から日本放送協会災害対策規定（同災害対策実施細目）を定めており、次のような放送設備、局舎設備等に対して各種予防措置が講じられている。また、他の放送事業者についても、自らが定める防災業務計画に基づいた防災対策が推進されている。

(1) テレビジョン放送網

- 1) 総合テレビ
- 2) 教育テレビ
- 3) BS1 テレビ（衛星放送テレビ）
- 4) BS プレミアムテレビ（衛星放送テレビ）

(2) ラジオ放送網

- 1) 第1放送
- 2) 第2放送

(3) FM放送網

- 1) FM放送

第2. 計画目標

1. 災害予防対策

災害発生時において早期に放送機能を確保し、または災害による施設等の被害を迅速に復旧するため、放送事業者は次の予防対策を行う。

町は必要に応じて放送事業者が実施する次の予防対策に協力する。

(1) 平常時の予防対策措置

- 1) 非常用資機材、消耗品等の定量常備
- 2) 無線中断状態の把握
- 3) 移動無線機の電波伝搬試験の実施
- 4) 仮演奏所、仮放送所用場所の調査選定
- 5) 西日本電信電話（株）との日常折衝による緊急時の回線確保

(2) 警戒時の措置

1) 電源設備

- ①自家発電装置の点検、燃料および冷却水の確保
- ②電力会社への受電確保要請
- ③蓄電池（バッテリー）の点検、充電

2) 給排水設備

- ①給排水、消火ポンプ等の点検、整備
- ②構外設備の補強、緊急資材の配置
- ③保有水の把握、管理

3) 中継・連絡回線

- ①西日本電信電話（株）への回線確保および代用線の要請
- ②非常用受信機の点検、整備
- ③自営無線回線の点検、他社回線の利用打合せ
- ④衛星放送設備の点検、整備

4) 放送設備、空中線回線

- ①非常用放送装置の点検、整備
- ②通信衛星副局設備の点検
- ③送受信空中線の点検、整備
- ④資材の確保および予備空中線材料の整備

2. 防災に関する防災関係機関との協調

日本放送協会等の放送事業者は、防災業務が円滑効率的に行われるように、平常時から町をはじめとして関係機関と密接な連絡調整を行うものとする。

(1) 防災関係機関との連絡調整

日本放送協会等の放送事業者は、町防災会議および関係防災機関と予防対策計画に関して密な連絡調整を図る。

(2) 防災関係機関との連携

平常時は町防災会議および災害時においては町災害対策本部と緊密な連携体制を保ち、自らの防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。

(3) ライフライン各事業者との協調

電力・燃料・水道・輸送等のライフライン各事業者と協調し、防災対策の推進に努める。具体的には商用電源供給、自家発電用エンジン燃料および冷却水等の確保並びに緊急輸送に関する協力体制等について協議調整に努め、あらかじめこれらの資機材を整備しておく。

第3項 電気施設災害予防対策

第1. 現況

電気施設の防災対策については九州電力（株）および九州電力送配電（株）（以下「九州電力等」という。）により平常時から保安規程をはじめとする関係諸規程、規則等に基づいた施設管理並びに施設の維持改良が実施されている。

第2. 計画目標

1. 防災体制

九州電力等の本店、支店・支社および現業機関等は自らが定める防災業務計画に基づいて非常災害時の具体的な措置を定めておく。

2. 電力設備の災害予防措置に関する事項

(1) 水害対策

1) 送電設備

- ① 架空電線路：土砂崩れ、洗堀などが起こるおそれのある箇所ルート変更、擁壁、石積み強化等を実施する。
- ② 地中電線路：ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

2) 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、ケーブルダクト密閉化等を行うが、設備の構造上、不可能な箇所では屋内機器の嵩上げを実施する。

また、屋外機器は基本にかさ上げを行うが、かさ上げが困難なものは防水耐水構造化または防水壁等を組み合わせて対処する。

(2) 風害対策

「建築基準法」および「電気設備に関する技術基準」等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。

(3) 雷害対策

1) 送電設備

架空地線の設置、または避雷装置の取り付けおよび接地抵抗の低減を行うとともにアーマロッドの取り付け等を行う。また、気象通報等により雷害を予知した場合には、送電系統切替え等により災害の未然防止や拡大防止に努める。

2) 変電設備

電気設備の技術基準による雷害対策のほか、必要な箇所に耐雷遮へいの強化を行う。また、重要系統の保護継電装置を強化する。

3) 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、アレスター等の避雷装置を取り付け対処する。

(4) 地震対策

1) 送電設備

① 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

② 地中電線路

終端接続箱、給油装置については電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。

2) 変電設備

機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」により行う。建物の耐震設計は建築基準法に準拠して行う。

3) 配電設備

① 架空配電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

② 地中配電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

4) 通信設備

通信設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案し、必要に応じて対策を講ずる。

(5) 地盤沈下対策

地盤沈下地帯および将来沈下が予想される地域に構造物を設置する場合には、将来沈下量を推定し設計する。また、液状化のおそれがある箇所は、設備の特性や重要度等を踏まえ、必要に応じて液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合における設備の被害を防止する対策を講ずる。

(6) 土砂崩れ対策

土砂崩れ対策は地形、地質条件等を考慮して、その状況により擁壁、石積み、排水溝などの追加施設対策を実施する。また災害期の前後には巡視点検の強化、社外モニター活用等により災害の未然防止に努める。

(7) 津波対策

1) 送電設備

津波漂流物の激突による被害が大半であることを踏まえ、設備の被害が電力供給に与える影響を考慮し、代替性の確保、多重性等による津波の影響軽減を考慮し、必要に応じて対策を講ずる。

2) 変電設備

変電設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、必要に応じて対策を講ずる。

3) 配電設備

津波漂流物の激突による被害が大半であることを踏まえ、設備の被害が電力供給に与える影響を考慮し、地域の防災計画との整合を図り、影響軽減及び復旧を容易とする設備形成を考慮した設計とする。

4) 通信設備

通信設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、必要に応じて対策を講ずる。

(8) 通信連絡施設および設備

災害時の情報連絡、指示並びに報告等のため、必要に応じ次の諸施設および設備機能の強化や整備を推進する。

1) 無線伝送設備

- ① マイクロ波無線等の固定無線設備
- ② 移動無線設備
- ③ 衛星通信設備

2) 有線伝送設備

- ① 通信ケーブル
- ② 電力線搬送設備
- ③ 通信線搬送設備
- ④ 光搬送設備

3) 交換設備

4) 通信用電源設備

3. 電気工作物の巡視・点検・調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに未然の事故防止を図るため、定期的な電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要を除く一般需要の電気工作物に関する調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等による出火原因の早期発見とその改修に努める。

4. 資機材の整備・点検

(1) 資機材の確保

本店、本店直轄機関および現業機関等は災害に備えて、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

(2) 資機材の輸送

本店、本店直轄機関および現業機関等は災害対策用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、船艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

(3) 資機材の広域運営

災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、他電力会社及び広域機関等と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。

5. 防災訓練

本店、本店直轄機関および現業機関等は、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、非常事態において、あらかじめ定めている計画が有効に機能するか確認する。また、国および町などの地方自治体等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加し、その連携体制を強化する。

6. 広報活動

(1) 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対して次の事項を中心に広報活動を行う。

- 1) 無断昇柱、無断工事をしないこと
- 2) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合にはすみやかに当社事業所に通報すること
- 3) 断線垂下している電線には絶対触らないこと
- 4) 浸水、雨漏り等によって冠水した屋内配線、電気器具等は、危険なため絶対に使用しないこと
- 5) 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること
- 6) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること
- 7) 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取り付けること
- 8) その他事故防止のため留意する事項

(2) 停電関連

病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備の設置を要請する。

7. 防災関係機関との連携

- (1) 九州電力等と県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。
- (2) 倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、町との協力を努める。

第4項 ガス施設災害予防対策

第1. 現況

ガス施設の防災対策については、都市ガス事業者として西部ガス（株）により平常時から保安規程をはじめとする関係諸規程、規則等に基づいた施設管理並びに施設の維持改良が実施されている。

なお、ガス施設についてはLPガス事業者が関係事業者として別途挙げられるが、このLPガスについては危険物取扱い事業者として消防本部等と連携した施設安全対策並びに保安対策等を実施しているため、ここでは都市ガス事業者の災害予防対策について示す。

第2. 計画目標

1. 防災体制

都市ガス事業者の本店、本店直轄機関および現業機関等は自らが定める防災業務計画に基づいて、次のような防災体制を確立しておく。

ガス導管を管理する事業所では「ガス保安規程」により定める「防災に関する計画」、「防災活動要領」並びに「ガス漏えいおよび導管事故等処理要領」等の防災対策計画の内容や災害時の応急対応のための諸規程、要領等に準拠しつつ、災害発生時における具体的な対処措置を策定しておく。

町は、これらのガス施設事業者が行う予防対策について、必要に応じ協力する。

「表Ⅱ.1.11 ガス会社による非常事態の情勢と体制」は資料編参照

2. ガス設備の災害予防措置に関する事項

(1) ガス製造設備

1) 設備の設置および維持管理

護岸施設、ガス発生・精製設備、原料貯蔵設備およびガスホルダー等はガス工作物の設計指針等に基づいて設計施工を行うとともに、防油・防液堤、防火設備、保安電力設備等の整備を図る。また、製造設備については災害事例等の最新情報・知見をもとに重要度の高い設備の安全性を確認し、必要に応じ設備の補強を行い、各施設の緊急遮断設備等の防災設備の整備、強化を充実する。

なお、台風や火災、地盤沈下等の災害に対する予防対策としては各保安規程により作成した設備維持管理基準に基づき維持管理し、所要の機能を維持する。

2) 防火管理

各製造所等は、保安規程に基づき保安責任者を選任し、次のような予防点検を実施する。

- ①毎年、危険物設備関係およびガス製造設備関係防火対策物並びに消火設備について調査し、リスト化および設備等の配置図を作成する。

②保安統括者は、建物・建築物、火気使用場所、危険物関係施設、電気・機械設備、消火設備、警報設備、避難・救助設備、作業以外の火気等の事項について予防点検を実施する。

(2) ガス供給設備

1) 導管および付属設備の設置および維持管理

新設設備はガス工作物の技術基準にもとづいた設計・施工を行う。また、既設設備についてはその重要度を考慮しつつ、計画的に取り替えまたは補強等の必要に応じた対策を講じる。

2) 導管網のブロック化

ガス工作物の被害による二次災害の防止と被害の著しい地域へのガス供給を停止するための単位ブロック、統合ブロック並びに復旧活動を円滑に推進するための復旧ブロック等の災害発生直後から復旧完了まで、安全・的確に作業を遂行するためのガス導管の面的整備を推進する。

3) 圧力監視システム

災害発生時にガスの供給圧力や流量等を災害対策本部で迅速に集中監視するためのシステムの整備を推進する。

4) マイコンメーター

二次災害の発生を防止するためマイコンメーター等の設置を推進する。

(3) その他の設備

1) 連絡・通信設備

災害発生時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うための無線通信設備等の整備を行う。

2) 自家発電設備等

常用電力が停止した際にも防災業務設備の機能を維持するため、自家発電設備等を整備する。

3) 臨時供給設備

ガスの供給が停止した場合に備え、社会的優先度が高い救急病院などに一時的にガスを供給するための移動式ガス発生設備の導入を推進する。

4) 資機材等

製造設備、供給設備の配管材料、工具等の資機材等は、平常時からその確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。

(4) 広報活動

ガス需要家に対して災害発生時の都市ガス使用に関する注意事項、ガス事業者の保安対策、広報体制等について、チラシ、パンフレット、新聞・テレビ等の広告媒体、検針票や領収書の余白欄並びに学校教育の場等を利用しPRしておく。また、新聞・テレビ・ラジオ等の報道機関に対しては、災害等の情報をすみやかに連絡できる緊急連絡ルートを平常時から確認しておくとともに、放送例文等を預託するなどガスの保安確保に関する町民PRへの協力を依頼しておく。

3. 教育訓練計画に関する事項

(1) ガス製造部門

1) 教育

各製造所等では、災害によるガス工作物の被害の低減を図るため、火災原因、危険物、可燃物、高圧ガス、気象と火災、建物・構築物の特性、消火設備・消火器、避難・救援方法、法令の解説、作業標準の徹底等について、計画的に防災教育を実施する。

2) 訓練

各製造所等では、保安委員会の計画により、さまざまな災害想定訓練を実施する。なお、停電その他の緊急時における迅速かつ的確な措置をとれるように緊急措置訓練についても日常反復的に実施する。

①現場訓練

作業員の分担を具体的に定め反復実施する。

②総合訓練

原則として年1回以上実施する。また、消防署との合同訓練についても適宜計画して実施する。

(2) 営業・供給部門

1) 教育

各事業所関係者に対し、風水害等によるガス工作物の被害による二次災害の防止、および早期復旧を期すため、ガス漏えいおよび導管事故等の緊急措置を重点的に教育し、保安意識の向上を図る。

2) 訓練

①災害想定訓練

緊急措置および復旧活動を迅速・確実に行うため、災害を想定して各事業所単位または町などと合同で定期的な訓練を実施する。

②非常応答訓練

各事業所を対象に、自動呼出装置を使用した非常応答訓練を実施する。

4. 広報活動計画に関する事項

ガス事業者はガスによる二次災害を防止するため、平常時からガス需要家に対して防災知識の普及を図るよう努める。

ガス需要家に対しては、正しいガスの使用方法およびガス漏れ発生時の際の注意事項等に関する周知徹底を、また土木・建築関係者に対しては工事の際のガス施設による災害を防止するため、ガス管の敷設情報並びにガス事故防止に当たっての注意事項等の周知徹底を図る。

町はガス事業者と連携して、ガス災害について町民に対して情報を提供するなど事故の未然防止に努める。

第9節 上水道・下水道施設災害予防計画

【体制】

| 計 画 項 目 | 主な担当課など | 支援課など |
|-----------------|--------------------------------|--|
| 第 1 上水道施設災害予防対策 | <input type="checkbox"/> 上下水道課 | <input type="checkbox"/> 企画課 <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 <input type="checkbox"/> 建設課 <input type="checkbox"/> 環境課 |
| 第 2 下水道施設災害予防対策 | <input type="checkbox"/> 上下水道課 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 <input type="checkbox"/> 建設課 <input type="checkbox"/> 環境課 |

～基本方針～

町は、災害応急対策時に最も重要となる上水道および下水道等のライフライン施設に対する災害時における被害を最小限にとどめ、可及的すみやかに被害施設の復旧を可能にするため必要な災害予防に関する施策を実施する。また、町の市街化に対応して河川はん濫による洪水や内水はん濫等による浸水被害の防止または軽減を図るとともに、雨水や下水の迅速な排除、町域の水質環境の向上および公共用水域の水質汚濁等を防止するために公共下水道や農業集落排水事業による施設整備を推進していく。

第1項 上水道施設災害予防対策

第1. 現況

本町の上水道整備事業は昭和 26 年度からはじまり、平成 31 年度末時点で 96.8%の給水普及率となっている。給水区域については市街地全域に範囲が広がり、白川校区の一部を除く概ね全人口が給水可能な状況となっている。

なお、地震に関する防災アセスメント調査（福岡県、H24.3）等によると、地盤の液状化危険区域内およびその周辺での上水道管網図では、上水道管は全長約 247km（R2 年度末）に対して約 31 箇所（約 0.13 箇所/km）が地盤の液状化等によって損傷するおそれがあると想定されている。

「表Ⅱ.1.12 荻田町における上水道整備の推移」は資料編参照

第2. 計画目標

町は、給水区域の拡大および常時安定供給に向けた上水道施設の給水体制整備並びに水道施設の整備増強を推進する。また、水道事業の効率的な運営を目指して良質で安全な水道水の供給に努めるものとする。

1. 防災対策

町は、施設重要度や市街地における人口増加に伴った中高層建築物の集合住宅の増加などの人口動態、さらに水道事業の将来計画について十分配慮しつつ、各施設の防災対策を検討する。また、事業開始当時に整備された施設および配水管については経時的な老朽化が進んでいるため、更新等の整備方針やあらたな水需要に対応した配水管更新計画（R 元年策定）に基づき、水道施設整備の維持・拡充を図っていく。特に、町の約 8 割の水道水を供給する二崎浄水場（昭和 47 年に築造）は平成 24 年 7 月に地震動レベル 2 の耐震水準で改修を完了したが、施設自体が沿岸部に位置していることなどから、必要に応じ最新の地震・津波被害想定結果に基づく耐震化や津波対策に向けた施設改善に努める。

- (1) 水道施設は日本水道協会の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等に準拠しつつ施設の耐震化を推進する。
- (2) 地下埋設物管理体制の確立
 - 1) 現況の把握
上水道管網の現況把握および台帳作成を進める。
 - 2) 埋設管が布設されている地域について、町防災基礎アセスメント調査等から地形・地質条件等をチェックし、軟弱地盤による不同沈下や地震時における地盤の液状化等による管路損壊が懸念されるなどの悪条件下にある施設に対して、沈下防止や耐震化に向けた検討を進めるなど被害の軽減と抑制に努める。
 - 3) 施設の耐震性および供給機能などについて施設等の総合的な点検・検討を行い、その検討結果に基づきつつ必要な施設等の耐震整備の増強を検討する。
- (3) 災害時応急体制の確立（二崎浄水場および南原浄水場）
 - 1) 応急復旧工事に必要な資機材を整備点検し、保管場所や方法について検討する。
 - 2) 停電時の備えや予備動力等の整備点検を行い、またその運転方法について関係者によく熟知させる。
 - 3) 災害時に備えて緊急措置の方法、分担、連絡体制の確立および動員計画等の整備に努め、関係者と連携してその体制をとる。
- (4) 広域応援体制
町は震災時および渇水期等における慢性的な供給不足を防止し、安定した供給体制を確保するため、県や近隣市町の関係部署と平常時から相互応援態勢に関して調整を進め、連携体制を確立しておく。

2. 工事時の安全管理体制確立

上水道工事の着工に際し、工事請負者は次のような項目について施工時の安全管理計画を作成し、町および関係者の承諾を得て施工を行う。

- (1) 安全管理組織
- (2) 現場責任者の指定
- (3) 非常事態における緊急措置方法

3. 工事時の安全対策実施

(1) 工事に関わる安全対策

町は、工事請負業者に対し、工事の施工時には道路法、道路交通法、消防法等の諸法規並びにその他官公署からの命令事項を遵守するように指導し、安全な工事を行うよう義務づけるとともに、関係当局に対しても請負業者の安全対策に関する指導を徹底するように要請する。

(2) 地下埋設物管理者との連携強化

地下埋設物については、工事請負業者が各施設管理者と協定または承諾書等を取りかわし、安全確保に努めるよう指導する。

なお、施工に際しては試験堀（テストピット）等を行い、地下埋設物位置を確認して記録するとともに、埋設物に接近した場所での作業では、各施設管理者の立会を求め等の予防措置を講じつつ、安全確保に努める。

(3) 他の施工工事との相互連絡・協調体制の確立

道路管理者主催の道路占用者会議または企業者間の打合せ会議等にて工事に関する十分な打合せを行い、施工中も連絡を密にして協調体制を確立するように指導する。

(4) 沿道住民への通報体制

緊急時においては、広報車やハンドマイク等により沿道の住民に周知させる。

(5) 各種防災用具の着用、または備え付け場所の表示

消火器、ガス検知器等の防災器具、各種標識類はもとより防火用具の着用、溶接等火気を使用する場合の消火器、ガス検知器等の携行を請負業者に義務づける。

(6) 工事現場の巡回・点検

工事現場の巡回を行って保安設備等を点検し、不十分なものについてはすみやかに改善等の措置を行わせる。

(7) 応急資機材の確保

必要な資機材は、現場近くに準備し、緊急時に備える。

(8) 防災訓練の実施

工事の進行に伴い、発生が予想される災害の対応をあらかじめ想定し、関係機関との合同防災訓練や図上での訓練を計画または検討し、必要に応じて実施する。

4. 渇水対策

(1) 町は、渇水期等における水不足を予防し、安定的な上水道の供給体制を確保するため県や近隣市町の関係部署と平常時から広域的な相互連携体制を確立する。

(2) 町は、安全な飲料水を安定供給するため、老朽化した配水管等の施設更新をはじめとして、平常時から水道施設の点検や施設整備を推進する。

(3) 町は、緊急時に備え、給水ポリタンク・袋等の調達先や確保策を検討しておく。

第2項 下水道施設災害予防対策

第1. 現況

本町の下水道事業は平成7年度に公共事業下水道が認可され、市街化区域のうち工業専用地域と工業地域の一部を除く1,084haを全体処理計画区域として指定されており、これらの現況については、次のとおりに整理される。また、その他農業集落排水事業も同様に整備が進められている。

- ①平成7年度に市街化区域のうちの工業専用地域と工業地域の一部を除く区域が全体計画面積として指定され、平成14年4月に供用を開始している。
- ②平成22年度に認可変更を行い、荻田町空港処理分区17haを追加し、計画面積は1,084haとなる。
- ③令和3年3月現在、荻田町役場を中心としてJR日豊本線から海側の地区の398haで供用を開始している。
- ④農業集落排水事業については、平成18年10月に片島地区25haで、平成28年10月に白川南部地区37haで供用を開始している。

第2. 計画目標

1. 整備計画

町は、公共下水道、農業集落排水並びに合併処理浄化槽の計画的な整備を推進し、し尿処理施設の整備を推進していく。特に、東日本大震災の災害教訓でも得られているように長期的かつ広域での公衆衛生環境の悪化は、住民の感染症発症や病状の重篤化等の二次的な被害の発生を招くため、大規模な災害にも強い下水道施設整備を一層計画的に推進する。また、あわせて下水道事業の効率的な運営を目指していくものとする。

2. 防災対策

町は、施設の重要度、人口動態および将来計画等について十分配慮しつつ、施設の防災対策を検討する。

(1) 地下埋設物管理体制の確立

1) 現況の把握

町は、町が施工した下水道管網の整備については現況を把握しており、台帳作成を行っている。

- ##### 2) 埋設管が布設されている地形・地質条件を町防災アセスメント調査結果等の検討資料を含めてチェックし、地盤の液状化の危険度が高く災害時に施設損壊が懸念される等の悪条件下にある施設については、計画的に耐震化等の対策を推進し、被害軽減に努める。

- ##### 3) 施設の耐震性および供給体制等について、施設等の総合的な点検・検討を行い、それらの検討結果に基づき必要な施設等の整備や増強について検討する。

4) 県浸水被害想定地区や常時冠水地区に対する下水道整備事業の推進

白川、片島、与原地区内に想定される小波瀬川はん濫に伴う浸水想定区域並びに町内に点在する内水はん濫に伴う冠水地区に対し、雨水排水施設の整備や下水道の整備を計画的に推進することにより浸水や冠水災害の解消や抑制に努める。

(2) 災害時応急体制の確立

- 1) 応急復旧工事に必要な資機材を平常時から整備・点検しておき、その保管場所や方法について検討しておく。
- 2) 停電時に備え、予備動力等の整備・点検あるいは資機材の緊急調達方法等の確認を行い、その運転操作方法等について関係者によく熟知させる。
- 3) 災害時に備えて緊急措置の方法、分担、連絡体制の確立および動員計画等の整備に努め、関係者と連携してその体制をとる。

(3) 下水道工事計画にあわせての老朽管路の更新を図る。

(4) 汚物の貯留・中継施設の確保、処理施設代替方策等について、周辺市町との連携協力体制を確立していく。

(5) 仮設トイレの確保

災害時は水の供給不足から下水処理の不能または著しい施設機能低下が発生することなどをあらかじめ想定し、仮設トイレ確保と周辺環境整理について地域住民と連携協力を図っていく。また、広域避難場所での直接流下式の下水道施設整備等についても、最新の知見を収集整理しながら整備に向けた検討に努める。

(6) 機動性のある支援・受援体制の確立

平常時から、下水道関係の経験を有する技術者や支援に必要な資機材を把握するとともに、下水道の専門的技術を有する団体と協定を結ぶなど、機動性のある支援・受援体制の充実を図る。

3. 工事時の安全管理体制確立

工事時の安全管理体制の確立については、上水道施設災害予防対策工事時の安全管理体制確立に準ずるものとする。

4. 水害対策

- (1) 応急復旧工事に必要な資機材について、平常時からリストアップしておくとともに、現有資機材の点検整備等を定期的に行う。また、それらの保管場所や資機材の操作方法について習熟しておく。
- (2) 停電時に備えて予備動力資機材等の整備点検を定期的に行う。また、予備動力資機材の運転方法などについて関係者によく習熟させる。
- (3) 気象予警報に対処し災害の発生が予想されるときは、各施設の巡視や施設点検整備を行い、各家庭における用水確保、排水制限等の措置について検討する。
- (4) 宅地開発の進行等に対応した整備計画の見直しを適宜行う。
- (5) 浸水により下水道施設の機能が停止することがないように、施設の耐水化計画を作成し、下水道施設の整備に努める。

第10節 交通施設災害予防計画

【体制】

| 計 画 項 目 | 主な担当課など | 支援課など |
|----------------------|---|---|
| 第1 道路施設災害予防対策 | <input type="checkbox"/> 建設課 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 京築県土整備事務所 <input type="checkbox"/> 行橋農林事務所 <input type="checkbox"/> 行橋警察署(苅田交番) <input type="checkbox"/> 九州地方整備局北九州国道事務所 <input type="checkbox"/> 西日本高速道路(株) | <input type="checkbox"/> 交通商工課 <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 <input type="checkbox"/> 総務課 |
| 第2 鉄道施設災害予防対策 | <input type="checkbox"/> 九州旅客鉄道(株) <input type="checkbox"/> 日本貨物鉄道(株)九州支社 <input type="checkbox"/> 行橋警察署(苅田交番) <input type="checkbox"/> 消防本部 | <input type="checkbox"/> 交通商工課 <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 <input type="checkbox"/> 総務課 |
| 第3 港湾・空港施設 災害予防対策 | <input type="checkbox"/> 福岡県苅田港務所 <input type="checkbox"/> 第七管区海上保安本部 (門司海上保安部、苅田海上保安署) <input type="checkbox"/> 九州地方整備局苅田港湾事務所 <input type="checkbox"/> 大阪航空局北九州空港事務所 <input type="checkbox"/> 行橋警察署(苅田交番) <input type="checkbox"/> 京築県土整備事務所 <input type="checkbox"/> 消防本部 | <input type="checkbox"/> 交通商工課 <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 <input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 都市計画課 <input type="checkbox"/> 建設課 |

～基本方針～

本町は北九州圏域の重要交通結節点としての地勢にあり、国道、県道等の道路にリンクして JR 日豊本線が南北に鉄道線を走るほか、海岸部では重要港湾の苅田港や海上空港である北九州空港が道路・鉄道と国内・国際両方面の広域交通ネットワークを形成している。広域交通網の基盤の整備は本町域における経済的発展にも大きく影響する。このことから、町は積極的にこれを促進し、あわせて町域内を縦横に走る道路網を生活道路ネットワークとして充実させることにより、住民生活や物流の利便性を一層高めていく。

町は、道路等の交通施設がもつ諸機能について再確認し、これらの機能を最大限に活用する道路等の交通施設整備を推進する。さらに、災害時においては応急対策活動のための緊急輸送ネットワーク網等として早期の災害復旧・復興のための重要な社会インフラ資源として活用する。

なお、道路、鉄道、港湾等の施設管理者は災害を防止するため、平常時から所管施設等の実態を点検等により把握し、これらの機能維持や向上を図っていくとともに、災害時に施設の機能維持が十分に図れるよう、施設等の整備に努めるものとする。

第1項 道路施設災害予防対策

第1. 現況

本町は国道、県道、町道等が縦横に走り、北九州地域の交通結節点として重要な機能を担っている。また、高速交通ネットワークである東九州自動車道は、令和4年現在、町中央部を縦断しつつ行橋市を経て宮崎市まで供用中である。

なお、道路網に関する災害の危険性については、町の南部で洪水浸水想定区域内を通過する路線が存在しており、緊急輸送路となる国道の一部区間も浸水想定区域内にあるほか、南原・山口地区では山手路線を中心に計15箇所の道路災害危険箇所を抱えている。

このことから、施設管理者による平常時からの道路機能確保のための点検や施設維持管理、または道路災害防除に向けた計画的な防災事業の展開が必要となっている。

「表Ⅱ.1.13 荻田町内の主要道路一覧表」は資料編参照

「図Ⅱ.1.2 福岡県緊急輸送道路ネットワーク図」は資料編参照

第2. 計画目標

1. 幹線道路等の整備促進

町は、関係機関と連携して、次のような幹線道路等の整備促進を図っていく。

- (1) 主要幹線道路の整備は、産業活動、物流、観光商業はもとより、住民の一日行動圏の拡大や日々の通勤・通学など、日常生活面でも必要かつ不可欠なものである。このため、町は関係機関と連携しつつ、幹線道路等の道路整備を計画的に推進する必要がある。また、東日本大震災では、災害時における道路ネットワークの早期復旧が住民の安全確保や地域の応急復旧対策に不可欠であったことから、町は関係機関とともに東九州自動車道をはじめとする国道や県道、町道を中心とした主要幹線道路のネットワーク化等を積極的に推進する。
- (2) 避難路、緊急輸送道路等、防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取り組みと連携しつつ、無電柱化の促進を図る。
- (3) 町道の整備促進
町道は国道や県道と結節することで幹線道路の機能を補完する重要道路である。また町道は町民のライフライン道路でもあるため、町は狭あい道路の解消並びに円滑な交通流確保のための道路改良工事など幹線道路の整備計画とも整合性を図りつつ、町道整備や補修事業を計画的に進めていく。
- (4) 町管理道路施設のアセットマネジメント（予防保全的な維持管理の推進）
高度経済成長期に大量に整備された各種道路施設は、その後の経年的な老朽化や社会環境変化等により、その施設機能を十分に発揮できないものが現れはじめている。町は町が管理する道路や諸施設について平常時から点検および維持管理に努めつつ、道

路や施設機能のモニタリングを推進していくほか、これらの点検情報を施設台帳や点検カルテにとりまとめていくよう予防保全的な施設の維持管理対応に努めていく。

(5) 林道の整備促進

林業事業に伴い整備された北谷林道・青竜林道は町道や県道と連結しており、幹線道路の機能を補完する重要道路である。また当該林道は町民のライフライン道路でもあるため、災害時、避難ルートとしての機能を失わないように適切な維持管理計画や補修等の整備計画とも整合性を図りつつ、林道整備や補修事業を計画的に進めていく。

2. 道路施設等の点検、整備計画

町は、関係機関と連携して次のような道路施設等の点検、整備計画に努める。

(1) 道路施設の点検

- 1) 道路、橋梁等の被害を防止し、被害誘因となるものを排除するためパトロールを適宜実施しつつ、道路の維持補修に努める。
- 2) 台風、大雨等の異常気象時における橋梁機能の確保のため、町が所管する橋梁について事前点検を実施し、出水時等に余裕高のない箇所などの改修に努める。
- 3) 橋梁など道路施設の老朽化調査および震災点検調査を実施しつつ、補修、補強および架け替え等の工事必要箇所が発見された場合においては、アセットマネジメントの考え方による整備優先度評価や町民からの要望などを踏まえつつ、早期の改修について検討する。
- 4) 台風、大雨等の異常気象時における道路機能の確保のため、町所管道路について次の改修、改良工事の実施について検討を行う。
 - ① 路面排水の継続的な排水整備を図るとともに既設暗渠の改修を行う。
 - ② 地盤の軟弱箇所および湧水の伴う箇所について路盤の改良を実施する。
 - ③ 側溝等の機能が有効に発揮されるよう、土砂、塵芥^{じんがい}等の滞留や破損状況について点検し災害防止のための適切な処置を講じる。
- 5) 地域住民の理解と協力を得て、街の美観や安全快適な環境を保持するため、道路側溝の清掃、草刈等の自主活動を促す。

(2) 道路整備計画

道路管理者は、災害が予想される箇所から整備の優先順位を検討し、次のような施設の整備を推進する。

- 1) 災害時の避難、災害応急対策等の障害となる幅員の狭い道路や老朽化した橋については道路幅員拡幅や線形改良、施設の補修等を検討する。
- 2) 町内通過交通量の分散・緩和等のため、国・県の計画道路の早期完成を要望し、災害時の交通途絶に応じた迂回路や緊急交通路指定等の事前対策を検討しておく。
- 3) 生活道路については町道の機能に応じた道路の整備を図るほか、冠水履歴の多い町道等については必要に応じ排水設備の追加整備を検討していく。
- 4) 狭あいな生活道路については路傍建物の新築や改築時におけるセットバック指導等にあわせて、道路拡幅と線形の改良を図るよう努める。

- 5) 町道新設または改良事業に際しては、避難経路や避難路としての延焼遮断帯の機能等を考慮しつつ、歩道整備、街路樹設置スペース等を確保していく。

3. のり面崩壊・落石等防止対策

町は、関係機関と連携して次のような道路のり面崩壊、落石、道路冠水等の防止対策に努める。

- (1) 関係機関への要請

県道等における現況の危険箇所に対する対策工事の早期完成を県に要請するとともに、対策事業が円滑に進むよう地元調整等について支援協力する。

- (2) 危険箇所の調査

町所管道路について危険箇所点検調査を計画し、適宜実行に移していく。

- (3) 危険箇所の対策

町所管道路における危険箇所については防災点検結果に基づき、のり面保護工等の災害防止対策について、その危険度に応じた対策を検討または実施する。

- (4) 危険箇所の監視

町道については道路パトロール（巡視点検）を集中豪雨や台風後の降雨に前後して適宜計画的に実施するように努め、危険箇所状況を監視する。また、盛土区間での路肩部分の流出や路盤吸い出しによる局所的な陥没、のり面内の浮石や転石、倒木等の安全な道路通行に支障となるおそれがあるものの応急的な修復や除去等を行う。

- (5) 道路冠水対策

道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察、消防及び他の道路管理者等との連携の下で、適切な道路管理に努める。

4. 緊急輸送路整備計画

町は、関係機関と協働して次のような緊急輸送路の整備計画の検討に努める。

- (1) 緊急輸送路の選定・整備

風水害防止および被害の軽減、災害発生時における迅速、的確な応急対策活動に資するため、町は緊急通行車両の通行機能を確保すべき道路（緊急輸送路）を重点整備路線と位置づけ、道路や道路施設等の防災機能または交通安全性の強化等について関係機関と協働しつつ積極的な整備を推進する。また、県が選定する町域の緊急輸送路に対しては道路改良計画や整備事業計画の段階から積極的に協力していくとともに、これらとリンクする町道の緊急輸送路としての指定についてもあわせて検討していく。

- (2) 緊急輸送道路ネットワークの整備

緊急輸送路等の重要性を十分踏まえ、町は幹線道路並びにこれらの道路と防災拠点とを結節する道路または防災拠点間を連絡する道路等を検討あるいは選定し、町道路線全体の安全性向上に努める。

5. 緊急輸送路沿道の建築物等の耐震診断の実施等

建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正（平成25年11月施行及び平成31年1月施行）により、県又は町が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物（一定規模以上の建築物及びブロック塀等）の所有者に対し、耐震診断の実施及び診断結果の報告が義務付けられた。

町は、福岡県建築物耐震改修促進計画及び苅田町耐震改修促進計画に基づき、県や関係団体と連携して、当該建築物の所有者に対し、耐震診断や耐震改修の指導・啓発等により耐震化の促進を図る。

6. 道路啓開用資機材の整備

町は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の分散配備、増強に努めるとともに、あらかじめ建設業者・団体との間で協定等を締結し、道路啓開用資機材を整備しておく。

第2項 鉄道施設災害予防対策

第1. 現況

鉄道路線については九州旅客鉄道（株）（JR九州）の日豊本線が町中央山地東麓部を概ね南北に縦断しており、町内には苅田駅と小波瀬西工大前駅の2駅が設けられている。

第2. 計画目標

1. 九州旅客鉄道（株）

鉄道事業者である九州旅客鉄道（株）は、次のような鉄道施設災害の予防対策を推進する。町は、鉄道事業者が実施する各種予防対策について、必要に応じて協力する。

(1) 防災訓練

所管する路線内での鉄道事故並びに災害発生時において、適切な安全確保処置がとれるように、平常時から次のような防災訓練を適宜実施する。

- 1) 非常呼出訓練
- 2) 避難誘導訓練
- 3) 消火訓練
- 4) 脱線復旧訓練

(2) 防災関係資材の点検整備

平常時から救援車、車両台車の緊締用品、照明用具（投光器）、ジャッキ類等を整備または点検し、資機材を常に完全な状態にしておく。

(3) 避難誘導體制等の周知

平常時から次のような避難誘導體制等の周知を利用者に対して実施する。

- 1) 事故、災害の発生時には、駅舎や改札口等にて旅客誘導上必要となる情報内容をわかりやすく掲示するとともに、随時停車中の車内や駅構内にて臨時放送を行い、事故や災害情報の周知徹底を図る。
- 2) 列車内においては、乗客に対してすみやかに鉄道不通状況、列車運行の状況および交通接続の関係等について詳しく案内するとともに、状況に応じた適切な乗客の誘導につとめる。

2. 日本貨物鉄道（株）九州支社

日本貨物鉄道（株）九州支社は、平常時から次のような鉄道施設災害の予防対策を推進する。町は鉄道事業者が実施する各種予防対策について必要に応じて協力する。

(1) 防災訓練

異常事態の発生時に適切な処置がとれるよう次のように防災訓練を適宜実施する。

- 1) 非常召集訓練
- 2) 通報連絡訓練
- 3) 消火訓練
- 4) 復旧訓練

(2) 防災関係資材の点検整備

- 1) 復旧資材（ジャッキ類、発電機および照明器具等）、軌道および電気関係の非常用資材は平素から点検整備しておく。
- 2) 重機械については、関係企業等から緊急時に協力が得られるよう要請しておく。

(3) 避難誘導體制等の周知

異常事態発生に伴い、住民等の避難が必要な場合には、警察および消防に出動を依頼できるように連絡体制の整備を行う。

第3項 港湾・空港施設災害予防対策

第1. 現況

本町の海岸部は一般に遠浅で、かつては製塩業地として栄えた海浜部であったが、昭和26年の重要港湾指定を受け石炭積出港として築港され、昭和43年には国際貿易港として指定されるなど、以降急速に発展を続けている。

荻田港の主要施設には防波堤、岸壁（-13m）、航路、泊地、埠頭用地、護岸等があるが、これら港湾施設の整備拡充に加えて新松山地区多目的国際ターミナル整備や港湾緑地の整備が計画的に進められている。

海岸部は上記の港湾施設整備とともに、臨海工業地帯として造成事業も進展しており、セメント関連、自動車関連および電力会社関連企業等が多数進出している。

令和3年の苅田港における取扱貨物量は約3,300万トンに達しており、その内訳は外国貿易分が約700万トン、国内貿易分が約2,600万トンとなっている。

他方、苅田港の沖合約3kmには長さ4,125m、幅900m、総面積373haの人工島が造成され、平成18年に24時間空港として北九州空港が開港している。

本空港は2,500m級の滑走路1本を備え、空港へのアクセスは本島側と京築県土整備事務所が管理する連絡橋で結ばれており、臨海道路を経て直接的に東九州自動車道苅田北九州空港I.Cと接続するなど九州北部地域の交通結節拠点としての役割を一層高めている。

第2. 計画目標

1. 大規模災害時における広域防災輸送拠点としての整備促進

港湾・空港施設の管理者は次のような災害予防対策を推進する。町は、施設管理者と連携して必要に応じて災害予防対策に協力する。

- (1) 東日本大震災では、大津波に伴う津波浸水で空港・港湾等の主要交通ネットワークの寸断または火災延焼などによる施設機能停止など、迅速な応急対策を阻害したとの災害教訓を残した。他方、発災直後からの港湾・空港に対する突貫的な復旧対策はその後の東日本地域一帯の災害応急・復旧対策のための広域防災輸送拠点として、より大きな役割を果たした。従って、港湾・空港管理者は施設利用者の安全確保はもとより、大規模災害の発生時には当該施設が広域防災輸送拠点として重要な役割を果たすことを認識し、平常時から施設機能維持および防災機能向上のための施設の整備を促進するように努める。
- (2) 町は港湾・空港施設が大規模な災害時における広域防災輸送拠点になることを前提に港湾空港施設と陸域主要交通網を結ぶ道路ネットワークの多重性の整備や道路沿線の建築物耐震化や耐火性の向上、輸送中継拠点の整備等について、平常時から施設管理者と密接に協議または連携しつつ、その整備推進に努める。

2. 港湾施設の整備促進と良好な港湾環境の維持

港湾施設管理者は平常時から次のような港湾施設の整備促進や良好な港湾環境の維持に努める。町は、港湾施設管理者が実施する各種対策に必要なに応じて協力する。

(1) 船舶係留施設等の整備充実

施設管理者は船舶等の係留施設について、海陸双方向のアクセス、燃料タンク等の保安距離の確保、主要貨物の性状、荷さばき地の面積など、必要条件を満たす既存の係留施設の補強または新設係留施設の災害対策機能強化等により、その必要量を確保する。また、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者と情報共有することにより連携を強化する。

町は、施設管理者の整備計画に対し協力する。

(2) 待機広場の整備

施設管理者は待機広場について、既存の港湾緑地等を活用しつつ整備を推進する。また、面積が著しく不足する場合には港湾緑地等の新規整備時に必要な面積を確保するよう努める。町は、施設管理者の整備計画に協力する。

(3) 不法係留船、不法投棄等に対する定期巡視等による良好な港湾環境の整備

不法係留船は災害時に迅速な応急対策を阻害するばかりでなく、可燃物搭載時には港湾火災を引き起こす遠因にもなる。また近年、大都市近郊の護岸道路の沿線では盗難車や老朽コンテナ等の大型の不法投棄が問題になっており、これらも災害発生時には応急対策を阻害する要因にもなる。従って、施設管理者は町および港湾関係各機関、誘致企業の防災担当部署等と協働しつつ、不法係留や不法投棄行為等に対する定期的な巡視に努め、より良好な港湾環境の維持に努める。

3. 空港施設の整備促進

空港施設管理者は、平常時から次のような空港施設の整備促進に努める。町は、空港施設管理者が実施する各種対策について、必要に応じ協力する。

(1) 空港施設の防災機能の整備充実

空港管理者は施設利用者の安全確保はもとより、大規模な災害発生に備えた施設に対する防災機能の強化に努める。特に北九州空港が海上空港であり、想定を超える大規模地震や台風等に伴った空港施設の被害あるいは大津波による浸水被害、地震や暴風等に伴った連絡橋の通行機能喪失による一時的な孤立等も考えられるため、非常時における代替輸送手段や対処方法について平常時から検討しておく。町は平常時から空港管理者や運営責任者と連絡体制を確立しておき、関係機関とともに災害応急対策についての諸調整を図るよう努める。

(2) 空港管理者による防災訓練等の実施

空港管理者は、次のような防災訓練等を実施するよう努める。町は、必要に応じてこれに協力する。

1) 防災訓練

空港管理者は町および関係機関と連携し、平常時から最新の被害想定に基づいた消火救難活動に必要な知識、技能習得のための防災訓練を計画し、実施する。

2) 消防資機材の整備

①消防車両、防火水槽、消火薬剤等の消防設備および資機材の整備を図る。

②救急医療資機材の整備を図る。

(3) 空港管理者と関係機関による応援協定締結や連絡体制の構築

空港管理者は消火救難活動に関する関係機関との応援協定等の締結およびそれらに基づく連絡体制の確保に努める。町は、空港管理者（防災担当部署）と平常時から連絡体制を確立しておき、災害時に迅速な連携が図れるよう努める。

(4) 空港保安体制の確立

町は、空港管理者が実施または推進する次のような空港保安体制確保のための各種施策に必要な応じて協力する。

- 1) 空港管理者は航空機の安全運航について徹底するため、航空機操縦者や空港周辺での事業の実施者等に対し、航空法等に基づいた安全指導等を行う。
- 2) 空港管理者は町等と連携して、空港利用者や住民に対する航空に関する防災・安全知識の普及に努める。
- 3) 空港管理者は消防本部と連携するなどして、空港内の関係機関で構成する自衛消防組織等の組織の強化に努める。

第2章 町民等の防災力の向上

第1節 町民が行う防災対策

【体制】

| 計 画 項 目 | 主な担当課など | 支援課など |
|-----------|-----------------------------------|---|
| 町民が行う防災対策 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 | <input type="checkbox"/> 全課 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 消防団 |

～基本方針～

苅田町民は、一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という「自助」精神による防災の基本理念に基づいて自ら各種防災手段を講じるとともに、「共助」の精神をもち、自らの地域の防災活動に参加するなど、平常時から災害に対する備えを進める。

町は、さまざまな手段・機会を活用し、町民の防災意識の高揚を支援する。

第1. 現況

町は、これまで町広報紙や各種パンフレット、町ホームページ等を活用して災害時の心得等についての広報を行っている。また、苅田町防災情報マップを作成し全戸配布するなど町民に対する防災意識の向上と知識啓発に努めている。

第2. 計画目標

町民は、次に示すとおり、防災に関する知識の修得、家族会議における災害時にとるべき行動等の確認、非常用品の備蓄等に努め、平常時から災害に対する備えに万全を期す。

1. 防災に関する知識の修得

- (1) 台風、大雨・洪水等の災害に関する基礎知識
- (2) 過去に発生した災害の被害状況
- (3) 近隣の災害危険箇所の把握
- (4) 災害時にとるべき行動(初期消火、警報・注意報発表時や避難指示等発表時の行動、避難方法、指定一般避難所での行動、適確な情報収集等)
- (5) 災害教訓の伝承

2. 防災に関する家族会議の開催

- (1) 指定緊急避難場所・避難路の事前確認
- (2) 非常持出品、備蓄品の選定
- (3) 家族の安否確認方法(福岡県災害情報等配信システム「防災メール・まもるくん」、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」や、携帯電話の災害用伝言板の活用等)
- (4) 災害時の役割分担(非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等)

3. 非常用品等の準備・点検

- (1) 最低3日分（推奨1週間分）相当の飲料水（ペットボトル）及び長期保存が可能な携帯食料、生活必需品、医薬品（お薬手帳や健康保険証等も含む）、頭巾、携帯、ラジオ、懐中電灯、乾電池等の非常持出品
 - (2) 消火用具、スコップ、大工道具等、防災用資機材
 - (3) 乳幼児がいる家庭では、ほ乳瓶や粉ミルクなど
 - (4) 高齢者のための入れ歯洗浄剤など
 - (5) 簡易トイレやオムツ（子供用、成人用）
- （参考）非常用持ち出し品チェックシート（消防庁）

4. その他の取組み

- (1) 住宅等の安全点検、補強の実施（屋根や鉢植え等の飛散防止、飛来物によるガラス飛散防止等）
- (2) 応急手当方法の習得（応急担架の作成方法やAED機器の操作習熟など）
- (3) 町または地域（自主防災組織または自治会等）で行う防災訓練、町や防災機関が実施する出前講座や防災講演会等への積極的な参加
- (4) 地域（自主防災組織または自治会等）が構築する地域の相互協力体制への協力等
- (5) 愛護動物との同行避難や指定一般避難所での飼養に対する準備

第2節 自主防災体制の整備計画

【体制】

| 計 画 項 目 | 主な担当課など | 支援課など |
|----------------|-----------------------------------|---|
| 第 1 自主防災組織育成計画 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 | <input type="checkbox"/> 全課 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 消防団 |
| 第 2 自主防災活動計画 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 | <input type="checkbox"/> 全課 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 消防団 |

～基本方針～

大規模な災害発生時に防災行政機関の災害対策活動が遅滞するような事態に対して、災害からの被害防止・軽減を図るため、「自分の命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」をスローガンとして、個人や家庭、各地域（地区）、各自治会（自主防災組織）は、平常時および災害時のそれぞれの役割について自覚し災害へ備えるものとする。

なお、東日本大震災では震災発生時刻が午後～夕方にかけてであったため、災害に対する初動対応は地域にいた女性や青少年が大きな役割を担ったといわれている。

従って、本町ではこれらの災害教訓を踏まえつつ、多様な世代が参加できるような環境の整備に努めるとともに、特に女性や青少年の参画の促進に努めるものとする。

第1項 自主防災組織育成計画

第1. 現況

本町域には6つの小学校区があり、町ではこれらの校区に対応し各校区小学校を町指定避難施設に位置づけている。また、これらの各校区内には地区公民館・集会所が53箇所建設されており、これらは地元自治会等により日々の施設運営と自主管理がなされている。こうしたことから、本町の自主防災組織は各地域の特性が醸成され営まれる環境下にもともとあり、町は今後、各自治会を単位とした自主防災組織の編成や組織育成に向けた積極的な支援を行っていく必要がある。

なお、町では自主防災組織設立に向けた支援策の一つとして、町長に向けた自主防災組織届出書とあわせて自主防災会規約、役員名簿、防災計画および活動計画書、組織編成例並びに避難計画書などのひな形（案）を作成し、これを配布することで地域での自主的な防災組織立ち上げを強く促している。

第2. 計画目標

本町では地域に根づいた組織化が可能な環境にあるが、少子高齢化の進展や地区外労働による各地域における昼間人口減少等のため、自主防災組織として完全に確立されたものは少なく、また各職域における自主防災組織に関しても組織化が未だ不十分である。

従って、町は公民館や集会所施設を各地域における防災活動拠点とした自主防災組織の確立や町所管施設を拠点とした住民や企業が一体となった地域ぐるみの防災を支援するためコミュニティエリアの創設等に向けた組織の育成と防災組織の組織化等に向けた支援を推進していく。

1. 地域自主防災組織の育成計画

町は、災害対策基本法第5条に基づき地域の自主防災組織化について、次のような積極的な取組みを推進する。

- (1) 町は、自治会等に対する指導や助言を積極的に行い、組織率の向上と実効性のある自主防災組織の育成に努める。その際、多様な世代の参加、特に女性や青少年の参画促進に努めるものとする。
- (2) 町は、自治会への指導助言に当たって、次に示す内容の防災会規約例、役員名簿、防災計画並びに活動計画案、組織の編成例、避難計画書案等のひな形を準備し、実効性のある組織化に向けた支援を行う。

1) 防災会の規約

- ①名称、活動拠点
- ②目的
- ③活動内容
- ④会員・役員
- ⑤役員の任務
- ⑥会議の開催
- ⑦防災計画
- ⑧経費

2) 役員名簿

3) 防災計画並びに活動計画書

- ①目的
- ②計画事項
- ③防災組織の編成および任務分担
- ④防災知識の啓発
- ⑤地域の災害危険箇所の把握
- ⑥防災訓練
- ⑦情報の収集・伝達
- ⑧出火防止および初期消火
- ⑨風水害等

- ⑩救出・救護
 - ⑪避難対策
 - ⑫生活（給食・給水）
 - ⑬福祉・環境・防犯
 - ⑭その他年間の活動計画（活動計画書）
- 4)組織編成例
- 5)避難計画書
- ①自主防災組織の概要（名称、構成世帯、構成人数、避難経路等）
 - ②避難所の概要（名称、面積、収容人数）
 - ③避難者リスト（災害時記入用）
- (3) 町は、県や防災関係機関と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するための研修会等を開催することで、防災士等の防災人材の育成を強化するとともに、地域における自主防災活動の活性化や活動推進を図る。また、男女共同参画の視点から、女性リーダー育成についても積極的に推進していく。
- (4) 町は、自主防災組織の円滑な活動を期するため、防災資機材配備について計画的な整備支援を考慮する。
- (5) 町は、災害時に自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害に関する情報の伝達、協力要請、活動内容の指導等について必要な措置を講じる。
- (6) 自主防災組織の好事例を集め、管内で広報するとともに、連絡・実働体制が整っているか、要配慮者（避難行動要支援者）を的確に把握しているか、必要な防災資機材を確保しているか、指定緊急避難場所・避難経路を的確に把握しているかおよび日頃の防災活動等を考慮して、優秀な自主防災組織の表彰をおこない自主防災組織の育成・指導に資するよう努める。
- (7) 町防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民および当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定めるものとする。必要がないと判断した場合は、遅滞なく、その旨およびその理由を、当該計画提案をした町民等に通知するものとする。なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

2. 自主防災組織の結成手順

町は、次のような自主防災組織の結成手順を踏まえつつ、自主防災組織化に向けた支援に努める。

- (1) 初期段階は災害発生の危険性や地域特性を考慮しつつ、代表的な地区を選定して段階的な組織化を図りつつ、地域に適した組織および活動方法に関する標準的なモデルを作成する。

- (2) この標準的なモデルを参考にしつつ、他地区での組織化について逐次水平展開を図りつつ、最終的に自治会単位での自主防災組織の組織化を完結する。
- (3) 自主防災組織の結成方法としては次のような3つのタイプがあるが、どの方法を採用するかは地域の特性を考慮し決定する。
- (4) 自主防災組織結成後は平常時および災害時の組織運営や活動が円滑に進むように、町は学習会や広報活動、防災訓練等の自主防災活動並びに防災資機材の整備、班編成等について指導または助言を行い、組織の充実と活性化を図る。

「表Ⅱ.2.1 自主防災組織の結成方法例」は資料編参照

「図Ⅱ.2.1 荻田町における自主防災組織の編成事例」は資料編参照

3. 職域自主防災組織の育成計画

町は、職域自主防災組織の結成と育成について、次の計画に基づきつつ推進する。

- (1) 学校（教育施設）、公共施設等多数の者が出入りし、または利用する施設について、その施設規模、構造・形態等の実態に応じて組織や施設代表者および防災責任者を中心とした職域防災組織の育成を推進する。
- (2) 各職域の自主防災組織に対しては、その組織構成に適応した規約および防災計画、活動計画、体制等について確立するよう指導や助言を行う。特に町は、次に示すように各自治会の自主防災組織との連携、協働や早期の災害復旧・復興のための企業の事業継続計画（BCP）の観点に立った指導や助言を行う。

「図Ⅱ.2.2 公共施設等での防災組織の編成例」は資料編参照

4. 自主防災組織活動の促進と消防団との連携

町は、自主防災組織に対して適切な指導を行うとともに、消防団と自主防災組織との連携を通じて、自主防災組織の訓練その他の活動の充実が図られるよう努めるとともに、消防本部および消防団が自主防災組織の訓練において、資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団経験者が自主防災組織の役員に就任したりするなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図るよう努める。

5. 水防団、水防協力団体の育成強化

町は、水防団および水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図るものとする。また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図るものとする。

6. 地区防災計画の作成および同計画に基づく防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民および当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この際、必要に応じ、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

なお、素案の提案は、その内容が町地域防災計画に抵触するものでない場合に、提案者全員の氏名および住所（法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地）を記載した提案書に、当該計画の素案、計画案を行うことができる者であることを証する書類（防災訓練のための交通の禁止又は制限に係る標示の様式等）を添えて行うものとする。

当該素案が町地域防災計画の地区防災計画に定められた場合は、当該地区防災計画に関する住民等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するよう努めなければならない。

第2項 自主防災活動計画

第1. 計画目標

町は、自主防災組織が一層効果的な防災活動を行えるよう、あらかじめ自主防災組織が実施する業務内容を次のように定め、平常時または災害時に分担すべき任務について班編成等により明確にしておくように指導、助言するものとする。

1. 平常時の活動

(1) 自主防災組織における防災計画書の作成

町は、地域を守るために必要な対策および自主防災組織構成員の各役割について、あらかじめ防災計画書等に定めるよう指導する。

なお、その指導内容については概ね次の事項に関する内容とし、また作成の際には町が作成する防災計画書のひな形を積極的に活用していく。

- 1) 地域およびその周辺にて危険が予想される箇所の特定制、危険箇所への巡視点検方法およびその結果報告と緊急対策に関すること。
- 2) 地域住民の自主防災に関する任務分担に関すること。
- 3) 防災訓練時期や内容等および町が行う訓練への積極的な参加に関すること。
- 4) 防災関係機関、組織本部、各班および各世帯の体系的な連絡方法、自主防災組織間の情報交換に関すること。
- 5) 出火防止、消火に関する役割、消火剤その他資機材の配置場所等に関する周知徹底、点検や整備に関すること。
- 6) 指定緊急避難場所、避難路、避難指示等の伝達、誘導方法、避難時の携行物資に関すること。
- 7) 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設に関すること。
- 8) 救助用資機材の配置場所および点検整備に関すること。

9) その他自主防災組織間の相互支援や自主防災に関すること。

(2) 防災知識の普及

町は、正しい防災知識を住民一人ひとりがもつように映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用して啓発する。主な啓発事項については災害等の知識および平常時における防災対策、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等とする。

(3) 消火訓練、避難訓練その他防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練その他訓練において、災害発生時の応急対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を定期的に行う。この場合、消防団はもとより、他の地域の自主防災組織あるいは職域の防災組織、近接市町村等とも有機的な連携を図りつつ実施するものとする。また、要配慮者に配慮した訓練実施に努める。

1) 情報の収集および伝達の訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

2) 出火防止および初期消火の訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消防用器具を使用して消火に必要な技術等を習得する。

3) 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

4) 救出および救護の訓練、災害時に利用できる医療機関の把握

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動および負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

負傷者を医療機関に搬送する場合に備え、地域ごとに災害時に利用できる医療機関を把握する。

5) 炊き出し訓練

災害時の電気やガスなどのライフラインが寸断された状況の下、自らが炊き出しができるよう実施する。

6) 災害図上訓練

一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見出し、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

7) その他の地域の特性に応じた必要な訓練

(4) 防災用資機材の点検・整備

消火用資機材および応急手当用医薬品等の防災用資機材の点検・整備を行う。

(5) 自主防災地図(地域独自の防災マップ)の作成

地域に内在する危険や災害時に活用する必要がある公的施設等を表示する自主防災地図を試作し集会所や公民館に掲示または各戸に配布することにより、的確な防災計画書の作成を容易にするとともに、住民一人ひとりの防災対応行動の迅速・的確化を図っていく。

(6) 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、障がいのある人の援護者（相談員）、福祉関係団体等と平常時から連携を密にし、相互支援が可能な自主防災活動の推進に努めるものとする。

1) 自主防災組織と昼間人口を構成する人々との連携の促進

地域においては、居住地と従業地（勤労者の勤務地や学生の活動拠点等）とが異なる住民も存在し、休日・夜間は居住地（町外）で生活を営み、平日・昼間は従業地（町内）で生活を営む住民も少なくない。平日・昼間は従業地（町内）で生活を営む住民は、就業していることから比較的体力がある若手や学生が多く、防災活動においては非常に貴重な戦力となりうる。

そこで、このような昼間人口を構成する人々に対しても、従業地（町内）の自主防災組織は、防災知識の普及、防災活動の体験の機会の提供などを実施し、災害時に従業地（町内）の自主防災組織と安全に共に活動できるよう、ひいては居住地（町外）での自主防災組織活動にも協力できるよう啓発・研修等に努める。

2) 自主防災組織と地域コミュニティとの連携の促進

地域においては、自治会や町内会の高齢化や組織率の低下、活動の鈍化等が進行し、防災訓練や災害時の防災活動を行うとき、体力的に無理を強いることがある。

一方、地域では、自治会や町内会のみならず、小・中学校PTA、スポーツ・文化クラブ、祭り実行委員会、地域おこしグループ等のコミュニティも存在する。このようなコミュニティは比較的体力があり、地域に愛着のある者が多く、防災活動においては非常に貴重な戦力となりうる。

そこで、このようなコミュニティに対しても、地域の自主防災組織とともに、防災知識の普及、防災活動の体験の機会の提供などを実施し、災害時に自主防災組織活動に協力するよう、その際に安全に共に活動できるよう啓発・研修等に努める。

2. 災害発生時の活動内容

(1) 初期消火の実施

町は、各家庭に対し火元の始末等、出火防止のための予防措置を日々講じるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合には迅速に消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用して隣近所と相互協力のうで初期消火に努めるよう指導する。

(2) 情報の収集・伝達

自主防災組織は地域内に発生した被害状況を迅速かつ正確に把握し、町へただちに報告し、あわせて防災関係機関が提供する情報を住民に対して正確に伝達して不安の解消に努め、よりの確な応急対策活動の実施に努める。

なお、災害発生時には情報の錯綜（さくそう）やデマによるパニック（不要な混乱）が発生する懸念がある。このため、自主防災組織は組織内に情報を統合および管理・分析する担当責任者（専従者）を定めておき、町および関係機関との相互連絡体制を確立しておくものとする。

(3) 救出・救護の実施および協力

がけ崩れ、土石流、地すべり等の土砂災害や災害に伴う建物倒壊等により土砂や倒壊物の下敷きになった者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ救出用資機材を使用して迅速な救出活動を行う。また、自主防災組織をもってしても救出ができない者に対しては、防災関係機関の救助活動に委ねるべく救出活動の円滑な実施に向けた必要な情報提供等を行う。さらに負傷者に対しては現地にて応急手当を実施し、医師の介護を必要とする者があるときには、救護所等へ迅速に搬送する。このため自主防災組織員は、地域ごとに災害時に利用できる病院等の医療機関を確認しておき、緊急時における連絡や搬送対応等について消防機関も含めて事前に調整しておく。

(4) 避難の実施

自主防災組織は防災行政機関から避難指示等が出された場合には、住民に内容の周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導するとともに、自らも避難する。

なお、避難誘導は責任者が次のような危険の有無を確認しつつ実施する。

- 1) 市街地：火災、落下物、倒壊危険物、浸水箇所等
- 2) 山間部、起伏の多いところ：がけ崩れ、土石流、地すべり
- 3) 円滑で迅速な避難行動がとれるよう、避難者が所持する荷物は必要最小限度のものとし、両手が自由に動かせる背負い式バック等にまとめるように指導する。
- 4) 高齢者、幼児、障がいのある人その他自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対しては、支援者や地域住民の協力のもとで安全かつ早期に避難させる。

(5) 炊き出しおよび救助物資の分配に対する協力等

被害の状況によっては、避難が長期にわたり、被災者への炊き出しや救援物資の支給が必要になってくる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的で公平公正な活動が不可欠であるため、自主防災組織として炊き出しを行うほか、町が実施する給水、救援物資の配付活動について協力する。

(6) ボランティア活動への助言、支援

東日本大震災等の近年の大規模な災害発生時には、国民の相互扶助意識の高まりから、全国からボランティアによる活動者が被災地支援に駆けつける。

ボランティア活動は基本的には全国社会福祉協議会（福岡県社会福祉協議会や苅田社会福祉協議会も含む。）と関係機関が主導しつつ進める。しかし、他方で現地では支援依頼内容の行き違いや指示系統が混乱するなどしてトラブルが発生するケースも多数報告されている。自主防災組織は、地域の防災共助組織として、こうしたボランティア支援活動が円滑で効果的に行えるよう、現地での助言や支援を行う。

「表Ⅱ.2.2 自主防災組織の活動内容例」は資料編参照

第3節 企業等防災対策の促進計画

【体制】

| 計画項目 | 主な担当課など | 支援課など |
|--------------|--------------------------------|---|
| 企業等防災対策の促進計画 | <input type="checkbox"/> 交通商工課 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 消防団 |

～基本方針～

企業等は、自らの災害時に果たす役割（安全・安心の確保、二次災害の防止、事業継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに自らも防災組織を結成するなどして、地域と連携した防災の取組みを実施することで地域防災力の向上に寄与する。

第1. 計画目標

1. 企業等の役割

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、災害時における地域社会に果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業等にて災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて防災活動の推進に努めるものとする。

町は、企業等の防災活動について必要に応じて指導または助言を行う。

(1) 災害時の企業等の事業継続の必要性

災害の多いわが国では町や国・県はもちろん、企業並びに町民が一致協力して災害に強いまちづくりを行う必要がある。このことが地域の被害の相対的な軽減につながり、また社会秩序の維持と地域福祉の向上にも大きく寄与する。特に、経済の国際化が進み企業活動の停止が製品供給網寸断へと拡大進行し、世界的な影響をおよぼしかねない社会経済状況では、企業等も災害時に事業継続ができ、かつ重要業務の操業レベルを早急に災害前段階に近づけられるよう、事前の備えを行っておく必要がある。また、被災地の雇用促進や供給者から消費者までの流通過程における企業等のつながり（サプライチェーン）を確保するうえでも「災害に強い企業づくり」が望まれる。

(2) 事業継続計画（BCP）の策定

企業等は、災害時においても事業の継続を行うため、重要な業務をあらかじめ設定した目標復旧時間までに回復できるよう事業継続計画の策定に努める。

なお、計画策定の際は「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」（内閣府）が示した「事業継続ガイドライン第三版（平成 25 年 8 月）」等を参考にして地域の実情に応じた計画策定に努めるものとする。

(3) 事業継続マネジメント（BCM）の取組み

企業内での防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化に向けた施設の整備や改善、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び県、町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するように努める。

2. 企業等の防災組織

企業等は、従業員、顧客（カスタマー）等の安全を第一に守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう、的確な防災活動を行う必要がある。特に大規模な災害が発生した場合には、行政や町民のみならず企業等における組織的な応急活動が災害拡大を防ぐうえで重要である。このため、企業等は自衛消防組織等を編成し、町や地域の自主防災組織等と密接な連携を図りつつ、地域の安全・安心確保と災害支援に積極的に対応する。

また、企業等は、豪雨や暴風等で屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業等、不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

企業等における防災対策および防災活動は、おおむね次の事項について行う。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護措置
- (7) 飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保（従業員の3日分以上を目安）
- (8) 施設耐震化の推進
- (9) システムの多重化・高度化、ハード施設の耐震化など災害時における情報システムの保全
- (10) 施設の地域避難所としての提供
- (11) 地元消防団との連携・協力
- (12) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者においては、地震・津波等の自然災害からの避難を含む非常災害に関する計画の作成

3. 町の措置

町は、企業等の防災活動について、必要に応じ次のような支援または協力をする。

(1) 防災訓練

町は、企業を地域コミュニティの一員として、防災訓練等の機会をとらえ、企業等に対して訓練への参加等呼びかける。

(2) 事業継続計画（BCP）および事業継続マネジメント（BCM）の普及啓発

町は、企業等に対して、関係団体と緊密に連携し、企業等の事業継続計画および事業継続マネジメント構築支援に努める。

(3) 事業所との消防団活動協力体制の構築

町は「消防団協力事業所表示制度」等を活用し、事業所との消防団活動に関する協力体制の構築を図る。なお、制度の円滑な運用を行うため、消防庁が示した「消防団協力事業所に関する要綱」等を参考に地域実情に適した消防団協力事業所の要綱を定める。

<<参考①;消防団協力事業所表示制度>>

消防団に対して企業の事業所が、市町村等の定める協力を行っている場合に、事業所申請または市町村等の推薦により、「消防団協力事業所表示制度」表示マークを掲示することができる制度。

(4) 企業の防災に係る取組み評価（インセンティブの付与）

町は、企業の防災にかかる取組みについて、優良企業表彰等により評価するなどして企業の防災力の質的な向上に努める。

(5) 金融的支援

第Ⅳ編第4章第1節「金融措置」により、支援を行うものとする。

(6) 商工会議所等との連携

町は、あらかじめ苅田商工会議所等との連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

第4節 防災知識普及計画

【体制】

| 計画項目 | 主な担当課など | 支援課など |
|---------------------|-----------------------------------|---|
| 第1 一般住民等に対する防災知識の普及 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 | <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 消防団 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 生涯学習課 |
| 第2 職員に対する防災教育 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 | <input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 消防本部 |
| 第3 重要施設管理者等の防災教育 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 | <input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 消防本部 |
| 第4 防災知識の普及に際しての留意点等 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 | <input type="checkbox"/> 消防本部 |
| 第5 防災意識調査 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 | <input type="checkbox"/> 消防本部 |
| 第6 災害教訓の伝承 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 | <input type="checkbox"/> 消防本部 |

～基本方針～

災害に強いまちづくりを推進するため、県、町および防災関係機関は、職員に対し防災教育を行うとともに、相互に密接な連携を保ち単独又は共同して、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する知識の普及を推進する。

県、町、自主防災組織および防災関係機関は、町民に対し、過去に発生した災害被害などを示しながらその危険性を周知させるとともに、災害発生時に町民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及啓発を図るものとし、町は、住民等の防災意識の向上および防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基盤となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、気候変動の影響も踏まえた防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。その際には、要配慮者への対応や被災時における多様な性のニーズにも留意する。

また、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、ハザードマップや防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を行うものとする。なお、ハザードマップ等の活用には、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）に惑わされないことなどの避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

第1項 一般住民等に対する防災知識の普及

第1. 計画目標

町は、防災に関する諸活動を積極的かつ円滑に行い、防災の成果をあげることを目的として、防災関係職員および町民に対する災害予防、災害応急対策等の防災知識普及の実施について、次のように計画する。

1. 一般住民への啓発

(1) 啓発事項

- 1) 災害に関する基礎的な知識（現在の想定を超える巨大地震の発生や規模の大きな地震の連続発生、各災害が複合的に発生する可能性もあることなど、様々な災害危険性）
- 2) 5段階の警戒レベル、災害発生時、警報等発表時、避難指示、高齢者等避難の発令時に具体的に取るべき行動に関する知識
- 3) 過去に発生した災害被害に関する知識
- 4) 備蓄に関する知識
 - ① 最低3日分（推奨1週間分）の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄
 - ② 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- 5) 住宅等における防災対策に関する知識
 - ① 住宅の補強、防火に関する知識
 - ② 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家屋内のタンス、食器棚、本棚、テレビまたは冷蔵庫等の転倒防止、棚上の物の落下やブロック塀の転倒による事故防止、ガラスの飛散防止、火災予防等の家庭における防災対策に関する知識
- 6) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定一般避難所ペットスペースでの管理についての準備
- 7) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- 8) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害が発生し、または発生するおそれがある時にとるべき行動
- 9) 土砂災害警戒区域、浸水想定区域等に関する知識
- 10) 緊急地震速報、津波警報等、防災気象情報、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味合いや重要性
- 11) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- 12) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- 13) 避難生活に関する知識

- 14) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - 15) 応急手当方法等に関する知識
 - 16) 早期自主避難の重要性に関する知識
 - 17) コミュニティ活動および自主防災組織の活動に関する知識
 - 18) 災害時の家族内での連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）の事前確認
 - 19) 災害情報の正確な入手方法（福岡県防災情報配信システム「防災メール・まもるくん」への登録等）
 - 20) 要配慮者への配慮
 - 21) 災害時における風評による人権侵害を防止するための知識
 - 22) 出火の防止及び初期消火の心得
 - 23) 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
 - 24) 被災地支援に関する知識（小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等）
 - 25) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
 - 26) 指定一般避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者の中から性暴力・DVの被害者も加害者も出さないための「暴力は許されない」という意識
 - 27) その他の必要な事項
- (2) 啓発方法
- 1) テレビ、ラジオおよび新聞等の活用
 - 2) 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
 - 3) 映画、ビデオテープ等の利用
 - 4) 各種相談窓口の設置
 - 5) 消防団・防災士※を通じた啓発
 - 6) 講演会、講習会、防災セミナー等の実施
 - 7) 防災訓練の実施（地区単独での図上訓練や町主催の合同防災訓練等）
 - 8) インターネット(町ホームページ)の活用
 - 9) 各種防災情報を掲載した各種ハザードマップ等の利用
 - 10) 広報車の巡回、防災行政無線による普及
 - 11) 市街地における標高表示板等の設置

※防災士・・・社会の様々な場で防災力を高める活動を行うための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを、特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した者

(3) 避難心得の周知徹底

避難に万全を期するため、町民に対しては河川のはん濫、内水はん濫、崖崩れ、土石流、地すべり等の災害危険箇所情報や次に示すような避難者の心得等について周知・徹底する。

- 1) ラジオ、テレビ等の気象予報、災害情報および町広報、さらに自治会からの伝達事項等による防災上の注意事項について留意する。
- 2) 停電や断水またはガス供給停止等のライフラインの予期せぬ機能停止に備え、飲料水や雑用水の事前の確保、温水や携帯食料の確保、携帯電話充電のための乾電池等の備蓄、懐中電灯、トランジスタラジオ等を用意する。
- 3) 指定緊急避難場所、避難路を事前確認し、家族間での緊急連絡方法について定めておく。
- 4) 隣近所の人と緊急時の連絡方法や避難行動に際しての避難開始時期や避難方法等を申し合わせておく。

2. 社会教育を通じての普及

社会教育ではPTA、青年団体、婦人団体等の会合および各種研修会並びに地域集会等を通じて防災知識の普及・啓発を図るとともに、各団体構成員が各立場から地域防災に寄与する意識を高める。

啓発内容については、町民に対する一般的な啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた普及内容とする。

3. 学校教育（防災教育）を通じての普及

学校教育を通じた防災教育は、地域の実状に則した教育内容を体系的かつ継続的に実施できる条件を有する。そのため、幼稚園から大学まで一貫した方針で防災教育が実施されるならば地域防災力の向上はもとより、地域コミュニティの強化にも繋がり、その結果として防災面で大きな効果をあげる可能性を有している。

このことを念頭において町は、児童・生徒、教職員および保護者に対し学校における教育活動の機会（防災訓練、防災関係行事、教科指導、授業参観等）を通じて、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じて、災害に関する基礎知識や災害から身を守るための知識・方法を中心にした啓発や学習指導等を次のように行う。

また、県および町は、学校における防災教育の充実、防災に関する教材等の充実を図るとともに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

- (1) 防災に関する知識の習得、および安全に行動する態度・能力の育成（地域における災害の種類・原因・被害あるいは立地条件と被害の関係等についての知識、身の周りに潜む危険の認識・回避方法、自然災害の発生メカニズム、緊急避難や傷病者の応急手当等の災害時にとるべき行動等）

- (2) 職員と児童、生徒、地域が一体となった防災基礎組織の確立
- (3) 災害時の行動計画の策定および周知徹底
- (4) 地域が主となった防災訓練の実施（避難訓練、図上災害訓練等）
- (5) 防災に関する作文、絵画のコンクール、講演会等の開催
- (6) 防災関係団体と連携した関係行事、ボランティア活動への参加
- (7) 映画、スライド等による防災知識の普及（先進事例の紹介等）
- (8) 地域ごとの連絡網および児童、生徒等の引き取り体制、緊急時の災害対応の確立
- (9) 防災管理・組織活動の充実・徹底（教職員研修の充実、危機管理マニュアルの整備等）

第2項 職員に対する防災教育

第1. 計画目標

町および防災関係機関は、平常時からの的確な防災対策の推進と、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、次により職員に対する防災教育を実施する。

なお、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

1. 教育の方法

町は、次に示す方法等により防災教育を行う。

- (1) 新任研修
- (2) 職場研修
- (3) 研修会、講習会、講演会等の実施
- (4) 見学、現地調査等の実施
- (5) 防災活動手引等印刷物の配布

なお、新任研修、職場研修は、以下の要領で実施する。

1) 新任研修

任命権者は採用職員に対して新任職員研修（研修項目は独立させる）を実施する。

2) 職場研修

各職場では防災訓練等にあわせて、次の項目に重点を置いた研修を実施する。

- ① 各職場の災害予防事務および応急対策事務の確認
- ② 各職場の初動時の活動要領の確認

2. 教育の内容

- (1) 災害に関する知識
 - 1) 災害種別ごとの特性、災害発生原因についての知識
 - 2) 当該地域の災害特性、災害別・地域別危険度
 - 3) 過去の主な被害事例
- (2) 町地域防災計画、各機関防災業務計画その他の防災に関する計画および各機関の防災体制と各自の任務分担
- (3) 職員として果たすべき役割（任務分担）
- (4) 初動時の活動要領（職員の動員体制、情報収集伝達要領、無線の取扱要領等）
- (5) 防災知識と応急対策技術
- (6) 防災関係法令の運用
- (7) その他必要な事項

3. 災害時職員初動マニュアル等の習熟

町は、災害応急対策を平常時から想定し、町災害対策本部組織における職員対応、職員参集や被災状況を想定した応急活動内容等について定めた「荇田町災害時職員初動マニュアル」や「荇田町避難所開設・運営マニュアル」を作成しており、これらに基づいた防災訓練を実施するなどして災害応急対策の習熟を図る。

「表Ⅱ.2.3 対象別の防災教育内容例」は資料編参照

第3項 重要施設管理者等の防災教育

第1. 計画目標

町は、防災上重要な施設管理者に対して、防災教育を計画的に指導し資質の向上を図るとともに、特に出火防止、初期消火および避難誘導等、災害時における行動力、指導力を養い、緊急時に迅速に対処できる自主防災体制の強化を図る。

また、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設や駅等不特定多数の者が使用する施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等の管理者については、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

1. 指導方法

町は、次のような方法により、重要な施設管理者に対する指導を行う。

- (1) 防災上重要な施設の管理者等に対して技能講習を含む講習会を定期的に計画または実施し、事業所等の災害時における防災体制を強化する。
- (2) 事業所独自あるいは地域単位での随時訓練や講習会等を通じて、災害時における行動能力（初期対処力や応急対策能力）を強化する。
- (3) 防災上重要な施設管理者等の自主的な研究会等を通じて、防災知識の普及や防災意識を向上させる。
- (4) 災害時における出火防止、初期消火および避難誘導等の必要な事項を盛り込んだ防災指導書またはパンフレット等を配布し、その内容について周知徹底する。

2. 指導内容

町が指導する内容については、おおむね次のとおりとする。

- (1) 町地域防災計画、各機関防災業務計画その他の防災に関する計画およびこれに伴う各機関の防災体制と事業所等の自主防災体制
- (2) 災害の特性および過去の主な被害事例等
- (3) 危険物施設等の位置、構造および設備の保安管理
- (4) パニック防止のための緊急放送等の体制準備
- (5) 出火防止および初期消火等の災害時における行動体制

第4項 防災知識の普及に際しての留意点等

県および町は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な防災知識の普及を実施するものとする。

防災知識の普及の際には、要配慮者や子育て中の親子等にも十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時における多様な性のニーズに十分配慮するよう努めるものとする。

また、防災（防災・減災への取り組み実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

第5項 防災意識調査

住民の防災意識を把握するためのアンケート調査、および、行政モニターからの意見聴取等の防災意識調査を必要に応じて実施する。

第6項 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧・情報発信・共有できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

また、町民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、町民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

第5節 防災訓練計画

【体制】

| 計画項目 | 主な担当課など | 支援課など |
|--------|-----------|-------------------------------|
| 防災訓練計画 | □総務課危機管理室 | □全課 □消防本部 □消防団 □各防災関係機関 |

～基本方針～

町および防災関係機関は、基本法第48条および水防法第32条の2等に基づき、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化および住民の防災意識の高揚を図ることを目的として、関係機関等の参加と住民その他関係団体および要配慮者も含めた地域住民等と連携した各種災害に関する防災訓練を継続的に実施する。

第1. 現況

本町では平成24年3月に実施した周防灘津波避難訓練をはじめ、町、消防、防災関係各機関並びに地域住民が一体となった図上訓練も含めた総合防災訓練を行っている。

【訓練実績】

- ・平成25年9月8日 町防災訓練・防災フェスタ（町内全域・中央公民館）
- ・平成26年6月1日 福岡県総合防災訓練（県共催・苅田港南港地区ほか）
- ・平成27年11月5日 地震・津波防災訓練（内閣府共催・町内全域）
- ・平成29年11月22日 避難所運営(図上)訓練(各小学校校区・三原文化会館)
- ・平成29年11月30日 業務継続職員図上訓練(三原文化会館)
- ・平成30年1月28日 避難所運営(実働)訓練(南原小学校校区・同校体育館)
- ・平成31年11月9日 避難所運営(図上)訓練(与原小学校校区・小波瀬コミュニティセンター)
- ・平成31年11月23日 避難所運営(実働)訓練(与原小学校校区・同校体育館)

第2. 計画目標

1. 総合防災訓練

町は、災害時の防災体制に万全を期するため、自衛隊をはじめとして防災関係機関および町民の協力を得て、地震や津波、大雨等により町域で発生する災害を想定し、情報収集・伝達、町災害対策本部の設置、被災状況の偵察、避難誘導、救出救助、医療救護、火災消火、交通規制、救援物資の輸送、給水給食等の各訓練を総合的かつ有機的に実施する。

なお、防災訓練の実施に際しては、想定される災害態様に応じ、学校、水防協力団体、自治会（自主防災組織）、非常通信協議会、民間企業その他NPO・ボランティア団体および

町民等の地域に関係する多様な主体と連携を図るとともに、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した内容とするほか、女性や若年層の積極的な訓練参画についても推進に努めていく。

(1) 実施時期

毎年、防災週間等最も効果のある時期に行う。

(2) 訓練の種目

- 1) 動員訓練（消防団の動員、居住者の応援）
- 2) 災害による被害状況の把握
- 3) 救出、救護訓練
- 4) 給水、炊出し訓練
- 5) 避難、立ち退き訓練（危険区域居住者の避難）
- 6) 防疫訓練
- 7) 通信訓練（電話、無線、伝達）
- 8) 輸送訓練（資材、資機材、人員）
- 9) 消防訓練（初期消火等）
- 10) 水防訓練
- 11) 観測（水位・雨量観測等）、樋門等の操作訓練
- 12) 工法訓練（各水防工法）
- 13) その他

2. 各種訓練

(1) 応急対策計画確認訓練

町は、応急対策計画の実効性を確認することを主眼とした訓練の実施について検討する。なお、訓練の実施要領については次のとおりとする。

- 1) 町および関係機関の各課等は、応急対策の流れや、情報連絡系統（連絡先、連絡窓口）、要請手続き等の確認を行う。また、協定締結先の関係各機関からの協力を得て、協定内容とその実効性について協定先担当者等と相互確認を行う。
- 2) 訓練形態は個人単位でのイメージトレーニング（個人において災害対応の初動時からの活動をイメージし、その活動を遂行するうえでのポイントや問題点を整理する訓練）、課単位での図上演習並びに関係機関・団体の協力を得て実施する町災害対策本部による総合図上演習など種々の方策について検討する。
- 3) 町は、町災害対策本部の運営を円滑に行うため定期的に図上演習を実施する。また地域防災力の向上を図るため、地域住民を対象とした図上演習を県や防災関係各機関の指導・支援のもと効果的に実施する。

(2) 職員動員訓練

町は、災害時における応急対策活動に万全を期するため、職員動員訓練を計画的に実施する。

(3) 非常通信訓練

町および防災関係各機関は、災害時に電話等の有線通信系が不通となり、または利用することが著しく困難な場合を想定し、無線通信系における通信の円滑な運用を図るための非常通信訓練を計画し実施する。

なお、東日本大震災の災害教訓から防災行政無線の不通時に情報錯綜（さくそう）や避難時の混乱（パニック）が多く報告されたことなども踏まえつつ、非常通信訓練とあわせた代替方法による災害情報伝達訓練を携帯電話やスマートフォンその他の通信手段を用いて試行するように努める。

(4) 消防訓練

町は、消防本部と連携し、災害時における災害の態様、規模、災害事象の変化等に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害発生に対処できるようにするため、非常召集、通信連絡、火災防御技術、救助救護等の諸訓練を実施する。

「表Ⅱ.2.4 消防訓練計画例」は資料編参照

(5) 水防訓練・演習

水防管理団体(苅田町)は、水防活動の円滑な遂行を図るため、水防警報および洪水予報等の情報伝達、海面の監視、防潮扉等の操作、水位や雨量観測、水防団等の動員、水防資機材等の輸送、水防工法、水門等の操作、避難訓練等を実施する。

「表Ⅱ.2.5 水防訓練計画例」は資料編参照

(6) 避難救助訓練

- 1) 災害発生時の避難その他救助の円滑な遂行を図るため、町は6地区や各地区自治会（町内会）や自主防災組織等を中心とした避難救助訓練、水防、消防等の救出活動を単独または複合させた形式で実施する。
- 2) 職員の防災研修並びに警戒巡視員および避難誘導員の教育訓練
町は、町職員に対する防災専門知識教育や訓練を実施し、防災技術習得に努める。
- 3) 危険区域ごとの住民に対する避難訓練の実施
町は地域の実情に応じ、夜間を想定した避難訓練を検討し実施する。

「表Ⅱ.2.6 避難救助訓練計画例」資料編参照

(7) 医療救護訓練

- 1) 町は、災害発生直後の医療救護活動が実効的に機能するように、より実践に即した訓練等の実施について消防や医療機関と連携しつつ計画を検討する。
- 2) 訓練を実施する場合は具体的な災害による制約や諸条件を設定して、災害発生直後の医療情報に関する通報・収集や要請・指令にもとづいた医療救護部隊の緊急出動、

傷病度合による選別等や症例に応じた応急医療・広域搬送など、机上での訓練を含め実際に即した医療救護訓練を計画検討する。

- 3) 各医療機関においては、自らが被災することを想定して災害時対応マニュアルを作成するとともに、業務継続計画の作成に努める。また、作成したマニュアルに基づく自主訓練の実施に努める。

(8) 学校避難訓練

各学校は、教育機関として別途定められる学校施設における避難訓練マニュアル等に従い、おおむね次の方法による避難訓練等を計画して実施する。

- 1) 想定される災害態様や被害の形態等について、県や町防災アセスメント調査成果を踏まえつつ、発生時間を登校時、在校時、下校時、休日等と複数を想定するなどし、これに対応する避難訓練（休日においては緊急避難者の受入れ対応となる）を検討する。
- 2) 避難訓練は学期はじめ、風水害の多発時期、防火週間期間中等において年1回以上の頻度をもって訓練を計画し、実施する。
- 3) 避難訓練実施に際しては防災関係各機関の協力を得て実施し、児童・生徒の避難要領および防災に関する知識の普及に努める。
- 4) 具体的な実施要領等については、災害の態様に応じて各学校にて立地条件やその他条件を勘案したうえで選定する。

3. 住民の訓練

町および防災関係機関は、自治会や自主防災組織等の防災行動力の向上に資するため、住民を主体とした次の訓練に対し、防災訓練に関する情報提供はもとより資機材の貸与、助言者の派遣等により積極的に援助する。また、避難行動要支援者等への支援機関等も含めた地域内対応型の訓練を積極的に行う。

- (1) 出火防止訓練
- (2) 初期消火訓練
- (3) 避難訓練
- (4) 応急救護訓練
- (5) 災害図上訓練
- (6) 情報の収集および伝達の訓練
- (7) 炊き出し訓練
- (8) その他、地域特性に応じた必要な訓練

4. 防災訓練に際しての留意点等

町は、防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。

また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

さらに、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、災害が発生し、または発生するおそれがある場合の住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材および実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。訓練後には評価を行い、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

さらに、訓練の際には、避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時における多様な性のニーズに十分配慮するよう努めるものとする。

また、避難訓練を行う場合には、災害遭遇時の人間の心理、すなわち、災害に直面した場合に避難することを躊躇することが多いという心理特性も意識するように努める。避難行動を開始するには、その心理特性を理性的に取り払って避難を開始する必要があることを住民に理解させ、避難を率先して行う者をあらかじめ指名するなど、避難行動を早期に開始し他の住民も後に続くような方策を考慮するよう努めるものとする。

5. 訓練準備段階での課題および訓練結果の地域防災計画等への反映

町並びに防災訓練参加者は、防災訓練を準備する過程で把握された問題点や課題、また訓練を通じ得られた教訓、改善点等について、訓練終了後に関係者が集い、または自由に議論しつつ訓練成果としてとりまとめる。そのうえで、抽出された課題と改善策について、それらの検討結果を町地域防災計画の内容改正や次回の防災訓練実施の際の改善点として適用しつつ、災害対策の基礎情報として有効に活用していくものとする。

第6節 町民の心得

【体制】

| 計画項目 | 主な担当課など | 支援課など |
|-------|-----------------------------------|---|
| 町民の心得 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 | <input type="checkbox"/> 全課 <input type="checkbox"/> 消防本部 |

～基本方針～

近年の災害の経験を踏まえ、町民は、「自らの身の安全は自らが守る」ことが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。災害発生時に、町民は、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

第1. 家庭における心得

1. 平常時の心得

- (1) 家の中の安全な場所、非常用持出袋の配置位置、地域の避難場所・避難経路および家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- (2) 自分の住まいの周辺や避難経路に、氾濫の危険のある河川や水路、急傾斜地やひび割れのある斜面又は裂け目がある崖など危険な箇所がないか、ハザードマップや現地確認等で事前に把握する。
- (3) 飲料水、非常用食料、救急用品、非常持出用品を準備する。
- (4) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (5) 隣近所と災害時の協力について話し合う。
- (6) 浸水の可能性があるところでは、高いところへ貴重品を移動する。

2. 大雨・台風等風水害発生時の心得

- (1) 外出は必要最低限とする。
風水害時に田畑の確認、屋根の修理等を行っていて被災する事例（特に高齢者）が多発しているため、風水害発生時の外出は最低限とする。
- (2) 危険を感じたら、あるいは避難指示等が発令されたらすぐに避難する。
「これくらいの雨なら大丈夫」と思っているうちに、避難できなくなるため、近所の様子見をせず、率先して避難する。
- (3) 緊急安全確保の指示が発令された場合や避難が危険と判断される場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避

等、安全を確保しつつ、救援を呼び、救助を待つ。

緊急安全確保の指示が発令された場合、水深や水の流れの速さをみて避難が危険と判断される場合、夜間などには、無理せず建物の二階以上（できれば鉄筋コンクリートなど堅固な建物）のできるだけ崖や斜面から離れた部屋や屋根など高い所に避難し、救援を呼び救助を待つ。

- (4) 子どもとはぐれないようにする。

子どもとはぐれないように、おんぶ紐で子どもを背負うなど工夫するとともに、絶対に子どもから目を離さないよう細心の注意を払う。

- (5) 避難の際は、長い杖を携行し、ひもでしめられる運動靴で避難する。

裸足、長靴は歩行に支障が出るため、ひもでしめられる運動靴をはき、長い棒を杖がわりにして、安全を確認しながら避難する。

- (6) 避難したら安全が確認できるまで帰らない。

家に忘れ物を取りに帰り、道中で被災するケースもあることから、避難したら安全が確認されるまで帰らないようにする。

- (7) 車での避難には注意する。

車は浸水すると、水圧でドアが開かなくなったり、パワーウインドーが動かなくなったりして脱出不能になる可能性があり、危険なため、注意して使用する。危険と判断したら使用しない。

- (8) 情報収集を怠らない。

雨が強くなってきたら、テレビやインターネットなどにより、気象情報、雨量情報、河川水位情報、避難情報に注意する。

- (9) お年寄りや子供、乳幼児、身体の不自由な人などが安全に避難できるよう声をかけて協力する。

3. 竜巻災害発生時の心得

- (1) 屋内では、部屋の1階に移動するとともに、窓やシャッターなどを閉める。

※但し、部屋の隅やドア、外壁からは離れ、中心部に近い所に移動する。

- (2) 屋外では、近くの丈夫な建物に避難するか、無い場合は近くの水路やくぼみに身を伏せて両腕で頭と首を守る。

※但し、物置や車庫および橋の下などは危険である。

4. 土砂災害発生時の心得

- (1) 土砂災害は、突然発生し、逃げる余裕がないことが多いことから、避難指示等の発令前でも、前兆現象（前触れ）に気づいたら、早めに避難する。

○土石流の前触れ

- ・山鳴りがする。
- ・川が濁り、流木が混ざり始める。
- ・雨が降り続けているのに、川の水位が下がる。

○地すべりの前触れ

- ・地面がひび割れたり、陥没する。
- ・擁壁や家にひびが入ったり、電柱や樹木が傾く。
- ・家の戸が開かなくなる。
- ・沢や井戸の水が濁ったり、減少する。

○がけ崩れの前触れ

- ・がけから小石がぱらぱら落ちてくる。
- ・がけに割れ目ができる。
- ・がけから濁った水がわき出る。
- ・わき水が濁る。

(2) 土砂災害が迫って逃げる際には、流れに対して直角に避難する。

土石流はスピードが速いため、流れを背にして逃げるのではなく、直角に逃げる。

5. 外出時の心得

河川上流域における大雨により、下流で急に増水するケースもある。特に河川敷や海岸でレジャーを楽しんでいるときは、天候の変化に留意し、雷が鳴ったり雨が降り始めたりしたら、河川敷や海岸から離れ、急いで安全な場所に移動する。

第2. 職場における心得

1. 平常時の心得

- (1) 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- (2) 消防計画により避難訓練を実施すること。
- (3) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- (4) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

2. 災害発生時の心得

無理に帰宅行動をとらず、状況に応じて職場にとどまることも検討する。

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

第1節 応援体制等整備計画

【体制】

| 計 画 項 目 | 主な担当課など | 支援課など |
|----------------------|-----------------------------------|------------------------------|
| 第 1 市町村間等の相互協力体制の整備 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 | <input type="checkbox"/> 企画課 |
| 第 2 町・県と自衛隊との連携体制の整備 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 | <input type="checkbox"/> 総務課 |
| 第 3 防災関係機関の連携体制の整備 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 | <input type="checkbox"/> 総務課 |
| 第 4 受援計画 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 | <input type="checkbox"/> 全課 |

～基本方針～

東日本大震災では地域防災計画で想定していた災害の規模をはるかに上回る広域かつ大規模な災害となったため発災時に大混乱が生じ、初動応急体制に大きな課題を残した。

町は、災害発生時において、その災害規模および被害の状況から町単独では十分な応急・復旧活動の実施が困難となった場合に備えて、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し、速やかに災害対応を実施できるよう相互応援協定締結を推進する。その際、大規模な災害による同時被災を避ける観点から、近隣の地方公共団体に加えて、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結にも考慮するものとする。

町は、災害時にはこれらの関係応援機関と一致協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するとともに平常時から緊密に連絡をとり合うなどして連携体制を確立しておく。

第1項 市町村間等の相互協力体制の整備

第1. 現況及び計画目標

本町では、大規模災害が発生した場合に備えて、その被害を最小限に防止するための相互応援協定を各団体と締結している。

町は、平常時から福岡県消防相互応援協定に基づく消防相互応援の体制整備や連携等を推進するとともに、関係防災機関や近隣市町と大規模な災害発生に備えた相互応援協定を締結し、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整えるよう努める。

また、土木・建築職等の技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

「表Ⅱ.3.1 各団体と締結している相互応援協定」は資料編参照

第2項 町・県と自衛隊との連携体制の整備

第1. 計画目標

町、県および自衛隊は、「航空自衛隊と築城基地隣接市町村との消防相互協定(昭和35年6月1日締結)」や「福岡県大規模災害対策連絡協議会設置要綱(平成7年8月設置)」における協議、防災訓練の実施等を通じて平常時から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、必要な事項について取り決め、自衛隊に書面にて連絡しておくとともに相互の情報連絡体制の充実に努める。

第3項 防災関係機関の連携体制の整備

第1. 現況

町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、町及び県等は、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要な施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。

第2. 計画目標

発災時には初動対応として防災関係機関相互の連携体制が極めて重要であり、町および県、防災関係機関は、迅速かつ効率的な災害応急および復旧活動のため、平常時から各関係機関にて相互応援協定を締結するなどして連絡体制を確立し、災害初動体制を整備する。

また、町および県、防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとし、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

1. 関係機関との連携体制の整備

町は、災害の発生に備えて、平常時から次のような連携体制の整備に努める。

(1) 警察(福岡県警察本部、行橋警察署(苅田交番))

町は、大規模災害の発生時に広域緊急援助隊等の迅速な支援が得られるよう、平常時から警察機関との緊密な連携を図る。

(2) 消防機関(苅田町消防本部)

消防本部は、消防機関との「消防相互応援協定」等を通じて、人命救助活動等の支援体制の充実に努めるものとする。

(3) 九州地方整備局（苅田港湾事務所）

九州地方整備局は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、町の被災状況、ニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、応急復旧活動に関して町が行う活動に対する支援を実施するものとする。

なお、九州地方整備局は、町を支援するため、大規模な災害の発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で、特に緊急を要すると認められるときには、緊急車両等の通行に必要な通行路の確保等を実施するものとする。

また、油及び漂流物の回収を目的とした所有船舶による危険物の障害物の除去、避難住民の運送及び緊急物資の運送路の確保等の応急復旧を行うよう努めるものとする。

2. 応援活動のための体制整備

町は、災害の発生に備え、平常時から次のような応援活動の体制整備に努める。

(1) 支援活動の準備

- 1) 被災市町村および各関係機関から応援要請を受けた場合には、ただちに派遣措置が講じられるよう、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等について検討しておく。
- 2) 職員は、派遣先の被災地にて被災した市町村から援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の支援体制とすることを心がける。

(2) ボランティアとの連携体制の充実

- 1) 医療業務、介護業務および被災建築物の応急危険度判定等の資格、または技術を要する専門ボランティアの事前登録並びに活動拠点等の整備を促進する。
- 2) 災害発生時にボランティア活動を迅速かつ円滑に実施する日本赤十字社福岡県支部や県社会福祉協議会並びに苅田町社会福祉協議会等と連携しつつ、災害時のボランティアのあり方、活動の支援・調整等について研修会等を行いボランティアコーディネーターの養成に努める。

(3) 航空機による相互応援体制

大規模な災害が発生した場合において相互の消防力を最大限に活用し、航空機による相互応援体制についても確立する。

(4) 活動拠点の指定

町は、応援隊の受入れ・活動調整の拠点となる場所、施設等を選定、整備し、関係機関と情報を共有するものとする。

第4項 受 援 計 画

第1. 現況

ひとたび大規模な災害が発生すると、避難所の運営に当たる職員が絶対的に不足することが、過去の災害時の経験から明らかになっている。

町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けるため、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、応援隊の災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の集結・活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等のほか、受援に必要な事項を定めた「荇田町災害時受援計画」を策定している（令和元年6月策定）。

第2. 計画目標

町は、「荇田町災害時受援計画」が災害時に効果的に運用されるよう、職員や関係機関等への周知徹底を図るとともに、計画に基づく応援の受け入れを想定した訓練等の実施を通じて、計画の継続的な見直しを行うなど、災害対応業務の実効性確保に努める。

また、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

第2節 災害対策本部・防災施設・資機材等整備計画

【体制】

| 計画項目 | 主な担当課など | 支援課など |
|-------------------|--|---|
| 第1 災害対策本部の整備 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 | <input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 消防本部 |
| 第2 防災拠点施設・設備整備計画 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 | <input type="checkbox"/> 企画課 <input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 財政課施設管理室 <input type="checkbox"/> 都市計画課 |
| 第3 水防施設・設備整備計画 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 | <input type="checkbox"/> 企画課 <input type="checkbox"/> 建設課 <input type="checkbox"/> 上下水道課 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 消防団 |
| 第4 災害時臨時ヘリポート整備計画 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 | <input type="checkbox"/> 都市計画課 <input type="checkbox"/> 交通商工課 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 消防団 |
| 第5 備蓄物資の整備 | <input type="checkbox"/> 財政課 <input type="checkbox"/> 企画課 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 <input type="checkbox"/> 上下水道課 |
| 第6 被害情報等の収集体制の整備 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 | <input type="checkbox"/> 全課 |

～基本方針～

町は、災害の発生に即応するため、平常時から災害応急対策に必要となる防災施設や設備および資機材を有効に使用できるよう整備または点検しておき、資機材の調達方法や緊急調達先等についても、整備またはその拡充に努めるものとする。

第1項 災害対策本部の整備

町は、発災段階あるいは警戒段階において、効果的に災害に対応するため、災害対策本部体制等の整備を図るものとする。

第1. 初動体制の整備

町は、その実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際、例えば、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員が徒歩参集可能な範囲での必要な宿舎の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討するものとする。

また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等などにより職員の動員が困難な場合等

を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努めるものとする。

さらに、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

また、勤務時間外に災害が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、必要な意思決定を行う必要があるため、迅速・確実な連絡が可能なように緊急連絡網を整備する。

第2. 災害対策本部室等の整備

町は、以下の点に留意して災害対策本部室等の整備を行うものとする。なお、災害対策本部における意見聴取・連絡調整等の際、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

(1) 災害対策本部の代替施設

本庁舎内に災害対策本部設置が不可能となった場合、苅田町消防本部または中央公民館を、災害対策本部機能を代替する施設として使用する。そのため、これらの施設についても、建物の耐震化等の安全性や、通信機能や非常用電源施設等の災害対策本部として有すべき機能を備えるよう努める。

(2) 自家発電機

エンジン発電式のみならずその他の代替エネルギーシステムの活用についても検討を行うよう努める。

(3) 災害対策本部室・事務局室の確保・配置方法、電話の余裕回線の確保

(4) 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制

(5) 応急対策用地図

(6) 手回し等自家発電機能付携帯型ラジオ

第3. 人材の確保

町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、緊急の派遣に応じることのできる職員をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

第2項 防災拠点施設・設備整備計画

第1. 現況

本町における防災対策の中核施設は、町役場本庁舎または消防本部（荻田町消防署）である。

なお、本町に密接に関係する防災関係機関としては九州地方整備局（国土交通省九州地方整備局）、福岡管区气象台（国土交通省気象庁）、第七管区海上保安本部（国土交通省海上保安庁）等の指定地方行政機関が挙げられる。また、さらに福岡県の出先機関、自衛隊、JR・NTT・九州電力・日本赤十字社などの指定公共機関、農協・漁協・森林組合・商工会・医師会等の公共的団体が挙げられる。

第2. 計画目標

1. 防災中枢機能等の確保・充実

町および防災関係機関は、浸水想定区域等に配慮しつつ、各機関の防災中枢機能を果たす自らの庁舎および所管する防災設備の充実や災害に対する安全性の確保に努める。さらに大規模な災害にも対処できる総合防災機能を有する代替施設や防災拠点施設としての候補施設の選定並びに施設整備に努めるものとする。

なお、代替施設の検討時には現在の町災害対策本部（役場本庁舎）からの要員移動手段の確保や無停電電源対策、通信手段の多重性確保並びに物資供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄およびそれらの迅速な調達体制の整備について配慮しておく。特に、東日本大震災の災害教訓として長時間にわたる停電が発生し、防災施設の迅速な応急対策機能に大きな障害をきたしたことも踏まえ、災害時でも最大限の機能維持が図れるような無停電電源施設の整備や再生可能エネルギーなどの災害に強いエネルギーについて積極的に導入を図っていくものとする。また、燃料に関して、あらかじめ石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するものとする。

2. 地域における防災拠点施設の整備

町は、各校区での災害対策活動拠点（現地災害対策本部）となり得る町が所管する公共施設についても防災拠点として活用するべく施設の整備に努める。

なお、施設整備を検討する際には、施設の耐火・耐震（津波）対策並びに物資備蓄条件等に配慮し、かつ当該施設が平常時に自主防災組織等の防災教育・訓練等にも活用できる防災教育施設機能を兼ね備えること等についても、あわせて考慮するように努める。

第3項 水防施設・設備整備計画

第1. 現況

本町の水防施設については水防倉庫および排水機場が挙げられる。

水防倉庫は苅田町本庁舎と与原地区の小波瀬水防倉庫に各1つ、さらに6校区の消防団格納庫に各1つの計8箇所が、また排水機場については磯浜町、幸町、神田町の計3箇所に設置されている。ただし、このうちの幸町排水機場については福岡県が所有する施設となっている。

「表Ⅱ.3.2 水防倉庫一覧」は資料編参照

「表Ⅱ.3.3 排水機（ポンプ）場一覧」は資料編参照

第2. 計画目標

町は、すみやかな水防活動が行えるよう、災害危険箇所および予想される災害の態様等に対応しつつ、次のような目標を掲げて水防資機材や水防倉庫等の整備または拡充を図っていくものとする。

<<水防施設・設備の整備計画の目標>>

1. 整備目標期間を設定し、現有の水防資機材の整備または拡充を図る。
2. 災害発生の危険性の高い地区での水防倉庫の新設を検討する。
ただし、整備に際しては河川の浸水想定範囲や災害危険区域は避ける形で検討する。
3. 毎年、資機材の点検・整備を行い、不良品の交換や不足品の補充等に努める。
4. 資材の中で腐敗、損傷のおそれのあるものは、水防活動に支障のない範囲で転用し、常に新しい資材を備えるようにする。
5. 資機材の不足する場所（区域）を予想し、あらかじめ調達方法や保管場所を検討しておく。

第4項 災害時臨時ヘリポート整備計画

第1. 現況

災害時に使用する臨時ヘリポートとして3箇所が指定されている。指定地は市街地（都市計画区域内）、郊外（都市計画区域外）、工業地域に分散しており、ほぼ全町域をカバーするように配置されている。

「表Ⅱ.3.4 災害時の臨時ヘリポート一覧」は資料編参照

第2. 計画目標

町は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等について、ヘリコプターの機動性を活用した災害応急対策を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できるヘリポート選定に向けた用地の調査や整備推進に努める。

1. 臨時ヘリポートの選定基準

町は、必要に応じて臨時ヘリポートとして学校グラウンド、公共運動場等の用地から、次の基準に留意しつつ選定について検討する。

- (1) 地盤堅固な平坦地（コンクリート、芝生は最適）であること
- (2) 地面の斜度は6度以内とし、できる限り開けた空間面を確保できること
- (3) おおむね100m以上×150m以上の地積は無障害地帯であること
- (4) 風向・風速が著しく変化するような特殊な地形上にないこと
- (5) 車両等の進入路があること
- (6) 障害物境界線（面）より上方に障害物件がないこと（特に航空機からは視認しがたい高圧線や常置索道線等が近接していないこと）
- (7) 林野火災における空中消火基地の場合には次の条件を満たしていること
 - 1) 水利水源に近いこと
 - 2) 複数の駐機が可能なこと
 - 3) 補給基地を設けられること
 - 4) 気流が安定していること
- (8) 医療施設への搬送体制を考慮した立地環境がより優位な場所であること

「図Ⅱ.3.1 自衛隊が使用するヘリコプター機種に応じた発着点付近の基準」は資料編参照

2. 臨時ヘリポートの表示

- (1) 石灰等を用い、接地帯の中央に直径5m程度の円を書き、中にHの文字を標示する。なお、積雪時は墨汁、絵具等明瞭なもので行う。
- (2) 旗（吹き流し）または発煙筒等で風の方向や風力の程度を表示する。

3. 危険防止上の留意事項

- (1) ヘリコプターの離着陸はローターの高回転や吹き下ろしの風圧等による危険を伴うため、ヘリコプター誘導員はもとより周辺に警戒員を配置し、関係者以外の者および車両等の進入と接近を規制する。
- (2) 離着陸帯およびその周辺には飛散物等を放置しない。
- (3) 砂塵の発生が著しい場所では散水等の事前の措置を講じる。また、用地に近接する特に注意すべき障害物件には、航空法で定められた赤色障害灯等の衝突防止措置を臨時にとる。
- (4) 航空機を中心として半径20m以内や燃料補給エリア周辺は火気厳禁とする。

4. 県への報告

町は、新たに臨時ヘリポートを選定した場合には、本計画に定め、次の事項について県に報告(略図添付)する。また、既存ヘリポートについても報告事項に変更が生じた場合においては同様の措置をとる。

- (1) ヘリポート番号
- (2) 所在地および名称
- (3) 施設等の管理者および電話番号
- (4) 発着場面積
- (5) 付近の障害物（航空法上の障害物件）等の状況
- (6) 離着陸可能な機種

5. 臨時ヘリポートの管理

町は、選定した臨時ヘリポートの管理について、平常時から当該指定地の管理者と連絡を保ち、現状把握に努めるとともにヘリコプターの計画進入面に障害物（物件）があらたに構築されていないかなど、常にヘリポートが安全に使用できるように配慮しておく。

第5項 備蓄物資の整備

第1. 計画目標

町および防災関係機関は、大規模な災害が発生した場合の被害をあらかじめ想定しておき、必要とされる食料、飲料水、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄体制(関係事業者との供給協力協定の締結を含む)を整備する。この場合において備蓄物資の性格に応じ、国、県、町その他関係機関、町民、企業等間の各々の役割分担を考慮するとともに、他機関との応援協力状況等も勘案し、具体的な物資の種類、数量、備蓄場所、備蓄方式等について定める。

なお、詳細は本編第3章第13節「災害備蓄物資等整備・供給計画」に準ずる。

第6項 被害情報等の収集体制の整備

第1. 計画目標

町は、被害情報等の収集等を迅速かつ正確に行うため、被害情報の収集および伝達に関する報告書式(用紙、調査要領、連絡方法、写真撮影等)について、あらかじめ所定の様式として検討し、整備しておくものとする。

なお、詳細については、第Ⅲ編第2章第2節「被害情報等の収集伝達」に準ずる。

第3節 災害救助法等運用体制整備計画

【体制】

| 計 画 項 目 | 主な担当課など | 支援課など |
|----------------|-----------------------------------|--|
| 災害救助法等運用体制整備計画 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 | <input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 環境課 |

～基本方針～

大規模な災害が発生した場合には、通常、災害救助法が適用される。町は、その運用について災害応急対応時に混乱を生じさせないように、日頃から災害救助法の適用条件や同法律の内容等について町職員に習熟させるとともに、同法律に関する町独自の運用マニュアル等を事前に整備するように努める。

第1. 計画目標

1. 災害救助法の運用習熟計画

(1) 災害救助事務取扱要領の習熟

町は、災害救助法に基づく災害救助法の適用基準や運用要領について習熟し、それに対応した災害救助体制を整備する。

(2) 災害救助法実務研修会等

町防災担当者は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合における災害救助法にもとづいた各業務について、これらを円滑かつ的確に推進し、有事の際の災害救助体制に万全を期するため、県が行う災害救助法の実務研修会への参加や自己研さん等により、その内容について十分に習熟しておく。また、町防災担当者は庁内会議や研修会を通じて習熟した内容について町職員へ水平展開し、町職員の災害救助法に関する知識の向上に努めるものとする。

(3) 必要資料の整備

町は、「災害救助の運用と実務」（第一法規出版）、県細則等、災害救助法運用に際して必要となる資料を整備しておくものとする。

2. 運用マニュアルの整備

町は、災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について、県の指導を受けつつ、災害救助法の適用事例等を参考にして、町職員が理解しやすい「荇田町災害救助法運用マニュアル」等として整備し、職員への水平展開を図る。

第4節 気象等観測体制整備計画

【体制】

| 計 画 項 目 | 主な担当課など | 支援課など |
|-------------|-----------------------------------|--|
| 気象等観測体制整備計画 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 | <input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 建設課 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 消防団 |

～基本方針～

本町で想定される災害は、土砂災害や浸水災害（洪水、高潮）が危険性の高いものとして考えられる。これらの災害は台風や集中豪雨等により引き起こされるものであり、降水量や河川水位、あるいは潮位データの常時監視が非常に重要な防災対応となる。

町は、福岡管区気象台および県が発する予報・警報等を的確に把握・伝達するための施設の整備、観測体制の充実に努める。

第1. 現況

本町には、雨量、水位、潮位、波高の各観測所が設置されている。

土砂災害発生の危険性を判断する重要なデータとなる雨量計は、最低でも危険箇所や危険区域から半径 5km 以内（可能であれば 2km 以内）に 1 箇所程度を設置するのが望ましいとされるが、本町では半径 5km でカバーする形で県により整備がなされている。

なお、この雨量観測所の降雨データは福岡県ホームページで公表されており、リアルタイムで閲覧することが可能になっている。このほか高潮についても苅田港湾事務所（国土交通省九州地方整備局）による潮位・波高が「ナウファス」WEB サイトにてリアルタイムで閲覧できる。

「表Ⅱ.3.5 苅田町内の雨量・水位・潮位・波高観測所一覧表」は資料編参照

第2. 計画目標

町は、次に示すような気象等の観測体制の整備について、計画的かつ効率的に推進していくものとする。

気象等の観測体制の整備目標

1. 町は、町全域あるいは河川はん濫、土砂災害等の危険性が高い危険地区での水位・雨量観測所等の整備・充実について検討する。
2. 通常的气象情報をはじめ、県や地方気象台が発令する土砂災害警戒情報等の予報・警報等を的確に収集並びに伝達するための体制充実に努める。
3. がけ崩れ危険箇所や土石流危険箇所付近の住民避難が円滑に実施されるよう簡易雨量計、警報装置等の整備を検討する。
4. 災害発生の危険予知や切迫する災害に対して適切な避難指示発令等ができるように、新設雨量観測所を含めて、テレメーター方式等への切り替えを関係機関に対して要請し、リアルタイムでのデータ監視体制を構築する。
5. 国の中央防災会議による南海トラフによる巨大地震(三連動型巨大地震)に伴う津波災害や台風の巨大化に伴う高潮災害に対する監視を強化するため、町東側の海岸部にある丘陵部等への沿岸広域監視カメラの整備等について、研究および設置に向けた検討を進めていく。
6. 町は、観測情報を正確に伝達すべき通信機器の機能低下や機器の毀損が災害の初動対応に遅れをもたらしたとされる東日本大震災の災害教訓を踏まえ、観測情報の多角的収集体制の構築、伝達方法の多重性の確保、観測情報等の統括処理専従員の配置等について、検討を加えていくものとする。

第5節 情報通信施設等整備計画

【体制】

| 計 画 項 目 | 主な担当課など | 支援課など |
|----------------------|-----------------------------------|---|
| 第1 無線通信施設等の整備計画 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 | <input type="checkbox"/> 財政課 <input type="checkbox"/> 企画課 <input type="checkbox"/> 消防本部 |
| 第2 災害時優先扱いの電話整備計画 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 | <input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 消防本部 |
| 第3 各種防災情報通信システムの整備計画 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 | <input type="checkbox"/> 財政課 <input type="checkbox"/> 企画課 <input type="checkbox"/> 消防本部 |

～基本方針～

町および防災関係各機関は、災害時の初動応急活動に係る情報通信の重要性を認識し、情報通信施設等資機材の整備およびその運用体制について強化していく。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検整備の実施並びに専門的な知見・技術をもとにした耐震性や耐水性（耐浪性）のある場所への設置等について検討を進める。

また、さまざまな環境下にある町民、要配慮者利用施設及び町職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、報道機関に加え、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、福岡県防災情報配信システム「防災メール・まもるくん」、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ（データ放送を含む。）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディアやワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

町及び放送事業者等は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動状況等を正確に分析・整理・要約・検索するため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備に努めるものとする。

第1項 無線通信施設等の整備計画

第1. 現況

本町の災害時の情報伝達システムについては、防災行政無線が完備され、町全域をカバーすることが可能なよう設置されているが、一部には用地制約から洪水浸水想定区域や土砂災害危険箇所の影響圏内に配置されるものがあり、災害時のシステムの円滑な稼働環境確保の観点から、設置状況について再度精査しておく必要がある。

「表Ⅱ.3.6 防災行政無線の設置状況（令和4年現在）」は資料編参照

第2. 計画目標

1. 通信手段の種類・特徴

災害時に使用する通信手段は基本的に防災行政無線、MCA無線、NTT加入電話、IP電話、携帯電話、衛星通信が考えられるが、各々の伝達手法には特徴があるため、町は機器整備に際してはそれらの通信特性等を十分に踏まえつつ整備を推進していくものとする。

「表Ⅱ.3.7 災害時に使用する主な通信手段と特徴」資料編参照

「表Ⅱ.3.7.1 町防災行政無線の概要(1)」資料編参照

「表Ⅱ.3.7.2 町防災行政無線の概要(2)」資料編参照

2. 防災行政無線（地上系）

防災行政無線は、災害時における応急対策や地域住民に対する緊急情報伝達を迅速かつ円滑に実施する有効な情報伝達設備である。町は、これらの設備の適正な維持および性能の拡充を行っていくこととする。

- (1) 災害現場や避難所からのさまざまな情報を迅速かつ的確に町災害対策本部に収集・集約するため、移動系無線設備の充実を図るよう努める。
- (2) 主要防災関係機関並びに避難所等への通信回線設置を検討する。
- (3) 防災行政無線と全国瞬時警報システム(J-アラート)との接続システムについて、適正な保全を行う。
- (4) 各防災行政無線局施設および各局の機器機能について、定期的に保守点検を行う。
- (5) 長期にわたる停電の発生に対処し、動力発電および同充電機の設置を推進する。
- (6) バッテリーの充電不足や停電時に備え、非常用発電設備の整備を推進する。
- (7) 地震によるアンテナの傾きによって基地局との通信が出来なくなる事態に備えて、アンテナの多重化や代替手段の確保を検討する。

3. 消防・救急無線

消防・救急無線は、消防本部が他市町および町内における消防や救急活動を円滑に実施するため、消防本部に設置している無線通信設備をいう。町は、次のような整備について検討していくものとする。

- (1) 県内各消防本部と相互通信が可能な共通波の整備並びに充実に努める。
- (2) 災害現場情報を迅速かつ的確に収集するために、車載無線の整備並びに携帯無線機の増強に努める。
- (3) 消防無線デジタル化を行うとともに、データ伝送等システムの充実に努める。また、消防団への通信手段の確保や通信手段の多重化等、その充実に努める。

4. 県の無線通信設備等

福岡県防災・行政情報通信ネットワークは、県庁、市町村、消防本部および県出先機関等の相互間における地上系無線通信網と衛星通信網を併用した福岡県防災行政無線である。通信の途絶や輻輳（ふくそう）が発生しにくい高い信頼性と、映像やデータの伝送・処理が可能な高度な機能を確保し、災害時等に効果的な運用が図れるよう、町はそのネットワークシステムの維持管理に協力する。

第2項 災害時優先扱いの電話整備計画

第1. 現況

本町には災害時の回線輻輳（ふくそう）時において、通話規制がなされた場合でも優先的に通話が可能で被災しても早期復旧が望める「災害時優先電話」固定アナログ回線が本庁に3回線、消防本部に3回線が西日本電信電話（株）に対し登録を完了している。

なお、災害時優先電話の使用については、西日本電信電話（株）へ事前に依頼して通信を行う必要がある。

第2. 計画目標

町は、災害時優先扱いの電話整備について、次のような取組みを推進する。

- (1) 町は、内部機構における災害時優先扱いの電話をさらに有効活用できるよう、災害時の使用条件など位置付けを的確に行う。
- (2) 町職員等に対し優先電話の機能や設置場所の周知を行い、災害時における効果的な運用体制を整備・推進する。
- (3) 町は、災害発生時の回線輻輳（ふくそう）を考慮して災害時優先扱いの指定を受けた携帯電話の整備を推進する。
- (4) 町災害対策本部の初動時における対応を確実にするため、本部長、副本部長、総合指令班長等の対策指揮者に対して、災害時優先扱いの指定を受けた携帯電話を災害対応専用専属通信機器として配備するなどの運用面での検討を進める。

第3項 各種防災情報通信システムの整備計画

第1. 計画目標

災害時の電話回線輻輳時の連絡途絶(特に地震時)や、防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を考慮して、各種防災システムの整備、拡充に努める。

1. 衛星通信や移動無線等の整備

(1) 災害時優先携帯電話や衛星通信の整備

災害時の通常電話回線の輻輳時の連絡の途絶を防止するため、災害時優先携帯電話や衛星通信の整備および災害対策基幹職員等への専用電話としての貸与等について検討する。

(2) 衛星通信や MCA 無線(移動無線)等の貸し出しシステムの活用

県や九州総合通信局により整備が進められる携帯電話、衛星通信、MCA 無線(移動無線)等の貸し出しシステムを活用する。

(3) 防災相互通信用無線の整備

町は災害時に国や県、県の出先機関や指定行政機関と相互の通信が可能となる防災相互通信用無線の重要性を認識しつつ、その活用について検討を進めていく。

- 1) 災害時の通信を円滑に行えるように基地局整備を県等と連携し検討していく。
- 2) 防災関係機関は無線局の整備、増強を行うとともに、迅速かつ確かな情報通信を行うため運用体制の充実を図る。

【 参考①：防災相互通信用無線 】

防災相互通信用無線局は、災害対策基本法第2条に規定する指定行政機関、指定公共機関(地方機関を含む)、地方公共団体および地域防災関係団体(地域の防災対策を実施するための行政機関、公共機関および地方公共団体の出先機関並びに企業等によって組織された団体)が開設することができる。

また、防災相互通信用無線局開設にあつては、防災関係機関相互間で災害対策のための適切な無線局運用ができるよう、平常時および災害発生時における無線局運用について協定等を結ぶこと並びに地方非常無線通信協議会または地区非常無線通信協議会への加入が開設できる条件となっている。

(4) 多様な情報メディアの活用方策の検討

視聴覚に障がいがある者等に対する音声・文字情報による情報提供システムとして防災行政無線のデジタル化を前提としたシステムの改善に向けた検討を進めていく。

2. 防災情報処理システム等の整備

災害の態様は刻一刻と変化し、それに伴う応急対策も時間経過とともにその都度変化していく。

町は、災害時における膨大かつ複雑な情報通信内容を円滑に処理し、町災害対策本部が的

確な応急対策の指示等を行うため、地理情報システム（GIS）をベースとした防災情報のデータベース化に向けた整備や、県防災・行政情報通信ネットワーク等の活用を図るなどして、高度で変化が著しい防災情報の処理と情報管理に努める。

(1) 災害情報データベースの整備

既存の各種情報メディアを活用し、次のようなデータベース化と一元的な情報管理により応急・復旧作業の効率化を検討する。

- 1) 被害状況（発生箇所、内容等）
- 2) 安否情報（死亡者の氏名・住所、避難状況等）
- 3) 罹災証明情報（建物被災程度等）
- 4) 生活支援情報（災害弔慰金や義援金の支給、仮設住宅入居、倒壊家屋の処理等）

(2) 県防災・行政情報通信ネットワークの活用

町は県防災・行政情報通信ネットワーク（ふくおかハイパーネット）の福岡県防災情報システムを災害時等により効果的に運用できるよう、活用方法を検討する。

- 1) 災害に強い通信網を構築し、町および県、消防本部間で衛星回線と地上回線の非常通信ルートを確保する。
- 2) 防災情報の高度化、多様化に対応するべく防災情報のデジタルデータ化や災害現場の映像情報の処理機能拡大などを検討する。
- 3) 高度情報通信網を活用しつつ、電話やFAX等によりデータ通信容量の拡大を図る。

3. 通信訓練の実施

様々な通信手段の活用を実用化するため、定期的な訓練の実施に努める。特に、防災行政無線の取り扱いについては、避難誘導班や復旧対策班をはじめ各班員が即時に使用できるよう定期的に操作訓練を行う。

4. 情報通信設備の維持

(1) 町及び防災関係機関の防災関連機器の維持管理

町及び防災関係機関は、必要な観測機器の維持・整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークや防災行政無線等を活用すること等により、全国瞬時警報システム（J-ALERT）その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。

また、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した通信設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加することとする。

非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある津波により浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等を図ることとする。

第6節 広報・広聴整備計画

【体制】

| 計 画 項 目 | 主な担当課など | 支援課など |
|----------------------|-----------------------------------|--|
| 第1 被災者への的確な情報伝達体制の整備 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 | <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 消防団 <input type="checkbox"/> 福祉課 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 住民課人権男女 共同参画室 |
| 第2 要配慮者等への情報提供体制の整備 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 | <input type="checkbox"/> 福祉課 <input type="checkbox"/> 住民課人権男女 共同参画室 <input type="checkbox"/> 住民課 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 消防団 |

～基本方針～

町は、災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対し迅速かつ正確な広報を実施する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置するなどして、被災者や一般住民のさまざまな相談に対して適切に対応するための広報・広聴体制を整備していく。

第1項 被災者への的確な情報伝達体制の整備

第1. 現況

本町における災害広報は、防災無線、広報車、町ホームページ、町公式LINE、テレビのデータ放送等により行われるほか、携帯メールを活用した警報等、災害情報の個別配信も整備されている。また、町の防災マップは「苧田町防災情報マップ」として各戸に配布されているほか、町ホームページでも公開されている。そのほか、県防災情報システムとして、福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や「防災メール・まもるくん」、「土砂災害危険箇所マップ」、「山地災害危険地区の位置情報」等が県ホームページで公開されている。ただし、これらは平常時における防災関連情報の提供が中心となっているため、発災時における情報伝達体制の整備および拡充に向けた対応を強化していく必要がある。

第2. 計画目標

町および防災関係各機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画要領に基づき関係機関との密接な連携協力のもと、円滑な広報活動にあたるものとする。

1. 運用体制の整備

町および関係機関は、次により広報運用体制の整備を図る。

- (1) 広報重点地区（各災害危険地域）の把握
- (2) 地区住民（要配慮者）の把握
- (3) 町災害対策本部における広報体制の一元化
- (4) 広報・広聴担当者の技能の熟練
- (5) 広報内容・文案等の事前作成
- (6) 広報優先順位の検討
- (7) 伝達ルート決定および多重化

2. 住民への広報、広聴体制整備

町は、災害時に住民に対し、次のような広報体制の整備を通じて被害状況や避難行動、および避難生活支援に関する情報等を迅速かつ的確に提供し、かつ住民からの要望・相談を広聴する方法等について確立する。

- (1) 町は、防災無線（戸別受信機を含む）や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるとともに、有線系や携帯電話等での情報発信、携帯通信事業者が提供する緊急速報メールの活用や、広報車等の活用も含めて多様な発信手段の整備・拡充に努める。併せて、適時に適切な情報伝達を行えるようマニュアルの整備にも努める。
- (2) 町は、避難指示等の避難に関する緊急情報を被災者等へ迅速かつ正確に伝達できるよう「福岡県災害緊急情報自動配信システム」等を活用しつつ、放送事業者等への迅速な情報提供の体制の整備に努める。
- (3) 町は、情報化の進展に伴い、パソコン通信・インターネット等のあらたな情報伝達手段による情報交換を行えるよう伝達方法・内容等について改善を検討する。
- (4) 町は、防災気象情報の伝達等について、福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や「防災メール・まもるくん」等の活用による伝達方法等について住民に周知する。
- (5) 町は、通信事業者等が行う被災者の安否情報等の収集及び伝達に係るシステムの効率的な活用が図られるように普及啓発に努める。
- (6) 町、放送事業者、通信事業者およびライフライン関係機関等は、災害に関する情報および被災者に対する生活情報を、大規模停電時を含め常に伝達できるよう、その体制や施設・設備の整備を図るものとする。
- (7) 放送事業者およびライフライン関係機関等は、発災後の経過に応じ被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。
- (8) 町は、自主防災組織や自治会と連携し、住民へわかりやすい情報提供について体制を構築し、確立するよう努める。
- (9) 町、県および国は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また、その他関係機関を含め、相互に連絡先を確認するなど、連絡体制を整備する。

第2項 要配慮者等への情報提供体制の整備

第1. 計画目標

1. 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

町は、聴覚障がいのある人や日本語でのコミュニケーションが困難な人に対し、的確に災害広報を行えるよう関係機関と連携して、あらかじめ町内または隣接市町に在住する手話通訳者および外国語通訳者あるいはボランティア組織の抽出に努め、災害時の協力について支援要請を行える連絡体制を構築しておく。

2. 要配慮者への広報体制の整備

災害時には要配慮者も自身で可能な限り判断し、行動することが求められる。その際により所となる情報が適切に伝達されることが不可欠である。このため町は、文字放送やメールなど要配慮者に考慮した広報体制を整備するよう努める。

3. 避難行動要支援者避難支援プランの個別避難計画に向けた整備

町は「苅田町避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」等に基づきつつ平常時から避難行動要支援者名簿等をあらかじめ作成しておき、災害のおそれがある場合等において早期かつ迅速な避難のための情報提供が行われるよう具体的な体制等の整備に努める。

第7節 二次災害の防止体制整備計画

【体制】

| 計 画 項 目 | 主な担当課など | 支援課など |
|---------------------|-----------|-------------------------------------|
| 第1 降雨等に伴う二次災害防止体制整備 | □総務課危機管理室 | □建設課 □総務課 □農政課 □消防本部 □消防団 |
| 第2 危険物施設等災害予防計画 | □消防本部 | □行橋警察署(苅田交番) □交通商工課 □総務課危機管理室 |

～基本方針～

町は、降雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、土砂災害危険箇所の危険度を応急判定する技術者の養成並びに事前登録などの施策を推進する。また二次災害の防止を図るための必要な資機材の整備と備蓄を行う。

消防本部は、危険物による災害発生や災害の拡大を未然に防止するため、消防法および関係法令に基づいた諸規制、保安意識の高揚並びに自主保安体制の確立等を図る。

これらの危険物施設に対しては、次の方針により行橋警察署（苅田交番）等の関係各機関と連携・協力しつつ、災害発生および災害拡大の防止を図るものとする。

【危険物施設に対する予防対策の基本方針】

1. 関係法令の遵守
2. 消防法に基づく保安監督の強化
3. 保安体制の確立および教育の徹底
4. 車両火災の予防
5. 危険物施設における自主防災組織の育成

第1項 降雨等に伴う二次災害防止体制整備

第1. 現況

本町には降雨などに伴う二次災害が懸念される土砂災害、道路、河川等のはん濫等の災害危険箇所が町の中央部から西部にかけての山地を中心に多く存在しており、災害時にはこれらの災害危険箇所における二次災害防止に関する体制を検討しておく必要がある。

第2. 計画目標

1. 水害・土砂災害・宅地災害防止体制の整備

町は、二次的な水害・土砂災害等の危険箇所への点検を行うため、県や町職員、消防団はもとより、地元在住または近隣市町に在住する専門技術者（建設コンサルタント、県・市町村職員 OB や砂防ボランティア等）の情報をもとにして、必要に応じ支援を要請できるよう関係機関とも連携しつつ、点検体制について充実を図るよう努める。

2. 資機材の備蓄・活用

町は、災害現場における応急対策時の二次災害発生を防止するため、必要となる資機材を平常時よりあらかじめ準備しておくとともに、その適切な使用方法等を町職員に習熟させるように努める。

第2項 危険物施設等災害予防計画

第1. 現況

本町における危険物施設の多くは、町中心部の荻田・馬場・南原校区周辺に集中する傾向がみられるが、施設の約半数は校区外にあたる臨海工業地帯の工場施設内に設置されている。

「表Ⅱ.3.8 荻田町の危険物施設概要表」は資料編参照

第2. 計画目標

1. 消防法上の危険物

県防災危機管理局（消防防災指導課）、町消防本部および消防法（昭和23年法律第186号）上の危険物を取り扱う施設（以下「危険物施設」という）の関係者は、災害に起因する危険物の漏洩、爆発等に備え、平常時から次により危険物施設の安全確保に努める。

町および防災関係各機関は、これに協力する。

(1) 危険物施設の関係者が実施する対策

大規模な災害発生による影響を十分に考慮して施設の堅牢性の向上に努める。

(2) 消防機関が実施する対策

- 1) 既設危険物施設について、災害に起因する危険物火災、流出事故等の災害発生を予防するために、県、町並びに消防本部は、施設関係者に対し災害発生時の必要な安全対策事項を周知するとともに定期的な施設点検を求める。
- 2) 県、町並びに消防本部は、危険物施設の関係者に対し施設の堅牢性向上を図るため、必要に応じ改修、移転等の指導・助言を行う。

(3) その他の対策

1) 規制

- ① 危険物施設について、設置等の許可および立入検査により位置、構造および設備の技術上の基準、貯蔵並びに取扱基準に適合するように規制する。
- ② 関係事業所に対し保安管理体制等を定める予防規程策定および体制整備について指導する。
- ③ 危険物施設の定期点検に関し適正な実施を指導する。
- ④ 危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物保安統括管理者および危険物施設の保安員に関する責任体制の確立について指導する。
- ⑤ 基準に適合していない施設または無許可施設等による危険物貯蔵、取扱い等に対して必要な措置を講じる。

2) 保安意識の高揚

- ① 消防法および関係法令の周知徹底を図る。
- ② 危険物取扱者に対し関係機関と連携し危険物の取扱い作業の保安講習を定期的実施する。
- ③ 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等の関係者に対し防災等に関する研修会を適宜実施する。

3) 保安指導

- ① 危険物施設の保安検査により、施設の維持管理等の適正化を図るとともに危険物取扱状況等のソフト面での保安体制確立について指導する。
- ② 危険物施設での災害発生時における緊急措置について指導する。
- ③ 移動タンク貯蔵所等の危険物運搬車両について、警察署等の関係機関と連携して取締りを実施する。

2. 高圧ガス

県、九州経済産業局並びに高圧ガス事業者等は、高圧ガスによる災害の発生および拡大を未然に防止するとともに災害に起因する高圧ガス事故の抑止に努める。

町および関係機関については、これに協力する。

(1) 高圧ガス事業者が実施する対策

- 1) 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強する。
- 2) 消火設備、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の保安設備を重点に日常点検業務を強化し、正常機能を常時確保するとともに感震器連動遮断装置、可とう性配管の設置等、設備の堅牢性の強化を図るなど安全対策を推進する。
- 3) 多数の容器を取扱う施設は、ホームのブロック化、ロープ掛け等によりガス容器の転倒・転落防止を図るとともに二段積みを避ける。

(2) 規制および指導等

- 1) 高圧ガス貯蔵施設等の堅牢性強化並びに安全確保について、必要に応じて感震器連動緊急遮断装置設置等の改善、移転等の指導や助言を行い、耐震性・安全性の向上を促進する。
- 2) 災害に起因する高圧ガス事故が発生した場合には高圧ガス防災協議会や高圧ガス関係保安団体等がすみやかに対応できるように、町は消防本部（苅田町消防署）、行橋警察署（苅田交番）並びに高圧ガス防災協議会等の関係機関と緊密な連携のもとで防災体制の充実強化を図る。
- 3) 災害に起因する高圧ガス事故が発生した場合の住民安全確保のため、町は県、消防本部（苅田町消防署）、行橋警察署（苅田交番）、高圧ガス防災協議会並びに報道機関等と緊密な連携のもと広報活動、避難誘導等の情報伝達体制について強化を図る。

(3) その他の対策

1) 規制、指導

- ① 保安管理体制や安全な運転操作に関する事項等を定める危害予防規程の整備や、従業員に対する保安教育計画の策定、実施等を指導する。
- ② 製造・販売・貯蔵施設等に対し定期的な保安検査を実施し、随時立入検査を実施することで施設維持管理状況が適正かどうかを確認するとともに、ソフト面に関する保安確保に関する指導を実施する。
- ③ 販売、消費事業所に対し、巡回保安指導を行うことで安全の確保を図る。
- ④ 高圧ガス積載車両等の違反に対しては、行橋警察署（苅田交番）等の関係機関と連携しつつ随時法令に基づいた取締りを行う。

2) 保安意識の高揚

- ① 高圧ガス取締法、液化石油ガスの保安の確保および取引の適正化に関する法律の周知徹底を図る。
- ② 関係事業所の保安係員や販売主任者または消費者等に対し、保安確保を図るために関係機関等と連携した講習会等を適宜実施する。
- ③ 危害物災害予防週間を設定し、高圧ガス大会の開催、ポスターの配布、防災訓練の実施等関係者の危害物災害予防意識の啓発を図る。

3) 自主保安体制の確立

高圧ガス関係事業者に対しては保安教育、自主検査の徹底を指導する。また、高圧ガス関係事業者の自主防災組織である「高圧ガス地域防災協議会」や高圧ガス関係団体等が実施する自主保安活動への参画について必要に応じて指導する。

3. 火薬類

県、九州経済産業局、行橋警察署（苅田交番）並びに火薬類事業者等は、火薬類による災害発生、および災害の拡大を未然に防止するとともに災害に起因する火薬類事故の抑止に努める。また、町および消防本部（苅田町消防署）等の関係各機関はこれに協力する。

(1) 火薬類事業者が実施する対策

災害発生による影響を考慮し、火薬類製造施設等の安全確保に努める。

(2) 規制および指導

- 1) 福岡県火薬類保安協会の各支部単位での緊急出動体制、各支部の応援協力体制の充実強化を図る。
- 2) 災害に起因する火薬類事故が発生した場合において町は住民の安全確保のため、県、消防本部、行橋警察署（苅田交番）、火薬類保安協会、報道機関等と密接な連携のもとで広報活動、避難誘導等の情報伝達体制に関する整備強化を図る。

(3) その他の対策

1) 規制

- ① 火薬類の製造・販売・貯蔵・運搬・消費その他取扱いについて、施設、設備等の基準適合状況を指導・監督する。
- ② 保安管理体制や事故防止措置を定めた危害予防規程の整備並びに従業員への保安教育計画の策定、実施等について指導する。

2) 保安意識の高揚

- ① 火薬類取締法の内容について周知徹底する。
- ② 火薬類取扱保安責任者免状取得者や発破技師免許取得者等に対する講習会を通じて保安意識の高揚を図る。
- ③ 災害予防週間を通じ、ポスター配布等による予防意識の啓発を図る。

3) 保安指導

- ① 火薬類の製造所および火薬庫等に対する保安検査並びに販売所および消費場所への立入検査を実施する。
- ② 火薬類の取扱いに関して必要な許可・認可・届出の際、実際に取り扱う事業者に対しての指導と関係法令の周知徹底を図る。
- ③ 火薬類取扱事業者で構成する「福岡県火薬類保安協会」等の関係機関が実施する自主保安と二次災害防止対策事業の指導を行う。

4) 自主保安体制の確立

- ① 火薬類取扱事業者に対する保安教育と自主検査の徹底を図る。
- ② 事故発生時の緊急出動連絡体制を整備する。

4. 毒物・劇物

県は、地震等の災害に起因する毒劇物流出等を防ぐため、次のとおり毒劇物の製造所、販売所、メッキ工場等の業務で毒劇物を取扱う施設等の把握に努めるとともに毒劇物管理の徹底等の指導を行う。また、町および苅田町消防本部（苅田町消防署）等の関係各機関はこれに協力する。

(1) 規制

- 1) 毒物劇物営業者および取扱責任者に対する施設等の登録基準に関する適合性についての指導。
- 2) 営業者等に対する立入検査、毒物劇物の貯蔵量に対応する設備の整備指導。
- 3) 毒劇物の漏出等により、住民の生命および保健衛生について危害を生じるおそれがあるときの災害防止のための応急措置に関する指導。

(2) 保安意識の高揚

- 1) 毒物および劇物取締法の周知徹底に関する指導。
- 2) 毒物および劇物の運搬時における事故に対する応急措置に関する基準等の周知徹底の指導。

(3) 保安指導

- 1) シアン化合物、酸類等の大量使用に対する重点的な指導。
- 2) 教育施設、研究所等の実験室、検査用毒劇物についての保管場所、漏洩による危険防止の指導。

(4) 自主保安体制の確立

- 1) タンク等の大量貯蔵設備を有する事業者による相互援助体制の確立。
- 2) 毒物劇物貯蔵施設の自主点検の実施についての指導。

第8節 避難体制等整備計画

【体制】

| 計 画 項 目 | 主な担当課など | 支援課など |
|--------------------|-----------------------------------|---|
| 第 1 避難誘導体制の整備計画 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 | <input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 消防団 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 福祉課 |
| 第 2 避難所・避難路等の整備計画 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 | <input type="checkbox"/> 福祉課 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 住民課人権男女共同参画室 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 消防団 <input type="checkbox"/> 各施設所管課 <input type="checkbox"/> 九州電力(株)、九州電力送配電(株) |
| 第 3 学校・病院等における避難計画 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 | <input type="checkbox"/> 学校教育課(各小・中学校) <input type="checkbox"/> 子育て・健康課 <input type="checkbox"/> 福祉課 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 消防団 |

～基本方針～

町は、関係機関と連携して、災害時に住民等の人命および身体の安全を確保するため、住民等が安全で的確な避難行動・活動が行えるよう、必要な避難体制を平常時から整備しておくとともに、指定緊急避難場所、指定一般避難所、避難路等の選定および施設整備を推進し、避難体制の確立に努める。

指定緊急避難場所等の選定に当たっては、町は土砂災害や河川のはん濫等の災害に対する安全性、および施設の設備状況等を総合的に考慮しつつ、適切な施設を選定するものとする。施設の選定は、原則として校区単位で地区公民館等を指定一般避難所として選定する方針とする。ただし、避難者受入れ可能人員や安全性等に問題がある場合には、想定される災害状況や地域の実情に応じた広域避難（圏外避難）についてもあわせて検討するものとする。

第1項 避難誘導体制の整備計画

第1. 現況

本町の避難体制は大雨や台風等のとき災害警戒本部を設け、状況に応じ指定一般避難所を設置することとしている。

また、避難誘導担当者を含む職員の初動対応等について定めた「苅田町災害時初動マニュアル」や、避難所を開設・運営するうえで一般的に必要な内容をまとめた「苅田町避難所開設・運営マニュアル」を作成し、災害時の避難誘導体制に備えている。

第2. 計画目標

町は、第Ⅲ編第2章第4節「避難対策の実施」に示す活動の方法、内容等について、平常時から全職員が習熟するよう周知・徹底し、特に次の点に留意するように努める。

1. 避難誘導計画の作成と訓練

町は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるように、本計画内に避難誘導計画をあらかじめ作成しておき、これらの計画に基づいた訓練を定期的に行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

なお、避難計画の作成に当たっては、避難生活の長期化についても考慮するものとし、やむを得ず指定一般避難所に滞在することができない避難者が必要とする物資や保健医療サービス、正確な情報及び居住地以外の市町村に避難する避難者が必要な情報や支援・サービスを、容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備にも努めるものとする。

- (1) 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令を行う基準、伝達方法、発令区域・タイミング
- (2) 避難指示等に係る権限の代行順位
- (3) 指定緊急避難場所等の名称、所在地、対象地区および対象人口
- (4) 指定緊急避難場所等への経路および誘導方法
- (5) 避難行動要支援者に配慮した避難支援体制
- (6) 住民の避難誘導にたずさわる関係機関、関係部署との連携方法

2. 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

町は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難について、「避難情報に関するガイドライン」を指針としてマニュアルの作成を行っており、今後見直すよう努めるものとする。

気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。

また、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会等、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

なお、作成に当たっては、県、気象台、河川管理者および水防管理者等の協力も得つつ、洪水、土砂災害等の災害特性、土砂災害警戒情報等の収集できる情報の種別等を踏まえて、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル類の整備を進める。特に、土砂災害については、土砂災害警戒区域から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

また、町は、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底するなど必要な準備を整えておくものとする。

町は、住民等に対し、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

3. 避難誘導體制の整備

災害種別ごとの避難誘導體制は、次のとおりとする。なお、避難指示等の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。

(1) 洪水等に対する避難誘導體制

町は、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す。

(2) 土砂災害に対する避難誘導體制

町は、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町域をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の土砂災害警戒区域等を中心に避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直す。

(3) 高潮災害に対する避難誘導體制

町は、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の対象区域を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令基準及び発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直す。

4. 避難行動要支援者に対する避難誘導體制の整備

町は次のような避難行動要支援者に対する避難誘導體制を確立する。

(1) 個別避難計画の策定

町では、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、国より示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）等を参考とし、避難行動要支援者の状況把握、避難支援者の登録等を積極的に行い、避難行動支援が適

切に行われるよう、避難行動要支援者に関する全体計画を策定（平成23年3月）した。

引き続き避難行動要支援者名簿を整備するとともに、具体的な避難方法等についての個別避難計画の策定に努める。

(2) 地域住民等の連携

地域住民、自主防災組織や福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有等の避難行動要支援者の避難誘導体制の整備を図るものとする。

また、避難が必要な際に避難行動要支援者に避難を拒否されることで避難に時間を要し、避難を誘導・援護する地域住民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の避難の遅れを極力防ぐため、日頃から避難行動要支援者に対する避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者に対して避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難を実施できる体制の構築に努めるものとする。

なお、避難行動要支援者の情報の把握等については本編第3章第11節「要配慮者安全確保体制整備計画」に準ずる。

(3) 高齢者等避難の伝達体制整備

高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、避難指示のほか、高齢者等避難（一般住民に対して避難の準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるもの。さらに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかけるもの）の伝達体制整備に努める。

(4) 視聴覚障がいのある人への配慮

視聴覚障がいのある人は、健常者に比べて避難の情報を自身で正確に得られないため、町は特に視聴覚障がいのある人の避難に対し十分な配慮をした避難支援を行う。

(5) 無理な夜間避難の回避

夜間避難は避難経路の安全性が確認しにくいだけでなく、避難者の視界も妨げられるため災害の態様も正確に把握しにくい。このため、台風や集中豪雨等の降雨の推移状況から今後災害の発生のおそれが高まると予想される場合においては、町は事前にその旨を避難が必要とされる地域住民に対して避難準備情報として伝達するなどして、日中の早めの避難を促すよう周知を進める。

5. 広域避難体制の整備

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結に努めるものとする。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた計画を定めるよう努めるものとする。

町は、指定一般避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

また、確実に要配慮者を受け入れることができるよう、指定福祉避難所への広域避難に関する体制を構築するものとする。

第2項 避難所・避難路等の整備計画

第1. 現況

本町では指定一般避難所として、公民館、総合福祉会館、コミュニティセンターが5施設（台風時等に自主避難所として使用）、各校区小中学校7施設の計12箇所を指定している。これらの施設の避難者受入れ可能人員は約2,175人である。

なお、指定一般避難所のうち、洪水時に使用できないものが2箇所、高潮災害時に使用できないものが5箇所あり、今後の避難対応施設としての利用時などには注意を払うよう住民等に周知に努めている。

町が指定する避難施設については、苅田町防災情報マップや町ホームページ、あるいは県ホームページの避難支援マップ等で公表済みである。

「表Ⅱ.3.11 町の指定緊急避難場所および指定一般避難所一覧表」は資料編参照

「表Ⅱ.3.12 避難可能な災害種別」は資料編参照

「図Ⅱ.3.2 避難所・避難場所位置図」は資料編参照

第2. 計画目標

町は、①洪水、②崖崩れ、土石流及び地滑り、③高潮、④一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水により、被害を受けるおそれがある住民全員が避難することができる安全な避難路、指定緊急避難場所、指定一般避難所を選定、指定及び整備し、住民に周知するものとする。

また、町は、避難者の生活環境を整備するため、予め、必要な措置を講ずるものとする。

1. 指定緊急避難場所・指定一般避難所等の指定及び設備整備計画

(1) 指定緊急避難場所の指定

町長は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（災害対策基本法施行令第20条の3で定める基準（被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に

避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するもの)に適合する施設又は場所をあらかじめ指定し、公示するとともに、住民への周知徹底を図るものとする。

指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。

町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

指定緊急避難場所の管理者は、当該避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により、当該避難場所の現状に避難者の滞在の用に供する部分の総面積の十分の一以上の増減を伴う変更を行う場合は、町長に対し、当該変更の内容を記載した届出書を提出することにより、届け出なければならない。

(2) 指定一般避難所の指定

町長は、想定される災害の状況、地域的な特性や過去の教訓、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、災害対策基本法施行令第20条の6で定める基準に適合する公共施設その他の施設を、当該施設の管理者(市町村を除く)の同意を得て、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定一般避難所をあらかじめ指定し、公示している。

なお、学校を指定一般避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮する。避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。学校における避難所運営に関しては、県及び町の総務課危機管理室と学校教育課が連携し、適切な協力体制の構築に努めるものとする。併せて、避難所として指定されている学校の災害時の安全性確保のための方策を検討するものとする。

また、平常時から、指定一般避難所の場所、受入れ可能人数、特定の災害においては避難することが不相当である場合があること等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定一般避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、町ホームページ、町公式LINE、テレビのデータ放送や緊急速報メール等の多様な手段の整備・周知に努める。

(3) 指定福祉避難所の指定・管理

町は、指定一般避難所では生活することが困難な障がいのある人等の要配慮者のため、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されている介護保険施設、障がい者支援施設等の社会福祉施設等と災害協定を締結するなどして、指定福祉避難所として指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする人に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

また、指定福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくること

がないよう、必要に応じて、あらかじめ指定福祉避難所として指定一般避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

さらに、前述の公示を活用しつつ、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(4) 指定緊急避難場所・指定一般避難所の整備

適当な施設又は場所が存在しない場合は、安全な指定緊急避難場所・指定一般避難所を整備し、指定するよう努める。災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

(5) 指定緊急避難場所と指定一般避難所の関係

指定緊急避難場所と指定一般避難所は、相互に兼ねることができる。

「表Ⅱ.3.11 町の指定緊急避難場所及び指定一般避難所一覧表」は資料編参照

2. 指定緊急避難場所・指定一般避難所の機能の整備

(1) 連絡手段の整備

町は、災害対策本部と指定緊急避難場所・指定一般避難所との間の連絡手段を確保するため、衛星通信等の通信機器等の整備に努める。

(2) 指定緊急避難場所の設備等の整備

指定緊急避難場所においては、非常用照明施設、非常用電源、衛星通信等の通信機器、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保に努める。

(3) 指定一般避難所の設備等の整備

1) 町は、指定一般避難所に必要な安全性及び良好な居住性を確保し、発災時に食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する避難者の生活環境を整備するために、貯水槽、仮設トイレ、マット、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用照明施設、非常用電源、衛星通信等の通信機器、テレビ、ラジオ、ネットワーク・Wi-Fi環境等避難者による災害情報の入手に資する機器・環境の整備、施設の耐震性等の安全性の確保のほか、空調、洋式トイレなどの要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設等の整備に努める。また、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の整備にも努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

2) 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定一般避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症発生した場合の対応を含め、平常時から総務課危機管理室と福祉課が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な

限り多くの避難所の開設に努める。

- 3) 指定一般避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等を備蓄するよう努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。
 - 4) 指定一般避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整備し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じ指定一般避難所の電力容量の拡大に努める。
 - 5) 指定一般避難所の円滑な運営を図るため、指定一般避難所の生活環境の改善に資するパーティションや段ボールベッドなどの必要な物資の供給体制を構築するものとする。また、災害により指定一般避難所等が被災した場合に備え、電気設備や空調設備の応急復旧に関し事前に所要の協定を締結するものとする。
- (4) 指定緊急避難場所・指定一般避難所の管理・運営体制整備
- 1) 指定緊急避難場所の管理責任者をあらかじめ定めるとともに、管理責任者が被災等により早急に駆け付けられない可能性を考慮し、確実に利用できるよう複数箇所での鍵管理や、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、地域住民等関係者・団体との協力体制等を整備する。
また、指定一般避難所への配置支援者には外国人や聴覚障がいのある人等の要配慮者対策として手話通訳者等の配置についても留意しておく。
 - 2) 指定一般避難所の運営に必要な事項について、町では「荇田町避難所開設・運営マニュアル」等を作成配布しており、訓練等を通じて避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。その際住民等が主体的に指定一般避難所を運営できるように配慮するとともに、女性や要配慮者のプライバシー確保や防犯体制の整備に留意しておく。また、特に夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。
 - 3) 指定一般避難所となる小中学校体育館や他の指定一般避難所（避難所候補も含む）に対しては、最新の地震被害想定結果等も踏まえつつ、施設の耐震性強化並びに大規模な災害に備えた無停電電源施設や非常電話等の追加整備について検討し、施設の安全性向上に向けた整備計画を検討していくものとする。
 - 4) 多様な性の視点を踏まえた避難所運営を行えるよう、災害に関する広い知識を有する女性リーダー等の育成に努める。また、男女共同参画の視点から住民課人権男女共同参画室は県と連携を図り、災害対応に関する情報収集等を行う。また、総務課危機管理室と住民課人権男女共同参画室が連携し、男女共同参画の視点を取り入れた避難所の管理・運営体制の整備に努める。
 - 5) 災害発生後に、指定一般避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者の中から性暴力・DVの被害者も加害者も出さないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

- 6) 指定緊急避難場所や指定一般避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

3. 避難路の整備計画

(1) 避難路の選定

指定緊急避難場所等への避難路について、町は次のような項目について確認し検討を進める。

- 1) 危険区域および危険箇所を通過する経路は努めて避けること。
- 2) 浸水により通行不能になるおそれがないこと。
- 3) 車両通行可能な程度の広い道路を選定すること。
- 4) 指定緊急避難場所等までの経路が避難者にわかりやすいように、ランドマークや誘導灯あるいは十分な照度をもつ夜間照明灯等が経路上に整備されていること。
- 5) 沿道に耐火建築物が多い経路であること。
- 6) 落下物、倒壊物等による危険または避難障害のおそれが少ないこと。
- 7) 自動車の交通量が比較的少ないこと。
- 8) 危険物施設等に係る火災、爆発等の危険性が少ないこと。
- 9) 通行障害発生時の代替道路を考慮すること。
- 10) 適当な道路幅員を有し、幹線道路または指定緊急避難場所等に連絡する町道で応急対策活動を阻害せず、安全な避難路として利用できること。

(2) 避難路の整備

- 1) 地域住民が、指定緊急避難場所等へ安全ですみやかに到達できるよう、誘導標識や誘導灯、誘導柵等を設け、その維持に努める。
- 2) 避難路上の障害物件を除去する。
- 3) 地区避難路が単一で、かつ迂回路が選定できない地域に対しては、町は国や県道路管理者等とも調整しつつ、迂回避難路としての新規道路の整備などを検討する。

(3) 避難路の安全確保

町および関係機関は、次により指定緊急避難場所等への誘導および避難路の安全確保を図る。

- 1) 火災に対する安全性の強化
必要な箇所に防火水槽等の消防水利施設その他避難者の安全のために必要な施設の配備について調査・検討する。
- 2) 主要道路における設備等の整備
主要道路については、災害発生後に一般車両を通行禁止するなどの措置について必要な設備の整備について調査・検討する。
- 3) 危険物施設等に係る防災措置
 - ① 危険物施設等
避難路沿いの危険物施設、高圧ガス施設等の安全確保の指導に努める。

② 上水道施設

避難路に埋設されている配水施設等の事故未然防止のため、主要道路の巡回点検を強化するとともに必要な配水本管等の取替えおよび防護を実施する。

③ 電力施設

避難路の安全性を確保するために次の措置を講じるよう、町は九州電力（株）、九州電力送配電（株）に要請する。

7. 設備強化

- a. 避難路に設置する支持物には、コンクリート柱を使用する。
- b. 電線の接触による短練断線防止策として、絶縁電線を使用する。
- c. 柱上変圧器の落下防止策として、強度向上を図った工法を採用するとともに、開閉器については、高信頼度の真空気中開閉器を使用する。

4. 設備管理

避難路設備の維持管理強化を図るため、配電設備を中心とした関連設備の巡回点検を強化する。

4. 指定一般避難所・避難路等の住民への周知

町は、指定一般避難所や避難路等について、平常時から次の方法により周知・徹底を図るよう努める。

- (1) 指定緊急避難場所及び指定一般避難所を指定した際の公示
- (2) 町の広報紙、インターネットによる周知
- (3) 案内板等の設置による周知
 - 1) 誘導標識
 - 2) 指定緊急避難場所・指定一般避難所案内図
 - 3) 指定緊急避難場所・指定一般避難所表示板
- (4) 防災訓練による周知
- (5) 防災啓発パンフレットの作成・配布による周知
- (6) 避難計画に基づく避難地図（防災マップ等）の作成および情報更新、マップの配付による周知
- (7) 自治会や自主防災組織等を通じた周知

5. 多様な避難状況の把握

(1) 車中泊・テント泊等の避難状況の把握

町は、「苅田町避難所開設・運営マニュアル」等に基づき、車中泊・テント泊等、指定一般避難所以外の避難実態を把握するとともに、これらの避難者に対しても、避難所で生活する避難者と同等の支援を行う。

(2) 避難者の把握等についての避難所運営訓練の実施

町は、自主防災組織、自治会等の地域住民を対象に、NPO等の関係団体と連携した避難所運営訓練を実施し、多様な避難者の状況把握の方法について習熟するよう努めるものとする。

第3項 学校・病院等における避難計画

第1. 計画目標

学校、社会福祉施設、病院、大規模集客施設等の施設管理者は、消防法にもとづいて作成する消防計画等について、次の事項に留意した避難に関する計画を記載するなどして避難対策の万全を図る。

町は、消防本部と連携して学校・病院等における避難計画について指導や助言を行う。

1. 学校等の避難計画

学校等は多数の園児、児童並びに生徒を混乱させることなく安全に避難させ、身体および生命の安全を確保するため、地域特性を考慮したうえで次の事項等に留意しつつ学校等の実態に即した避難マニュアルをあらかじめ作成するなどして適切な避難対策を図る。

- (1) 各学校で想定される災害態様、災害発生時別の基本行動指針（屋内・屋外授業時、登下校時、校外授業時、土日・夜間休日時等別に基本方針を定める）
- (2) 避難実施責任者、避難誘導責任者および補助者の指定
- (3) 避難先（避難施設）の選定、避難者受入れ施設の確保
- (4) 避難誘導の要領
 - 1) 避難者の優先順位
 - 2) 避難場所・避難路およびその指示伝達方法
 - 3) 避難行動のとり方・確認
 - 4) 避難者の確認方法
- (5) 園児、児童並びに生徒の保護者への連絡および引渡方法（定まっていない場合は、町は、定めるように促すものとする。）
- (6) 防災情報の入手方法
- (7) 町への連絡方法（町は、学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。）

2. 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域特性を考慮するとともに、避難対象者の活動能力等について十分配慮しつつ、次の事項に留意して施設等の実態に即した適切な避難体制を確立する。

- (1) 避難実施責任者、避難誘導責任者および補助者の指定
- (2) 避難所の選定、避難者受入れ施設の確保
- (3) 避難誘導の要領
 - 1) 避難者の優先順位
 - 2) 避難所(他の社会福祉施設含む)および避難路の設定並びに受入れ方法(自動車の活用による搬出等)およびその指示伝達方法
 - 3) 避難者の確認方法
- (4) 家族等への連絡方法(定まっていない場合は、町は、定めるように促すものとする。)
- (5) 防災情報の入手方法
- (6) 町への連絡方法

3. 病院における避難計画

病院においては、患者を他医療機関または安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、被災時における病院施設内の保健・衛生確保、入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時受入れ場所、搬送のための連絡方法と手段、病状程度に応じた移送方法、搬送用車両の確保および通院患者に対する病院周辺の安全な避難場所および避難所についての周知方法を定めるなど、適切な避難体制を確立しておく。

また、病院等の医療機能の維持が困難になった場合についても、入院患者の移転等について、関係団体等と協議しながら県内施設間の協力体制の整備に努める。

4. 大規模集客施設等の避難計画

ホテル、旅館、駅等の不特定多数が出入りする施設の責任者または管理者は、それぞれの地域特性や人間行動、心理特性等を考慮したうえで、避難場所、避難路への誘導および避難の指示伝達方法を定めるなど、適切な避難体制を確立する。

第9節 交通・輸送体制整備計画

【体制】

| 計 画 項 目 | 主な担当課など | 支援課など |
|----------------|-----------------------------------|--|
| 第1 緊急通行車両の事前届出 | <input type="checkbox"/> 総務課 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 住民課 |
| 第2 緊急輸送体制の整備計画 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 | <input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 住民課 <input type="checkbox"/> 交通商工課 <input type="checkbox"/> 建設課 <input type="checkbox"/> 消防本部 |

～基本方針～

町は、関係各機関と連携して災害発生時における救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制（車両や輸送施設、輸送路等）の整備に努めるものとする。

第1項 緊急通行車両の事前届出

第1. 現況

町では、緊急通行車両としての事前届出は行っていない。

第2. 計画目標

町は、県公安委員会に対し、災害発生時の混乱した現場における緊急通行車両の迅速な確認手続きを実施するため、町および関係機関から緊急通行車両の事前届出を実施しておくこととする。

1. 事前届出の対象とする車両

(1) 緊急通行車両

事前届出の対象とする車両は、次の事項のいずれにも該当する車両とする。

- 1) 災害時において基本法第50条第1項に規定する災害応急対策（次に掲げる事項をいう）を実施するために使用される計画がある車両。
 - (ア) 警報の発令および伝達並びに避難の指示に関する事項
 - (イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - (ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - (エ) 災害を受けた児童および生徒の応急の教育に関する事項
 - (オ) 施設および設備の応急復旧に関する事項
 - (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
 - (キ) 犯罪予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

(ク) 緊急輸送の確保に関する事項

(ケ) その他災害発生の防衛または拡大の防止のための措置に関する事項

- 2) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関および指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という）が保有し、もしくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両または災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両。

(2) 規制除外車両

事前届出の対象とする車両は、次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とされない車両とする。

- 1) 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両
- 2) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- 3) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- 4) 道路啓開作業用車両
- 5) 建設用重機
- 6) 重機輸送車両（建設用重機と同一の利用者による届出に限る。）

2. 事前届出の申請

(1) 申請者

事前届出の申請者は、災害対策基本法施行令第33条第1項に基づく緊急通行車両の緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者(代行者を含む)とする。

(2) 申請先

行橋警察署（苅田交番）または県警察本部交通規制課を経由して県公安委員会に申請を行う。

3. 申請書類

(1) 緊急通行車両

- 1) 緊急通行車両等事前届出書… 2通
- 2) 自動車検査証の写し… 1通
- 3) 緊急通行車両の対象であることを疎明する書類… 1通

(2) 規制除外車両

- 1) 規制除外車両事前届出書… 2通
- 2) 自動車検査証の写し… 1通
- 3) 規制除外車両の対象であることを疎明する書類等… 1通

「表Ⅱ.3.13 緊急車両事前届出書」は資料編参照

「表Ⅱ.3.14.1 町有車両の状況(1)」は資料編参照

「表Ⅱ.3.14.2 町有車両の状況(2)」は資料編参照

4. 事前届出済証の保管および車両変更申請

町および関係各機関は、事前届出済証を適正に保管し、事前届出済証の交付を受けた車両に廃車、配置換え等の変更が生じた場合においてはすみやかに事前届出済証の返還または変更申請を行うものとする。

5. 協定締結事業者への周知

町は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両等確認証明書及び確認標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両等確認証明書及び確認標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

第2項 緊急輸送体制の整備計画

第1. 現況

本町は、北九州市、田川・飯塚方面、さらに行橋市方面（大分県方面）の交通結節点となっているため、主要な国道、県道（主要地方道）等が町域を縦横に走っており、これらを町道が結ぶ形となっている。また、町中央の西側山地には東九州自動車道が暫定二車線で整備されているが、防災の観点からは早期の四車線化が望まれる。そのほか鉄道輸送網は、JR日豊本線が町中央部を縦断している。

なお、海岸部には国際貿易港に位置づけられる苅田港が臨海工業地帯とともに整備され、その沖合には北九州空港が24時間海上空港として開港している。これらは有機的にネットワーク化されており、災害発生時には応急復旧対策のための重要な交通網となる。

ただし、道路に関しては町南部の小波瀬川のはん濫に伴う浸水想定区域内を通過する路線がいくつか存在しており、特に緊急輸送路として指定される国道および主要地方道の一部が洪水浸水想定区域内に入っていることから、道路の冠水や浸水に伴う道路ネットワーク機能低下に対しては防災計画の観点から十分に留意しておく必要がある。

本町の災害時緊急輸送路については、国道2路線、東九州自動車道他が指定されている。なお、国道10号、国道201号および東九州自動車道については、国による重要物流道路に指定されている。

「表Ⅱ.1.13 苅田町内の主要道路一覧表」は資料編参照

「図Ⅱ.1.2 福岡県緊急輸送道路ネットワーク図」は資料編参照

第2. 計画目標

1. 輸送車両等の確保

町は、物資等や被災者の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運輸事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定締結等により、輸送体制の整備に努める。協定締結等の連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。また、物資供給協定等においても、輸送を含めた協定締結に努める。

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定一般避難所または指定福祉避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について予め定めるよう努めるものとする。

2. 円滑な輸送のための環境整備

町は、国や県によるプッシュ型支援（被災した市町村からの要請を待たず、国や県の判断により物資の供給・輸送を行う支援）の受入れも含め、物資の受入れ拠点から物資を配布する指定一般避難所等までの輸送・供給体制の仕組みを確立する。

緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するため、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な施設を把握しておくなど協力体制を構築し、運送事業者等のノウハウや能力等を活用するものとする。

また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。

物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備および非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

3. 輸送施設・輸送拠点の整備

町は、緊急輸送道路ネットワークの計画内容を踏まえつつ、災害時の物資の輸送拠点から指定一般避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ適切な輸送施設及び広域物資輸送拠点（県）・地域内輸送拠点（町）について指定・点検するものとする。

備蓄拠点を輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。

なお、町は、輸送施設・輸送拠点の整備に際し、平常時から道路、鉄道、空港・港湾の各施設管理者である九州地方整備局北九州国道事務所、北九州港湾・空港整備事務所、および苅田港湾事務所、大阪航空局北九州空港事務所並びに県京築県土整備事務所、苅田港務所、九州旅客鉄道(株)、NEXCO 西日本(株)等の担当部局と緊密な連絡および調整体制を確立し

ておき、災害に強い輸送ネットワーク網の確立に努める。また、輸送施設・輸送拠点整備に際しては本編第3章第2節「防災施設・資機材等整備計画」第4項に示す「災害時臨時ヘリポート整備計画」とも整合性をもたせた検討を進めるものとする。

4. 緊急輸送道路の啓開体制の整備

道路管理者は、発災後の緊急輸送道路における障害物の除去による道路啓開、応急復旧等を速やかに実施するため、あらかじめ建設業者、関係団体との間で協定等を締結し、必要な人員、資機材の確保等の対策を講じて啓開体制を整備しておく。

また、道路啓開を迅速に行うため、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するように努めるものとし、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努めるものとする。その際、法第72条の6（平成26年11月改正）の趣旨を踏まえ、放置車両対策の強化についても検討することとする。

さらに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

5. 空港・港湾の啓開体制の整備

空港並びに港湾管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の港湾機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。また、その検討に基づき、港湾障害物の除去、応急・復旧等を速やかに実施するため、あらかじめ建設業者等との間で協定を締結し、必要な人員、資機材の確保等の対策を講じて体制を整備しておくものとする。

町は、平常時から空港並びに港湾管理者と緊密な連携体制を構築しておき、空港・港湾管理者が実施する施設の整備や啓開体制構築に協力するとともに、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努めるものとする。

さらに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

第10節 医療救護体制整備計画

【体制】

| 計 画 項 目 | 主な担当課など | 支援課など |
|-----------------|----------------------------------|---|
| 第1 医療救護体制の整備計画 | <input type="checkbox"/> 子育て・健康課 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 福祉課 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 京都医師会 |
| 第2 傷病者搬送体制の整備計画 | <input type="checkbox"/> 消防本部 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 <input type="checkbox"/> 子育て・健康課 <input type="checkbox"/> 京都医師会 |
| 第3 普及啓発・研修訓練計画 | <input type="checkbox"/> 消防本部 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 <input type="checkbox"/> 子育て・健康課 <input type="checkbox"/> 福祉課 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 住民課 |

～基本方針～

大規模な災害発生時には広域的あるいは局地的に救助や医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想される。しかし、受入れ側の医療機関においても一時的な混乱により、その機能が低下または停止することが十分に予測される。

町は医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに被害の軽減を図るため、必要な医療（助産）救護・防疫体制の整備並びに充実に努めるものとする。

また、災害時においては医薬品等が大量に必要となることから医薬品等の確保・供給体制についても整備を推進するものとする。

第1項 医療救護体制の整備計画

第1. 現況

本町には42の医療施設があり、このうち病床を有している病院は3箇所である。

また、県が指定する「災害拠点病院」には、町内で小波瀬病院のみが指定されており（平成24年11月指定）、本町の近隣には数箇所の災害拠点病院がある。

「表Ⅱ.3.15 荻田町に關係する災害拠点病院」は資料編参照

第2. 計画目標

1. 情報収集・連絡体制の整備

(1) 通信体制の構築

町および医療機関は、災害発生時における医療救護活動に係る情報収集、連絡、分析等の重要性を鑑み、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段を確保するとともに、その多様化に努める。また、町は、平常時から医療機関および医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関との連絡・連携に係る相互連絡体制表を作成するよう努める。

(2) 福岡県広域災害・救急医療情報システム（ふくおか医療情報ネット）の有効利用

町および医療機関は、災害時の医療機関における被害状況、医療従事者の支援・要請状況、医療機関の診療可否、受入れ可能患者数、患者転送要請数等、医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達および速やかな医療救護活動を行うため、県救急医療情報センター（県災害医療情報センター）の「福岡県広域災害・救急医療情報システム」*1の有効利用を図る。

*1 <https://www.fmc.fukuoka.med.or.jp>

2. 医療救護班の整備

町は、災害時における初動期の医療救護活動を第一次的に実施することから、県の協力のもと、平常時から京都医師会等の関係団体と密に協議調整を行い、災害時における医療救護活動に関する協定を締結するなどして、あらかじめ連携した救護班の編成等を行う。

なお、医療救護班の構成は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、事務職員、運転手等を含むものとし、各班の員数については災害態様や規模によって適宜定めるものとする。

3. 救急病院・診療所の整備

(1) 医療機関の災害対策

現行の救急医療体制を担う救急病院は、災害時にも当該施設機能に応じた傷病者の受入れ、治療等が円滑に行えるよう、厚生労働省作成のモデルマニュアル(病院防災マニュアル)および県が作成する「災害時医療救護マニュアル」等を参考にしつつ病院防災マニュアルを策定する。また、これに基づいた自主訓練実施等を通じて、災害時の体制整備を促進するものとする。

その他の診療所等は、自ら被災することを想定して災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。また、策定したマニュアルに基づく自主訓練を行うなど、各医療機関レベルでの災害対策を講じるものとする。

町はこれらの対策実施について指導・助言等を行う。

(2) 臨時ヘリポートの整備

町は救急病院・診療所の近隣公園やグラウンド等を災害時における臨時ヘリコプター離着陸場として選定しておくとともに、その整備促進に努める。また、県防災危機管理局はもとより、次に示すような北九州空港等の施設管理責任者とも平常時から災害時における航空機による災害支援時の運用方法等について協議・調整を行っておく。

「表Ⅱ.3.16 北九州空港等の施設管理責任者」は資料編参照

4. 医療救護用資機材・医薬品等の整備・備蓄

(1) 医療救護用資機材の整備

町、消防本部および関係機関は、救助工作車、救急車、照明車等の車両や担架、ベッド、応急仮設テント、緊急電源装置等の応急措置に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

(2) 医薬品等の備蓄

町および町関係機関は、災害の態様によっては負傷者が多人数におよぶ場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に鋭意努めるものとする。

5. 医療機能の維持体制の整備

医療機関は、医療機能を維持するために必要となる水、電力並びにガス等の安定的な確保および水道施設等が被災した場合の応急復旧対応について、平常時から必要な措置を講ずるよう努めておくとともに、関係事業者とも事前協議を行っておく。

また、町はその整備等について協力する。

第2項 傷病者搬送体制の整備計画

第1. 計画目標

1. 情報連絡体制

消防本部は、平常時から傷病者や定時的な透析治療を要する患者等を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、「福岡県広域災害・救急医療情報システム（ふくおか医療情報ネット）」の活用や後方医療機関と消防機関等との間における十分な情報連絡機能確保に努めるものとする。

2. 搬送経路

消防本部は、平常時から災害等により搬送経路となる道路が大きな被害を受け、通行に支障が発生した場合を考慮して、適切な後方医療機関への搬送代替経路について検討しておく。

3. ヘリコプター搬送における医療機関との連絡体制の確立

町および消防本部は、医療機関からの要請により空路による広域搬送が必要とされる場合には、防災関係機関等が保有するヘリコプターでの搬送支援要請を行うため、あらかじめヘリコプター離着陸場等を整備した医療機関との連絡体制を確立しておく。

なお、町は、地域に甚大な災害が発生し、多数の傷病者や患者等を急ぎ搬送する必要がある場合についても想定しておき、平常時から計画している要請先はもとより、九州地方整備局または大阪航空局北九州空港事務所と搬送手段や空域調整などについて、その連絡体制等を確立しておくように努める。

(1) ヘリコプターの要請先

- 1) 県消防機関、自衛隊、県警察、第七管区海上保安本部
- 2) 久留米大学病院

(2) 効率的な出動・搬送体制の整備

災害時には、骨折、火傷等、傷害種類も多く、また被災者の要救急度もさまざまであるため、緊急性に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求される。町および消防本部は、救急救命士の有効活用も含めてより効率的な出動体制・搬送体制の整備を推進する。

第3項 普及啓発・研修訓練計画

第1. 計画目標

1. 町民に対する普及啓発

町および消防本部は、町民に対する救急蘇生法（AED）、止血法、骨折の手当法、トリアージ※の意義など、災害時の医療的措置等についての普及啓発に努める。

※トリアージ: 災害発生時において、限られた医療スタッフや医薬品・医療資機材等を最大限に活用し、可能な限り多数の傷病者の治療を行い、一人でも多くの命を救うために行うもので、傷病者を緊急度と重傷度によって分類して、治療や搬送の優先順位を決めるもの。

2. 災害医療に関する研修・訓練

- (1) 災害時の医療従事者の役割、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等の医療面に焦点をあてた研修等を実施する。
- (2) 災害時の医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、「福岡県広域災害・救急医療情報システム（ふくおか医療情報ネット）」等の情報伝達訓練の実施について検討する。
- (3) 総合防災訓練等における大規模な災害を想定した実践的な訓練の実施を検討する。
- (4) 基幹災害拠点病院等による災害医療従事者等を対象とした研修や講習会への参加に努める。
- (5) 職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

第11節 要配慮者安全確保体制整備計画

【体制】

| 計 画 項 目 | 主な担当課など | 支援課など |
|-----------------------------|---|---|
| 第1 基本的事項 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 <input type="checkbox"/> 福祉課 | <input type="checkbox"/> 子育て・健康課 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 刈田町社会福祉協議会 |
| 第2 避難支援に必要な情報の整理 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 <input type="checkbox"/> 福祉課 | <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 消防団 <input type="checkbox"/> 京都医師会 |
| 第3 社会福祉施設・幼稚園・病院等の対策 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 <input type="checkbox"/> 福祉課 <input type="checkbox"/> 子育て・健康課 | <input type="checkbox"/> 総合保健福祉センター <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 消防団 <input type="checkbox"/> 京都医師会 |
| 第4 在宅の要配慮者対策 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 <input type="checkbox"/> 福祉課 | <input type="checkbox"/> 子育て・健康課 <input type="checkbox"/> 総合保健福祉センター <input type="checkbox"/> 企画課 |
| 第5 外国人等への支援対策 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 <input type="checkbox"/> 住民課人権男女共同参画室 | <input type="checkbox"/> 住民課 <input type="checkbox"/> 総務課 |
| 第6 要配慮者等への防災教育等の実施および連携体制整備 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 <input type="checkbox"/> 福祉課 | <input type="checkbox"/> 子育て・健康課 <input type="checkbox"/> 住民課 |

～基本方針～

災害時に援護を必要とする高齢者、障がいのある人、傷病者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者は、自力避難や災害の認識、情報の受理等が困難な状況にあるため、町、要配慮者等が利用している社会福祉施設等の管理者は、災害等からの要配慮者等の安全確保（特に、自ら避難することが困難な避難行動要支援者の支援）に一層努めるものとする。

町および関係機関は、相互に連携するとともに、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、平常時から要配慮者等と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、障がい者団体等の福祉関係者、近隣住民、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力・参画により、要配慮者等を支援する体制づくりを推進し、平常時においては各行政区ごとに、所在把握・共有や情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施、発災後においては迅速な避難誘導、安否確認等、要配慮者等の安全確保（特に避難行動要支援者の支援）を図るものとする。

第1項 基本的事項

第1. 町地域防災計画に定めるべき事項

町は、町地域防災計画において、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

第2. 避難行動要支援者名簿の作成・共有・更新

町は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、本計画の定めるところにより、総務課危機管理室と福祉課等関係部局との連携の下、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。この名簿は地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する者は、次のいずれかに該当する者の内、名簿への登録を申し出た者とする。ただし、避難支援が不要な者は除く。

- i) 介護保険の要介護1以上の認定を受けている
- ii) 身体障がい者手帳1級または2級の認定を受けている
- iii) 療育手帳Aの認定を受けている
- iv) 精神保健福祉手帳1級の認定を受けている
- v) 75歳以上の高齢者でひとり暮らしをしている
- vi) その他上記の者に準じる状態にあり、町長が認めた者

避難支援が不要な者は、以下の者とする。

- i) マンション等堅牢な建物の2階以上に居住するなど自ら安全を確保できる者
- ii) 自力避難が可能である者（自助が可能）
- iii) 健常者が同居しており、常に避難支援を受けられる者（自助が可能）
- iv) 医療機関又は施設等に入所している者

2) 記載事項

- ア) 氏名
- イ) 出生の年月日
- ウ) 性別
- エ) 住所又は居所

- オ) 電話番号その他の連絡先
 - カ) 避難の支援を必要とする事由
 - キ) その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項
- 3) 名簿作成に必要な個人情報およびその入手方法

町長は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。また、避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認める時は、県知事その他の者に対し、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

高齢者および障がいのある人の身体情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、FAX番号、避難支援等を必要とする事由（要支援者区分）、担当民生委員）は、福祉課から入手する。

(2) 避難行動要支援者名簿情報の提供

1) 平常時

町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、防災計画の定めるところにより、消防本部のほか、避難行動要支援者の避難支援に取り組む行政区（自主防災会）、民生委員、社会福祉協議会、消防団、警察およびその他町長が必要と認める支援団体等、避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供する。

なお、当該情報の取扱いについては、後述 2)の災害時を含め、個人情報保護法及び災害対策基本法に準拠するものとする。

2) 災害時

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。

(3) 避難行動要支援者名簿の更新

名簿については、年1回程度、総務課危機管理室および福祉課が保有する情報により更新するほか、区長、民生委員等の避難支援等関係者から寄せられた情報により名簿を更新する。

(4) 避難支援等関係者となる者

行政区（自主防災会）、民生委員、社会福祉協議会、消防団、警察署および町長が認める支援組織等とする。

(5) 避難支援等関係者の安全確保

- 1) 避難支援等関係者による避難支援は、自分や家族等の安全を最優先に考えた上で出来る範囲での支援をお願いする。
- 2) 避難行動要支援者に対しては災害時に必ず避難支援がなされることを保証するものではなく、避難支援者は法的な責任や義務を負うものではないことを理解してもらう。

(6) 名簿の提供に際し情報漏洩を防止するための措置

名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供することとし、行政区（自主防災会）および社会福祉協議会については、誓約書を交わした上で提供する。

- 1) 名簿本体は、組織の代表者が保管・管理することとし、名簿の保管・管理を徹底するよう指導する。
- 2) 名簿情報は、組織内のみで共有することとし、情報を漏洩しないよう指導する。
- 3) 名簿は、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置に関する目的でのみ利用し、それ以外の目的には一切使用しないことを指導する。
- 4) 名簿を複写・複製しないよう指導する。
- 5) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明する。

第3. 個別避難計画の作成・利用・提供

町は、町地域防災計画に基づき、総務課危機管理室や福祉課等関係部局の連携の下、医師会、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害が発生し、または発生するおそれがある場合の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

(1) 個別避難計画の記載又は記録事項

- 1) 氏名
- 2) 出生の年月日
- 3) 性別
- 4) 住所又は居所
- 5) 電話番号その他の連絡先
- 6) 避難の支援を必要とする事由
- 7) 避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者（以下「避難支援等実施者」という。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- 8) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 9) その他避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

(2) 情報の収集

- 1) 町長は、個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目

的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2) 町長は、個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。
- (3) 個別避難計画情報の利用
町長は、避難支援等の実施に必要な限度で、個別避難計画に記載し、または記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (4) 個別避難計画情報の提供
 - 1) 町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供する。
 - 2) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。
 - 3) 個別避難計画に関する情報の取扱いについては、個人情報保護法及び災害対策基本法に準拠するものとする。
- (5) 個別避難計画情報を提供する場合における配慮
町長は、(4)により個別避難計画情報を提供するときには、防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- (6) 秘密保持義務
(4)により個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人の場合は、その役員）若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (7) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応
町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。
- (8) 地区防災計画との整合性
町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第4. 発災時間に関わらない対応体制の整備

災害の発生時間は事前に特定できないため、実施機関は、夜間等考えうる最悪の場合にも対応できるよう、避難行動要支援者の安全確保体制を整備する。

第5. 要配慮者の円滑な避難のための情報伝達の配慮

災害発生時において、要配慮者が安全かつ円滑に避難を行うことができるよう、パソコン、FAX等を活用すること、また、報道機関の協力のもとに、テレビ、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、より効果的な情報伝達に努めるものとする。

第2項 避難支援に必要な情報の整理

第1. 計画目標

「荊田町避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」に基づき、以下の避難行動要支援者名簿の作成や具体的な避難支援体制について詳細な検討等を行い、避難行動要支援者の安全な避難誘導體制に努めるものとする。

- (1) 避難支援プランの対象者の絞り込み
- (2) 避難行動要支援者名簿の作成、および個人情報の適正管理
- (3) 町の避難支援体制の確立（各部局や関係機関の役割分担等の検討）
- (4) 避難指示等の発令・伝達方法の検討
- (5) ハザードマップ等の整備・活用方法
- (6) 避難誘導の手段・経路等の検討
- (7) 避難所における支援方法の検討
- (8) 避難行動要支援者避難訓練の実施に向けた計画策定
- (9) 個別避難計画の策定に向けた検討

第3項 社会福祉施設・幼稚園・病院等の対策

第1. 現況

本町には要配慮者利用施設として、高齢者福祉施設を中心とした福祉施設や保育園、幼稚園、病院・医院等の医療施設が約110箇所ある。

第2. 計画目標

1. 組織体制の整備

町は、消防本部や消防団並びに関係機関と協働し、以下の社会福祉施設・幼稚園・病院等に対する各種対策を推進する。

(1) 町の役割

町は、災害対応マニュアルの作成・配布等を通じ、社会福祉施設、介護老人保健施設および病院等の施設管理者を指導・支援し、災害時における避難行動要支援者の安全確保のための組織・体制整備を促進する。また、自主防災組織や事業所の防災組織等と社会福祉施設、介護老人保健施設および病院等との相互連携を図りつつ、避難行動要支援者の安全確保に関する協力体制を整備する。そのほか、災害発生時における社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間の協力体制整備に努める。

(2) 社会福祉施設、介護老人保健施設、幼稚園および病院等の管理者の役割

寝たきりの高齢者や障がいのある人、傷病者および乳幼児等の要配慮者が利用する社会福祉施設、介護老人保健施設および病院等の施設管理者は、災害時に備え、あらかじめ自ら防災組織を整備し、職員任務分担、動員計画および緊急連絡体制等を整備・確立しておくよう努める。また、あわせて職員等に対する防災教育および訓練を関係機関との連携のうえで定期的に計画実施する。特に、夜間等における消防機関等への緊急通報および入所者の避難誘導體制について十分に配慮した体制整備を行う。

さらに、施設相互間や自主防災組織および近隣の自主防災組織や自治会、住民等と連携し、要配慮者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

2. 防災設備等の整備

(1) 町の役割

町は、社会福祉施設、介護老人保健施設および病院等の施設管理者を指導・支援し、災害時の要配慮者の安全確保のための防災設備等の整備や、施設機能維持のための備蓄（水、電力、医薬品、非常用電源等）の推進、避難等における防災訓練の計画的な実施について促進に努める。

(2) 社会福祉施設、介護老人保健施設、幼稚園および病院等の管理者の役割

社会福祉施設、介護老人保健施設および病院等の管理者は、施設立地条件や建物構造等に留意しつつ、施設そのものの災害に対する安全性を高めるとともに、災害後の施設入所者の生活維持のための物資および防災資機材等の整備を行う。また、災害の発

生に備え、要配慮者自身の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急通報、避難誘導等のための防災設備および体制の整備を行う。さらに、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

3. 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の指定

町は、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で、当該施設利用者が洪水時等に円滑かつ迅速な避難行動を確保する必要があると認められる場合においては、これらの施設名称および所在地について、別途定めてその周知および徹底を図る。

「表 I.5.20 災害危険区域内にある各種施設」は資料編参照

4. 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における警戒避難体制の整備

町は、土砂災害防止法第 8 条第 1 項第 4 号において「警戒区域内に、要配慮者利用施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地」を定めることとされている。

町は、これらについて県や関係機関と協力し土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対する警戒避難計画をあらかじめ検討しておくものとする。(第 8 条)

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 救助に関する事項
- (5) 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

「表 I.5.20 災害危険区域内にある各種施設」は資料編参照

5. 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

町は、要配慮者の災害対応能力、および社会福祉施設、介護老人保健施設、病院等の立地環境等を考慮しつつ、指定緊急避難場所および避難路等の防災基盤整備を推進する。

6. 幼稚園・学校等対策

町は、就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、幼稚園・保育所・認定こども園等の管理責任者を指導・支援し、災害が発生し、または発生する恐れがある場合における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制、施設と町間、施設間の連絡・連携体制等の整備や避難訓練等の計画的な実施を促進する。

また、町は、幼稚園・保育所・認定こども園・学校等が保護者との間で、災害発生時における園児、児童並びに生徒の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

第4項 在宅の要配慮者対策

第1. 現況

本町における要配慮者の対象となる65歳以上の高齢者人口は、約9,300人（令和2年国勢調査）であり、町の高齢化率は24.6%となっている。

このような高齢化の進展に伴う要配慮者数の増加は、町の防災対策面でも懸念されるところであり、特に寝たきりの人や一人暮らしの高齢者等のなんらかの支援を必要とする者等の総数は今後確実に増加する傾向にある。

町は一人暮らしの高齢者、寝たきりの人等の所在や人員等について、現況把握に努めるとともに支援組織の体制充実等を図っている。

第2. 計画目標

1. 組織体制の整備

町は、一人暮らしの高齢者や寝たきりの人、障がいのある人等の避難行動要支援者の居住状況を正確に把握しつつ、自主防災組織や事業所などの自主防災組織等の整備および指導を通じて災害時に地域全体で避難行動要支援者をバックアップする情報伝達や救護体制等の組織づくりを強化・推進していく。

2. 防災設備等の整備

町は、在宅者（要配慮者含む）の安全性を高めるため、平常時から住宅用防災・防火機器の設置推進や避難支援者との緊急連絡体制の確立に努める。また、いち早い避難につながるよう、正確で迅速な情報伝達手段の整備や避難支援者との緊急連絡体制の確立についても推進していく。

3. 在宅の要配慮者を考慮した防災基盤の整備

町は、要配慮者の災害対応能力、町域での居住場所や施設収容状況等を考慮しつつ、指定緊急避難場所および避難路等の防災基盤の整備を推進する。また、福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や「防災メール・まもるくん」の更なる普及促進に努める。

4. 避難行動要支援者の移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から避難所（指定一般避難所または指定福祉避難所）へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先および移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

第5項 外国人等への支援対策

第1. 計画目標

1. 外国人の支援対策

国際化の進展に伴い、本町に居住あるいは来訪する外国人の数は増加しており、その国籍も多様化している。被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在住外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、言葉や文化の違いを考慮した、外国人に対する防災知識の普及や災害時の情報提供等に努めるものとする。

(1) 外国人に対する防災知識の普及対策

町は、町域で生活を営む外国人の災害時の安全を確保するため、町広報紙等の広報媒体等への外国語による防災啓発記事の掲載または外国語防災パンフレット等、防災関連情報の多言語化による防災知識の普及に努め、災害時の避難所等の情報提供体制整備に向けた検討を進める。また、避難場所の標識や避難所案内板等の多言語化やマークの共通化（J I Sで規定された避難場所等に関する災害種別図記号の使用等）に努める。

(2) 通訳・翻訳ボランティアの確保

町は、災害時に外国人に対する適切な情報提供を行うため、県国際交流センター等との連携を図り、外国語を話せる通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

(3) 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成

町は、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人避難者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に係る国の取組みに協力する。

2. 旅行者への支援対策

旅行者は、町の地理に関する知識等が町民に比べ少ないため、迅速に避難行動をとることが困難な場合がある。このため、災害時には円滑な避難行動がとれるよう配慮する必要がある。ホテル・旅館等の施設管理者は町や防災関係機関等と連携しつつ、災害の状況に応じた避難所、避難路を事前に確認しておき、災害時の迅速な情報伝達に備えるものとする。また、町は災害発生時における旅行客の迅速な被害状況把握を行うため、関係団体等との情報連絡体制をあらかじめ構築・整備しておく。

第6項 要配慮者等への防災教育等の実施および連携体制整備

第1. 計画目標

1. 要配慮者等への防災教育・訓練等の実施

町および消防本部は、要配慮者等およびその支援者や家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布し、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識や指定避難所の位置等の理解を高めるよう指導や助言を行う。

また、避難が必要な際に要配慮者等に避難を拒否されることで避難に時間を要し、避難を誘導・援護する地域住民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の避難の遅れを極力防ぐため、地域住民が参加して要配慮者を指定福祉避難所まで誘導する訓練を実施するなど、要配慮者等が確実に、円滑に避難できるよう努めるものとする。

2. 要配慮者避難支援のための連携体制等の整備

総務課危機管理室、福祉課および消防本部は、平常時から相互連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係各機関および要配慮者と接する社会福祉協議会、民生委員、障がい者団体等の福祉関係者や支援者等と協力し、高齢者、障がいのある人等の要配慮者への避難支援体制を整備拡充するとともに、避難行動要支援者に関する情報共有（保全）、具体的な避難支援計画の策定等に努めるものとする。

第12節 災害ボランティアの活動環境等整備計画

【体制】

| 計 画 項 目 | 主な担当課など | 支援課など |
|--------------------------|---|---|
| 第1 災害ボランティアの受入れ体制整備計画 | <input type="checkbox"/> 福祉課 <input type="checkbox"/> 荻田町社会福祉協議会 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 <input type="checkbox"/> 消防本部 |
| 第2 災害ボランティアリーダー等の育成・支援計画 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 | <input type="checkbox"/> 子育て・健康課 <input type="checkbox"/> 福祉課 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 消防団 <input type="checkbox"/> 荻田町社会福祉協議会 |

～基本方針～

大規模な災害発生時において、被災者の多種・多様なニーズにきめ細かに対応するためにはボランティアの参加並びに協力が不可欠である。

東日本大震災でも発災直後から世界各地または全国からボランティアが一斉に被災地に集結し、地方自治体の応急・復旧対策支援にあたったほか、避難所への物資運搬や食事提供、応急救護への支援等に尽力し、早期の地域安定に大きく寄与している。

そのため、町では、平常時から、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会および地域団体や NPO 等のボランティア団体との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、ボランティア活動支援やリーダーの育成、受入体制の整備などボランティアの活動環境等の整備に努めるものとする。

なお、災害ボランティアの主な役割は次のとおりである。

1. 生活支援に関する業務

- (1) 被災者家屋などの清掃活動
- (2) 現地ボランティアセンター運営の補助
- (3) 避難所運営の補助
- (4) 炊き出し、食料等の配布
- (5) 救援物資等の仕分け、輸送
- (6) 高齢者、障がいのある人などの介護補助
- (7) 被害者の話し相手・励まし
- (8) 被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去
- (9) その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）

2. 専門的な知識を要する業務

- (1) 救護所等での医療・看護
- (2) 被災住宅・宅地の応急危険度判定
- (3) 外国人のための通訳
- (4) 被災者へのメンタルヘルスケア
- (5) 高齢者、障がいのある人などへの介護・支援
- (6) アマチュア無線などを利用した情報通信事務
- (7) 公共土木施設の調査など
- (8) その他専門的な技術・知識が必要な業務

第1項 災害ボランティアの受入れ体制整備計画

第1. 現況

災害ボランティアの受入れ対応窓口については、苅田町社会福祉協議会となっている。

第2. 計画目標

1. 町の役割

町は、災害ボランティアの活動環境として、福岡県災害ボランティア連絡会や苅田町社会福祉協議会などの関係機関や団体と連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

また、町地域防災計画の一環として災害ボランティア受入れに関する実施計画、災害ボランティアの受入れ体制整備など、災害時に設置される現地ボランティアセンター（現地受入れ窓口）への人的支援や相互連絡体制などについて定めるとともに、必要に応じて運営マニュアルなどを作成するなど、災害ボランティアの円滑な受入れ体制の整備に努める。

さらに、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努める。

2. 災害ボランティアの受入れ体制の整備

(1) 福岡県災害ボランティア連絡会、社会福祉協議会の役割

福岡県災害ボランティア連絡会は、災害時におけるボランティアの支援活動を、効果的に実施することを目的とした団体である。社会福祉協議会は、厚生労働省の防災業務計画で災害時にはボランティア活動の第一線拠点として被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示あるいは必要な物資の提供などを行うこととされている。

災害発生時のボランティアの受入れは、福岡県災害ボランティア連絡会および苅田町社会福祉協議会が中心となって、県レベル、町レベルの2段階での災害ボランティアセンターが立ち上げられるように、平常時から行政機関や関係団体等と連携しつつ準備や取組みを行っている。

町は、平常時から県やボランティア関係団体との連絡体制について確立しておき、町レベルでの受入準備およびボランティアとの協働体制などについて、あらかじめ次のような検討をしておくものとする。

1) ボランティア受入れ拠点の整備

町は、苅田町社会福祉協議会と連携しつつ、災害ボランティアに関する責任者の決定や担当者の役割分担、住民との連携のあり方、通信手段の確保や情報伝達ルートの整備、必要な資機材のリストアップと調達方法の確認並びに災害ボランティアの受入れ手順の確認や書式の作成、活動資金確保など具体的な準備に努める。

2) 災害ボランティア関係団体とのネットワーク整備

町は、苅田町社会福祉協議会と連携して、災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換などを行う場として、福岡県NPO・ボランティアセンターをはじめとする行政機関、日本赤十字社福岡県支部、ボランティア団体等との情報交換のための連絡ネットワークを確立するように努める。

3. 日本赤十字社福岡県支部の役割

日本赤十字社福岡県支部は、活動拠点の運営など、災害ボランティア活動支援に努める。

第2項 災害ボランティアリーダー等の育成・支援計画

第1. 現況

町は、地域福祉等のあらゆる分野で住民自らによる防災活動が重要であるとの認識のもと、荻田町社会福祉協議会と連携し、ボランティア・NPOの支援・育成事業の推進と充実を目指しており、博物館、図書館などの施設の整備をはじめ、生涯学習等の充実などとあわせてボランティアリーダー等の養成や参画機会の拡大等の体制整備に努めている。

第2. 計画目標

町は、災害が発生した場合において、荻田町社会福祉協議会と連携してボランティアがただちに活動を開始できるよう、被災者、住民および町等の行政関係機関と災害ボランティアとを的確に結びつける調整並びにボランティアセンターの運営として、平常時から災害ボランティアリーダーやコーディネーターの養成を次のように行う。

- (1) 町および関係機関は、福岡県災害ボランティア連絡会等と連携して、講習会、防災訓練等の実施を通じてボランティア意識の醸成を図りつつ、災害ボランティアに関する知識の普及・啓発を行うとともに、災害ボランティアリーダー・コーディネーターの育成並びに支援に努めるものとする。
- (2) 町および関係機関は、平常時から専門的な知識・技術を必要とする災害ボランティアの把握に努めるものとする。
- (3) 町は、福岡県災害ボランティア連絡会と連携して、災害ボランティアリーダーやコーディネーターとしての資質を兼ね備えた防災士や危機管理士[※]等との連携体制の構築に努める。

※防災士とは、減災と社会防災力向上のための活動が期待され、必要な意識・知識・技能を有する者として、認定特定非営利活動法人日本防災士機構で認められた人のことをいう。

※危機管理士とは、危機発生後の時間経過に応じた迅速・的確な危機管理対応業務の遂行が可能であり、そのための知識と技能を有する者として、認定特定非営利活動法人日本危機管理士機構で認められた人のことをいう。

- (4) 町は、荻田町社会福祉協議会等と連携し、講習会や防災訓練を通じて現地ボランティアセンター等の立ち上げや運営方法の習熟に努める。
- (5) 荻田町社会福祉協議会は、町や関係機関と連携して、災害時におけるボランティア活動拠点となる現地ボランティアセンターの設置段取りや必要となる資機材整備あるいはボランティアリーダー等の育成、並びにボランティア活動マニュアルの作成など、災害ボランティアが効果的な活動ができるよう、支援体制の確立に努める。
- (6) 町は、災害ボランティアの活動中における突発事故や賠償事故の補償に効果のあるボランティア保険の普及や啓発に努める。

第13節 災害備蓄物資等整備・供給計画

【体制】

| 計 画 項 目 | 主な担当課など | 支援課など |
|--------------------|-----------------------------------|--|
| 第1 給水体制整備計画 | <input type="checkbox"/> 上下水道課 | <input type="checkbox"/> 総務課 |
| 第2 食料供給体制整備計画 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 | <input type="checkbox"/> 企画課 <input type="checkbox"/> 福祉課 |
| 第3 生活必需品等供給体制整備計画 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 | <input type="checkbox"/> 企画課 <input type="checkbox"/> 総務課 |
| 第4 災害時必要機材供給体制整備計画 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 | <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 環境課 |
| 第5 義援物資の受入体制の整備 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 | <input type="checkbox"/> 総務課 |

～基本方針～

町は、大規模な災害が発生した場合の被害および外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる飲料水、食料、生活必需品、非常用電源、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・供給・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための備蓄基本計画を定めておくものとする。

町は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努め、大規模な災害発生のおそれがある場合には、事前に備蓄状況を確認し、速やかに備蓄物資の提供が行われるよう準備に努める。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、または指定一般避難所の位置を勘案した地域完結型の分散備蓄を行う。備蓄拠点の設置場所は、洪水、土砂災害等の危険区域を避けるなど、その安全性に十分配慮するものとする。

また、町は、被災地への物資の輸送に当たっては、物資拠点への輸送に留まらず、例えば、発災直後から一定期間は必要に応じて指定一般避難所に搬送するなど、被災者に確実に届くよう配慮するよう努めるものとする。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努める。

被災者の中でも、交通および通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水および生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮するものとする。加えて、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在住外国人、訪日外国人に対しても物資等が供給されるよう努めるものとする。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資

の調達に留意するものとする。また、指定一般避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、多様な性のニーズに配慮するものとする。

また、町および関係機関は、第Ⅲ編第2章第10節「給水計画」、同じく第11節「食料供給計画」、第12節「生活必需品等供給計画」等に示す活動方法・内容について習熟する。

第1項 給水体制整備計画

第1. 現況

現在、町では広域の断水等を考慮した給水タンクや給水車の本格的な整備はされておらず、災害時の対応については菟田町の水道指定業者や隣接市町の所有する給水車を手当てして対処する形としている。

第2. 計画目標

1. 補給水利等の把握

町は、災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から給水施設の現況把握に努めるとともに、被災時の応急飲料水の確保を考慮して、地下水や湧水等の緊急水源の確保、配水池等構造物への緊急遮断弁の設置や耐震性貯水槽等の整備等を計画的に推進する。

2. 給水用資機材の確保

町は、災害対応に必要となる給水タンクや給水容器類、給水車等の整備について、その調達計画策定に努める。また、応急給水用の給配水管等を準備しておくとともに、給水容器借上や輸送等について関係機関との間に災害時の協定等を締結するなどして、飲料水等の確保に努める。

3. 貯水槽等の整備

町は、次のような貯水槽等の整備に向けた対策を推進する。

(1) 計画方針

災害時において被災者1人当たり1日3リットル以上の飲料水供給を確保できるように貯水槽設置等の施設整備や資機材の増強に努める。

(2) 整備項目

- 1) 広域避難地への飲料水兼用耐震性貯水槽の設置
- 2) 学校等の浄水機能を備えた鋼板プール建設

4. 危機管理体制の整備

町は、日常の上水道施設の維持管理を着実にを行い、かつ被災時における水道施設被災予測

を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制および応急給水活動体制等の整備に努める。

5. 水道施設の応急復旧体制の整備

町は、水道施設をすみやかに復旧して飲料水の供給確保を図るため、平常時から事前に復旧作業に必要となる町内の水道事業者等と災害時における協定を締結するなどして、水道施設の応急復旧体制について充実を図るよう努める。

6. 災害時への備えに関する啓発・広報

町は、災害に備えた給水対策や災害時の応急対策の諸活動について、一般家庭や事業所に対し、その内容について広く周知・広報しておくとともに、平常時から一般家庭等に対し3日分(3ℓ/人・日)以上の飲料水の自主的な備蓄や、飲料水以外の生活用水確保のための方策について、啓発や情報の提供を行う。

第2項 食料供給体制整備計画

第1. 現況

本町では役場本庁舎内や指定一般避難所である各公民館等にて食料や飲料水等の食料備蓄を行っているが、各校区避難所等には備蓄はなされていない。

なお、町では災害時の食料緊急調達のため、県および大手総合スーパーマーケット等との間で相互応援協定（供給協定）を締結している。

第2. 計画目標

町および関係機関は、災害により日常の食事に支障を生じた者等に対する炊き出し、その他による食料の供給体制について整備する。この場合、災害により混乱あるいは途絶していた市場流通がある程度回復するまでの間の食料を、平常時からの備蓄および業者との供給協定締結等の方法により円滑に確保できる体制として整備しておく。

1. 給食用施設・資機材の整備

町は、野外炊飯に備えて、指定一般避難所等の備蓄施設に炊飯器具等を整備することに努める。

2. 食料の備蓄

(1) 町の食料備蓄

町は、役場（本庁舎）および消防庁舎を備蓄拠点として、食料や飲料水等の非常食等の食料備蓄に努める。食料備蓄に当たっては、町の実情に応じた備蓄品目を検討し選定するとともに、備蓄品目の性格に応じた集中管理型備蓄または指定一般避難所の位

置や受入れ可能人員さらに備蓄スペースを考慮した分散型備蓄等を平常時から検討しておくものとする。特にこの場合には、町役場本庁舎が災害対策の拠点施設となることから、指定一般避難所に対する物資補給基地としての役割もあわせて担うものとする。

なお、町は、食料供給途絶が生命に直接的に影響をおよぼす可能性のある障がいのある人、高齢者、乳幼児および日々の食事療法を必要とする者、さらに食物アレルギーをもつ者等への食料供給のあり方についても十分配慮しておくものとする。

(2) 町民・事業所の食料備蓄

東日本大震災では大津波により被害を蒙った海岸地域を中心にライフライン途絶等により3～7日間にもおよぶ厳しい食料難を伴った避難生活を強いられた。

町民は、大規模な災害の発生直後はこのようなライフライン途絶等が発生し行政等の支援が困難になる可能性があることを平常時から強く認識しておき、最低でも3日分（推奨1週間分）相当の食料備蓄を自ら行うように努める。

また、事業所内においても最低3日間は従業員が待機できるように、その分の水や食料などを企業備蓄し、従業員に無理な帰宅指示を出さないように努める。

3. 災害時民間協力体制の整備

町は、平常時から次のような災害時における民間協力体制について整備に努める。

(1) 関係業者と災害時の協力協定締結の推進

町は、食料関係業者（弁当等）との災害時の協力協定締結を推進する。この場合、協定内容は原則として食料確保のほか配送要員および車両確保についても業者側にて実施する内容とする。

協定締結事業者との間では、平時から納入に必要な日数や提供可能数量に関する情報の共有に努めるものとする。

(2) 農業団体と災害時の協力協定締結の推進

町は、農業団体との災害時の協力協定締結を推進する。

(3) LPガス業者等との協力体制の整備

1) 指定一般避難所等へのLPガスの供給体制の構築

町は、指定一般避難所等へのLPガスおよびガス器具の供給等について（社）福岡県LPガス協会やLPガス事業者との間で協力体制を構築する。

2) 給食施設等の応急復旧体制の整備

町は、被害を受けた学校給食施設等の応急復旧、炊飯施設の仮設について、LPガス事業者等との間で協力体制を整備する。

4. 自主的な食料備蓄意識、相互協力意識の向上

(1) 町は、住民および事業所等に対し、最低3日分（推奨1週間分）の食料・飲料水の自主的な確保を指導する。

(2) 町は、東日本大震災での災害教訓を踏まえ、個人または事業者が所有する地下水取水

設備（井戸）の町域での分布・把握に努めるなどして、災害時の飲料水の緊急供給に関する協定締結に努める。

- (3) 町は、平常時から町広報紙等を通じ、在宅要配慮者等への地域住民による食料配送等の地域住民の相互協力意識を醸成する。

第3項 生活必需品等供給体制整備計画

第1. 現況

本町では、災害時に必要となる生活必需品として、毛布等が役場本庁舎内や指定一般避難所である各公民館等に備蓄されている。また、スーパーマーケットおよびホームセンターと災害時の生活必需品等の救援物資の供給提供に関する協定を締結している。

なお、県では生活必需品や医薬品等が県地域防災計画に基づき備蓄されており、さらに災害時の生活必需品等の緊急調達のためのスーパーマーケットやホームセンター等との供給協定も締結されている。

第2. 計画目標

町は、災害時に生活上必要な被服、寝具その他日常用品等をそう失またはき損し、ただちに日常生活を営むことが困難な者に対し、これらを給与または貸与する必要がある。

町は、平常時から災害により混乱・途絶した市場流通がある程度回復するまでの間について、必要物資を町の備蓄や業者との相互供給協定の締結等により円滑に確保できる体制整備に努める。

1. 生活必需物資の備蓄

- (1) 町の生活必需物資の備蓄推進

町は、生活必需物資の備蓄に当たっては、平常時から町の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、これらの備蓄品目の性格や備蓄施設の空きスペース状況等に応じて集中備蓄または分散備蓄等の備蓄方法を検討していく。その際の備蓄拠点基地は、町役場本庁舎とする。

なお、この場合、生活物資の不足による影響が特に懸念される要配慮者のニーズを重視するとともに、多様な性のニーズ等へも配慮して対応する。

- (2) 町民の生活必需物資備蓄推進

町民は、大規模な災害発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、最低でも3日分相当の生活必需品等の備蓄を自宅にて行うよう努める。

- (3) 事業者の事業継続計画（BCP）を踏まえた自主備蓄の推進

東日本大震災では被災した企業が地域社会と協働し、発災後数日間を行政からの応援なしで乗り切った事例が報告されている。事業者は平常時から自らが定める事業継続計画（BCP）にて、災害時の社員に対する生活必需品の社内供給体制（3日分相当の

備蓄など）について検討しておくと同時に、企業の社会貢献責任（CSR）の一環である地域社会への緊急支援貢献も含めた対応についても検討しておくように努める。

2. 災害時民間協力体制の整備

町は、生活物資等の関係業者との災害時における協定締結を一層推進する。協定締結事業者との間では、平時から納入に必要な日数や提供可能数量に関する情報の共有に努めるものとする。

この場合の協定締結内容については、町が町域の人命救助や応急復旧対策を優先して実施すべきである事情を鑑み、原則として生活物資等の確保のほか配送要員および車両の確保についても業者にて行う内容とする。

3. 自主的な生活必需物資備蓄意識、相互協力意識の向上

- (1) 町は、地域の住民および事業所等に対し、最低3日分の生活必需物資の自主的な確保を指導または助言する。
- (2) 町は、在宅要配慮者への地域住民による生活必需物資の配送等、地域住民相互の協力意識を日々の広報等により醸成する。

第4項 災害時必要機材供給体制整備計画

第1. 現況

町では、災害時に必要となる機材として、発電機等の水防資機材等が整備されている。また、機材の供給に関する民間業者等との協力協定についても締結済みである。

なお、県では、災害時に必要となる資機材の緊急調達のためレンタル会社等と相互応援協定が締結されている。

第2. 計画目標

災害時はライフラインの被害等により、指定緊急避難場所、指定一般避難所や現地対策本部等で自家発電機や仮設トイレ、その他資機材が緊急的に必要となる。

町は、これらの資機材の迅速な供給ができるよう、平常時からの計画的な備蓄や広域災害ネットワークの市町村または業者との供給協定締結等の方法により、円滑かつ迅速に確保できる体制整備に努める。

1. 災害時必要機材の備蓄

町は、災害時に必要となる資機材備蓄に当たっては、地域実情に応じた備蓄品目を選定しておき、高齢者や障がいのある人、女性、外国人等にも配慮しつつ、これらの備蓄品目の性格に応じた効率的な備蓄の方法等について検討しておく。

2. 災害時民間協力体制の整備

町は、平常時からリース・レンタル機材業者との災害時の協力協定の締結に向けた協議や調整に努める。なお、この場合の協定内容については原則として災害時の必要機材等の確保のほか、配送要員および車両の確保についても業者側にて実施する内容とする。

協定締結事業者との間では、平時から納入に必要な日数や提供可能数量に関する情報の共有に努めるものとする。

第5項 義援物資の受入体制の整備

第1. 計画目標

町は、小口・混載の義援物資は被災した町の負担となることから、受け入れる義援物資は原則として企業等からの大口のみとするとともに、これら被災地支援に関する知識を整理し、その普及に努めるものとする。災害時に被災者が必要とする物資の内容を把握するとともに、迅速かつ的確に被災者へ供給できるよう、受入体制の整備、及び確保した義援物資の配送方法の確立に努める。

また、大規模災害発生時に全国から送られてくる義援物資の配分、輸送、在庫管理に災害対策本部等が忙殺されることがないように、集積拠点の確保や迅速・的確な供給体制について、運送会社等との協定も活用し、あらかじめ整備しておくものとする。

第14節 住宅の確保体制整備計画

【体制】

| 計 画 項 目 | 主な担当課など | 支援課など |
|-------------|--------------------------------|---|
| 住宅の確保体制整備計画 | <input type="checkbox"/> 都市計画課 | <input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 <input type="checkbox"/> 財政課 |

～基本方針～

大規模な災害が発生した場合には、住家への浸水や家屋の損壊等により長期の避難が必要となることが多く、民生の安定のためには仮設住宅等の確保が重要となる。

町は、被災者に対し応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な住宅の確保体制について整備しておくものとする。

第1. 現況

本町では、町営住宅が整備されており、東日本大災害時には被災支援としても住宅を供給している。県においては、プレハブ建築協会と仮設住宅の供給に関する協定を締結しており、町はこの協定締結内容を受け町域での仮設住宅建設候補地の検討並びに選定を行っている。

第2. 計画目標

1. 空き家住宅の確保体制の整備

町は、公営住宅等の空き家状況を把握し、災害時における被災者への迅速な情報提供に努める。そのため、関係機関と協議を行い、公的賃貸住宅の受入れに係る課題の共有・連携強化を実施する。

また、民間賃貸住宅の借り上げ等の円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

特に、今後東日本大震災のような広域かつ複合の大災害が発生した場合には遠隔地や近隣都市域からの多数の避難者を受け入れる必要性が生じることを前提として、町域の不動産関係の業者との空き家情報に関する情報交換体制や住宅斡旋（あっせん）に関する応援協定の締結等について、最良の対応方策について調査しつつ検討を進める。

2. 応急仮設住宅の供給体制等の整備

県地域防災計画において応急仮設住宅の供給計画がうたわれており、町は災害時においては、この計画の内容に沿って応急仮設住宅の供給体制を確立していく。

- (1) 町は、応急仮設住宅の建設可能な用地をあらかじめ把握しておくほか、応急仮設住宅建設に必要な資機材の供給可能量の把握に努めるなど供給体制の整備に努めるも

のとする。

- (2) 町は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材に関し、供給可能量の把握に努める。また、災害時における応急仮設住宅の建設に関する各協定により、仮設住宅の供給方策についても習熟しておくものとする。

第15節 保健衛生・防疫体制整備計画

【体制】

| 計 画 項 目 | 主な担当課など | 支援課など |
|---------------|----------------------------------|--|
| 保健衛生・防疫体制整備計画 | <input type="checkbox"/> 子育て・健康課 | <input type="checkbox"/> 環境課 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 <input type="checkbox"/> 農政課 <input type="checkbox"/> 総合保健福祉センター |

～基本方針～

災害被災地域では、環境悪化から保健衛生条件が極度に悪くなり、感染症等の疾病発生等が多分に予想される。このため、町は保健福祉環境事務所や家畜保健衛生所等の関係各機関と連携・協力のもと、これを防止するための保健衛生・防疫体制を確立する。

第1. 計画目標

1. 保健衛生・防疫活動要領への習熟

町および関係機関は、第Ⅲ編第2章第15節「保健衛生・防疫対策」に示す活動方法・内容について習熟するとともに、町職員の資質向上のため研修等を行う。

2. 防疫用薬剤および器具の備蓄

町は、消毒剤、消毒散布用の機械、運搬器具等について、災害時の緊急調達に困難が予想されるものについて、平常時から関係事業者との連絡体制や調達応援体制など、それらを確保するための体制の確立に努める。

3. 学校における環境衛生の確保

学校長は、町と連携して自らの学校の保健室に常備している救急用器材、薬品等について、災害時の追加や確保策など必要な処置を検討しておく。また児童・生徒に対しては、災害時における保健衛生管理について十分な教育や指導を行う。

4. 家畜防疫への習熟

町および関係機関は、第Ⅲ編第2章第15節「保健衛生・防疫対策」に示す活動方法・内容について習熟するものとする。

第16節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制整備計画

【体制】

| 計 画 項 目 | 主な担当課など | 支援課など |
|---------------------|------------------------------|---|
| ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制整備計画 | <input type="checkbox"/> 環境課 | <input type="checkbox"/> 建設課 <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 <input type="checkbox"/> 清掃事務所 |

～基本方針～

東日本大震災や 2012 年九州北部豪雨等の災害教訓から、風水害など大規模な災害が発生した場合には汚泥、家庭ごみや破損家具類、さらにはがれき等が短期間に大量発生し、通常の処理体制では適正な処理が困難になるなどの問題が生じている。

町は、災害により一時的に大量発生する生活ごみや粗大ごみ（以下「ごみ」という）、し尿、建物の消失、流失倒壊等の損壊および解体により発生する廃木材およびコンクリートがら等（以下「がれき等」という。）等を、適正かつ迅速に処理できる体制をあらかじめ整備しておくものとする。

第1. 現況

本町では、一般家庭から出されるごみについて、荻田エコプラント(株)および荻田町リサイクルセンターに一括して持ち込まれて処理がなされている。

荻田エコプラント（株）は、RDF（固形燃料）製造施設で可燃ごみを固形燃料として再利用しており、これらの燃料はセメント工場での補助燃料として使用されている。処理能力は 42 トン/7hr である。

荻田町リサイクルセンターでは、びん、かん、ペットボトルを再資源化している。同センターでの処理能力は 4.9 トン/5hr である。

上記 2 つのごみ処理施設を合わせると、本町では年間約 11,500 トンの処理能力を有していることとなる。

し尿および浄化槽汚泥の収集・運搬については、町が企業 3 社に許可を与えており、このうちし尿については、概ね 1 ヶ月に 1 回の頻度で地区の収集曜日を決め、くみ取りを行っている。収集されたし尿および浄化槽汚泥は、荻田町清掃事務所第二工場にて処理されている。同工場の処理能力は 100kl/日である。

なお、本町では、大規模災害時に発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、「荻田町災害廃棄物処理計画」を策定している（令和 2 年 6 月策定）。

第2. 計画目標

1. ごみ処理体制の整備

町は、平常時から次のようなごみ処理体制の整備に努める。

(1) ごみ処理要領への習熟と体制の整備

町は、第Ⅲ編第2章第22節「災害廃棄物等の処理」に示されたごみ処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制について整備する。

(2) ごみの仮置場の選定

町は、災害時におけるごみの仮置場選定を行うが、その選定基準については次のとおりとする。

- 1) 他の応急対策活動に支障のないこと。
- 2) 土壌・水質・臭気等の環境衛生面からみて周辺地域に支障や影響がないこと。
- 3) 搬入に便利なこと。
- 4) 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

2. し尿処理体制の整備

町は、平常時から次のようなし尿処理体制の整備に努める。

(1) し尿処理要領への習熟と体制の整備

町は、第Ⅲ編第2章第22節「災害廃棄物等の処理」に示される「し尿処理」の要領・内容について習熟するとともに、必要な処理体制を整備する。

(2) 災害用仮設トイレの整備

町は、災害時に指定一般避難所や住宅地内で下水道施設が使用できない地域に配備できるよう、仮設トイレ、マンホールトイレを自ら保有するほか、仮設トイレ等を緊急配備できるよう資機材を保有する建設業、下水道指定工事店等と相互協力関係をあらかじめ整備しておく。また、災害用仮設トイレの整備に際しての技術的支援や、仮設トイレで発生したし尿の処理等について、町単独で対応できない場合には市町村間の調整を県に対して要請する。

(3) 素掘用資材の整備

災害用仮設トイレの整備と並行して素掘用資材の整備を推進するため、素掘用仮設トイレの仕様の作成、資材の種類、数量の把握、消毒方法の検討を行う。

(4) 使い捨て簡易トイレ用品の調達と処理

東日本大震災では、長期にわたる津波浸水やライフラインの途絶で避難所や被災地域の各家庭でトイレ使用ができなくなり、特に高齢者や女性が避難生活中に泌尿器科系疾病に罹患するなどのあらたな問題が発生した。こうしたことから町は、上記のし尿処理体制の構築に加えて、市町村広域災害ネットワークの協定先や業者との応援協定等に基づいた簡易トイレを並行調達し、処理対応する方策についても検討を進める。

3. 災害廃棄物処理体制の整備

町は、災害による建物の消失、流失倒壊等の損壊及び解体により発生するがれき等を適正に処理する体制を整備する。

(1) 災害廃棄物の処理要領への習熟と体制の整備

町は、第Ⅲ編第2章第22節「災害廃棄物等の処理」に示されたがれき等処理活動の要領・内容について、平常時から職員に内容を習熟させるとともに、必要な体制を整備する。

(2) がれき等の仮置場の選定

町は、短期間でのがれき等の焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、次の点に留意しつつ、仮置場の候補地をあらかじめ選定し、搬送路の検討を行っておくものとする。

- 1) 他の応急対策活動に支障のないこと。
- 2) 自然発火による周辺延焼の可能性がないこと。
- 3) 土壌・水質・臭気等の環境衛生の観点から周辺地域に支障や影響がないこと。
- 4) 搬入に便利なこと。
- 5) 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

4. 応援協力体制の整備

町は、がれき等処理について応援を求める相手方（建設業者、産業廃棄物事業者等の各種団体）について、あらかじめその応援能力について十分調査し、町による処理計画の中にあらかじめ組み入れるとともに、協定書の締結等体制を整えておくものとする。また、応援協力体制を整備するに際しての技術的支援や、撤去された災害廃棄物処理を町単独で対応できない場合の市町村間の調整等について、県に対して要請する。

5. 広域的な処理体制・連携体制の確立

町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、県とともに広域処理体制の確立に努めるものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。加えて、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制の確立や民間連携の促進等に努めるものとする。

第17節 農林水産業災害予防計画

【体制】

| 計 画 項 目 | 主な担当課など | 支援課など |
|----------------------|------------------------------|---|
| 第1 災害予防に関する試験研究の推進 | <input type="checkbox"/> 農政課 | <input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 <input type="checkbox"/> 建設課 |
| 第2 防災意識の普及および防災訓練の実施 | <input type="checkbox"/> 農政課 | <input type="checkbox"/> 建設課 <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 |
| 第3 防災基盤の整備 | <input type="checkbox"/> 農政課 | <input type="checkbox"/> 建設課 |
| 第4 防災営農体制の整備 | <input type="checkbox"/> 農政課 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 |
| 第5 農業施設災害予防計画 | <input type="checkbox"/> 農政課 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 |
| 第6 林業災害予防計画 | <input type="checkbox"/> 農政課 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 |
| 第7 水産施設災害予防計画 | <input type="checkbox"/> 農政課 | <input type="checkbox"/> 交通商工課 <input type="checkbox"/> 建設課 |

～基本方針～

農林業並びに水産業は、北九州北部の低山地と周防灘に面する本町においては重要な基幹産業である。町は、暴風、豪雨、高潮等による農作物、漁業施設等への災害を未然に防止するため、次のような生産基盤整備を推進していくものとする。

第1項 災害予防に関する試験研究の推進

第1. 計画目標

災害予防・被害軽減対策の効果的な推進を図るため、町は台風や高潮、高温等の気象災害に関する品種や技術開発に関する次のような試験研究成果の入手と分析に努める。

- (1) 高温耐性、耐湿性等をもった農作物新品種の開発に関する研究
- (2) 防風ネットや果樹の仕立法等の気象災害に対する被害軽減技術開発に関する研究
- (3) 土壌流亡防止等に関する研究
- (4) 都市並びに産業地帯と並立する都市型水産業・林業振興についての研究

第2項 防災意識の普及および防災訓練の実施

第1. 計画目標

災害が発生した場合またはそのおそれがある場合において、町は災害応急対策を迅速かつ的確に実施し、被害の拡大防止、住民生活の安定等を図る必要がある。このため、町は平常時から次のような防災意識の普及に努めるものとする。

1. 防災知識の普及

町は、農林事務所や普及指導センターその他の関係団体等と連携しつつ「福岡県施設園芸用施設導入方針」に基づいた施設整備や、土地改良事業計画設計基準に基づく構造物の整備等、農家等に対する防災意識の普及やその指導に努めるものとする。

また、林業については、土砂流出防止観点を含めた良好な里山環境保全のあり方や流木災害を防止するための適切な林内施業のあり方等について、水産業については、都市域における効果的な漁業振興のあり方や風水害、高潮・津波災害時の施設保全のあり方等について、それぞれの項目について町は、災害関係研究諸機関と連携しつつ関係者へ防災意識の普及や指導に当たっていくものとする。

2. 防災訓練の実施

町は、毎年実施する総合的な防災訓練の一環として、施設管理主体に対して堰堤・ため池、堤防、樋門、排水機場施設、防潮堤等の防災上重要な施設の点検整備等の実施要請および指導を行うものとする。

第3項 防災基盤の整備

第1. 計画目標

町は、農地および農業用施設災害の防止を図るため、次のような事業について計画的な実施を検討する。

1. 農地防災事業

洪水、土砂崩壊、湛水（浸水）等に対して農地農業用施設を防護するため、町は農業用排水施設の整備、老朽ため池の補強、低・湿地域における排水対策、降雨等による農地浸食対策等について総合的な事業の推進に努め、災害の防止を図るように努める。

2. 地すべり防止事業

町は、地すべり等防止法に基づき、農地を主とする地域に係る地すべりによる被害を未然に防止または軽減するため、地すべり防止事業の計画的な実施を促進する。

3. 農業農村整備事業等

町は、県行橋農林事務所等の関係機関に協力して、農村地域の集落において災害対策の観点からも不可欠な農道、農業集落道および緊急時に消防用水を取水することができる農業用排水施設等の整備を推進する。

4. 海岸事業

町は、津波・高潮、波浪等による被害から沿岸農地や漁業施設に係る海岸を防護するため、海岸保全施設や漁業港湾施設の計画的な整備について関係行政機関に要請する。

第4項 防災営農体制の整備

第1. 計画目標

町は、平常時から農地防災事業を計画的に推進し、町域の営農基盤整備を推進するとともに、農地保全施設等の管理体制の強化および防災的な見地に基づいた営農指導を実施し、防災営農体制の確立に資するものとする。

1. 農地保全施設の管理

町は、堤防、排水機、水門、樋門等の農地保全施設、または農業水利用施設の管理について、各管理主体が維持管理計画を定めるに当たって考慮すべき防災上の事項等について指導・助言し、施設管理の徹底に努める。

2. 営農指導の実施

町は、気象、地形、土壌等の自然的な条件を考慮し、防災上の観点に基づいた耕種、土壌保全その他の営農指導に努めるとともに、農作物等に被害を与えるおそれのある気象変化が起きた場合、または予想される場合においては、これらに対応するため必要な技術対策を検討し、県と協力して指導や助言を行う。

第5項 農業施設災害予防計画

第1. 計画目標

農業施設等については農業従事者により維持管理がなされ、防災対策は日々の地元住民の管理に頼るところが大きい。従って、町は、農業施設の災害予防対策に当たっては、関係機関との連携はもとより、町と住民相互の協力体制を確立し農業施設の災害予防対策を推進する。

1. ため池整備計画

管理者は、平常時から次のようなため池に対する整備に努める。

- (1) 巡視による異常の早期発見と報告、草刈りの励行
- (2) 取水施設の点検整備
- (3) 堤体の応急補強と通行規制
- (4) 余水吐および下流放水路障害物の除去
- (5) 低水管理および事前放流

2. 用排水路

管理者は、平常時から次のような用排水路に対する整備に努める。

- (1) 浚渫、除草、障害物の除去、破損箇所修理
- (2) 水路中の各種ゲートの整備点検、操作を確実にすること

3. 農道

町は、平常時から次のような農道に対する整備に努める。

- (1) 側溝、暗渠、溜桧、排水管等の排水施設の浚渫、清掃並びに機能の点検
- (2) 道路付帯施設の状況点検
- (3) 路面、法面、盛土、橋梁等の道路施設機能の点検による異常確認

第6項 林業災害予防計画

第1. 計画目標

町は、林業災害の予防対策に当たり、関係機関との連携はもとより町と住民、山林所有者相互の協力体制のもとで林業災害を予防するべく、次のような予防対策を推進する。

- (1) 町は、関係機関、団体等と連携しながら森林のもつ機能維持の向上に努める。
- (2) 保安林整備事業等の展開により山地部の保水能力を高め、急激かつ大量の出水防止に努める。また森林の荒廃を防止するため、保安林指定地域の拡大を図り、適切な森林施業を推進する。
- (3) 市街地をとりまく山林や農地が本来保有している水源涵養機能や土砂流出崩壊防止機能等を重視して、緑地として積極的な環境保全を図る。
- (4) 小規模林地開発や土石の採取等による自然破壊を未然に防ぐため、監視体制の充実を図り、森林や里山の保全巡視を推進していく。
- (5) 林業に伴い整備された林道は、永続的な森林整備を目的としているが、町民のライフライン道路でもあるため、災害時、避難ルートとしての機能を失わないように適切な維持管理計画や補修等の整備計画とも整合性を図りつつ、林道整備や補修事業を計画的に進めていく。

第7項 水産施設災害予防計画

第1. 計画目標

町は、水産施設の予防対策に当たり、関係機関との連携はもとより町と水産事業者あるいは住民相互の協力体制のもと水産施設災害を防止するべく、次のような予防計画を推進していく。

- (1) 町は、白石海岸等の良好な海岸環境を保全し、遠浅で良好な周防灘の漁場環境を形成するため、関係機関と連携しつつ海岸や苅田漁港の保全整備に努める。
- (2) 町は、内水面における養殖について、水量豊富な養殖地を選定するように指導または助言する。
- (3) 町は、漁船、漁具、養殖施設や待機場所等の漁業用施設、および資機材について、気象予警報や地震津波情報に対応して船上げ避難や固定、あるいは補強固定などの適切な予防措置を講じるように、関係者へ指導または助言する。
- (4) そのほか漁港における不法投棄物や残置船、老朽化沈船などの移動・撤去について、町は施設管理者や関係機関と連携しつつ巡視や点検を強化して適切な対応をとる。

第18節 帰宅困難者支援体制の整備

【体制】

| 計 画 項 目 | 主な担当課など | 支援課など |
|---------------|-----------------------------------|-----------------------------|
| 第1 帰宅困難者の定義 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 | <input type="checkbox"/> 全課 |
| 第2 想定される事態 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 | <input type="checkbox"/> 全課 |
| 第3 帰宅困難者対策の実施 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 | <input type="checkbox"/> 全課 |
| 第4 事業所、県民等の役割 | <input type="checkbox"/> 総務課危機管理室 | <input type="checkbox"/> 全課 |

～基本方針～

本町には、多くの企業が集積しており、日々、周辺市町から多くの人々が通勤等で流入している。そのため、本町周辺等で大規模災害が発生した場合、公共交通機関の運行停止等により、帰宅が困難になるような人々が多数発生することが想定される。

町は、大規模災害発生時における帰宅困難者対策を検討し、関係機関等と連携して各種施策の推進を図る。

第1. 帰宅困難者の定義

「通勤・通学・買い物等の目的で周辺地域から流入・滞在している者のうち、災害の発生により交通機関の運行が停止した場合に徒歩での帰宅が困難になる者」を帰宅困難者とする。

【本町の帰宅困難者数（県想定）】

「福岡県地震に関する防災アセスメント調査」（平成24年3月）P 507～509

最大想定数 2,547人 （※滞留者：4,863人）

第2. 想定される事態

1. 社会的な混乱の発生

外出している人々は、家族や自宅の状況等が不明なことから心理的な動揺が発生する。特に、事業所等への出勤者以外は、一時滞在できる場所がない場合、無統制な群衆となってターミナル駅へ殺到するなど、パニック発生の大きな要因となることも考えられる。また、多くの人々が公共施設や大規模民間施設を一時休息や情報収集ができる場所と考え、集まってくることも予想される。

2. 帰宅行動に伴う混乱

地理の不案内や被害情報の不足により帰宅者が危険に遭遇したり、一斉に大量の人間が帰宅行動をとることによる交通の支障、沿道での食料、飲料水、トイレ等の需要の発生など、帰宅経路における混乱も予想される。

3. 安否確認の集中

災害発生の直後から、家族等の安否を確認するための電話が集中し、通信機能のマヒが予想される。

特に、被災市町村には、安否等の確認の電話が殺到し、災害応急対策活動に支障が生じることも考えられる。また、家族等の安否が確認できない場合、本人は勤務先等に一時滞在でき帰宅を要しない状況であっても、無理に移動を開始し、帰宅困難者となることが考えられる。

4. 食料、飲料水、毛布などの需要の増大

自宅に帰ることが困難となり、職場等に泊まる人が大量に発生することも予想される。この際、職場等において食料、飲料水、毛布などの備蓄がない場合、これらに対する需要が大量に発生することも考えられる。

第3. 帰宅困難者対策の実施

1. 基本的考え方

帰宅困難者が引き起こす最大の問題は、帰宅困難者が路上等に溢れることにより、避難や緊急車両の通行、救助隊の活動等が妨げられ、被災者の生命・身体に危険を及ぼすことである。このため、帰宅困難者対策は、この状況を回避することを最優先に、「帰宅困難者の発生の抑制」、「発生した帰宅困難者の迅速な収容」、「円滑な帰宅の促進」のための対策を実施するものとする。

その上で必要となる対応は、むやみに移動を開始しないことの啓発、事業所等における備蓄、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在場所の提供、帰宅支援、ターミナル駅等での混乱防止等、多岐にわたるものであるが、膨大な数の帰宅困難者への対応は、災害による多数の死傷者・避難者が予想される中であって、行政機関による「公助」だけでは限界があり、「自助」や「共助」も含めた総合的な対応が不可欠である。

このため、事業所、町民等は、帰宅困難者対策に積極的に協力するものとする。

2. 町の対策

(1) 災害時の情報収集伝達体制の構築

公共交通機関の運行・復旧状況や道路の規制等の状況、徒歩帰宅者支援ステーションの設置状況等を、駅周辺のビジョンでの表示、駅や交番における張り紙、放送機関からの放送等により、迅速に提供できる体制を整備するように努める。

- 1) 公共交通機関の被害、運行状況等の収集体制の構築
- 2) 各交通事業者に対し、発災時の運行情報発信の徹底を要請
- 3) 道路情報の収集伝達体制の構築
- 4) その他の情報収集伝達体制の構築

(2) 帰宅困難者の家族等の安否確認の支援

福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や「防災メール・まもるくん」による安否確認の支援、通信事業者等が行う安否情報等の収集および伝達に係るシステムの効果的な活用が図られるよう、普及啓発に努める。

(3) 一時滞在場所の提供

帰宅可能になるまで待機する場所がない出張者や観光客等の帰宅困難者を、所管する施設で一時的に受け入れることができないか検討を行う。

また、町は、帰宅困難者の一時滞在中に協力する事業所等との協定締結を推進し、一時滞在場所を確保するとともに、協力事業所における一時滞在中に必要な支援を実施するよう努めるものとする。

(4) 徒歩帰宅者に対する支援

企業等との協定締結により、徒歩帰宅者支援ステーションの設置を推進し、情報提供や水道水の供給およびトイレの利用等の支援を行う。

(5) 事業所、通勤者等への啓発および対策の推進

事業所や通勤者等に対し、むやみに移動を開始しないこと、従業員等が一時滞在中することを想定した備蓄、家族等の安否確認手段の確認、やむなく徒歩帰宅する場合に備えた歩きやすい靴や携帯ラジオ、地図等の準備について、インターネット、広報紙、リーフレットの配布、帰宅困難者対策訓練等を通じ、啓発に努め、実施を推進する。

(6) 観光客対策

国内遠隔地や外国からの観光客の一時滞在場所の確保や輸送対策等の体制作りに努める。

3. 災害発生時に自宅外にいる者の心得の普及

発災直後は、町（消防本部）の応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護等に重点をおくため、膨大な数の帰宅困難者を行政機関が直接誘導することは極めて困難である。帰宅困難者が無統制な群衆になると、パニック発生の大きな要因となったり、二次災害が発生したりするおそれがある。このため、町は、下記の心得の普及を図る。

(1) むやみに移動を開始しない

帰宅困難者の路上等への滞留による混乱を回避するため、帰宅できない状況になってむやみに移動を開始せず、まずは、通勤・通学先や、一時滞在中が可能な場所に身を寄

せることを基本に行動する。

※ 正確な情報を入手せずむやみに移動を開始すれば、混乱を引き起こすほか、倒壊の可能性のある家屋や火災発生地域、通行不能な場所等に行き当たっては迂回が必要となり、逆戻りなどにより無駄に体力を消耗することもある。

(2) まず安否確認をする

家族等の安否が確認できなければ、一時滞在場所に落ち着いて滞在することができず、無謀な帰宅行動をとってしまうこともある。

電話や電子メール・携帯メールのほか、福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や「防災メール・まもるくん」、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（Web171）等の安否確認サービスを活用し、家族や職場と連絡を取り、冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。

(3) 正確な情報により冷静に行動する

公共機関等が提供する正確な情報を入手し、状況に応じて、どのような行動（帰宅、一時移動、待機等）が安全なのか自ら冷静に判断する。

(4) 帰宅できるまで帰宅困難者同士が助け合う

一時滞在できる屋内施設には、要配慮者（高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等）を優先して収容する、物資が少ない場合はこれらの者に優先的に配布するなどの配慮をする。

第4. 事業所、県民等の役割

帰宅困難者対策は、幅広い分野にわたるとともに、行政を越える対応も必要となる。

このため、帰宅困難者に関連する事業所、地域住民等全ての関係者がそれぞれの役割を十分に果たし、分担・連携して対策を行う必要がある。

事業所は、発災時にはその責任において、交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等を施設内に留め置くことを基本に扱いを検討し、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するものとする。帰宅する者に対しては、安全確保に留意し、適切な措置を行うこととする。また、徒歩帰宅者支援ステーションの設置協定の締結、一時滞在場所の提供等に対し、共助の考え方のもと、社会的責任として、可能な限り協力することとする。その際は、要配慮者（高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等）に優先して場所を提供する。

帰宅困難者になる可能性がある通勤・通学者等は、平常時からの備えに努め、発災時には冷静に行動することとする。